

# ICD NEWS

## LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT  
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE  
MINISTRY OF JUSTICE

第29号  
2006. 12

### 目 次

#### 特集Ⅰ

ベトナムの司法改革と人民検察院

～ベトナムにおける司法改革の変遷と人民検察院の地位, 組織, 役割等～

国際協力部教官 伊藤 文規…… 1

#### 特集Ⅱ

ベトナムの司法制度改革と改正刑事訴訟法の運用等について

国際協力部教官 伊藤 文規…… 23

講演録

「ベトナム司法制度改革の現状と問題点について」

最高人民検察院検察理論研究所 所 長 レ・フー・テー氏…………… 24

「ベトナム改正刑事訴訟法の運用状況について」

最高人民検察院検察理論研究所 副所長 ド・ヴァン・ドゥオン氏…… 61

#### 国際研究

カンボジアの統治機構の概観

国際協力部教官 小林 俊彦…… 101

資料…………… 128

#### 国際協力の現場から

ウズベキスタン出張を通して

国際協力専門官 尾世 智浩…… 146

E-M A I L…………… 22, 100, 145, 149, 150



## ～ 特集 I ～

### ベトナムの司法改革と人民検察院

～ベトナムにおける司法改革の変遷と人民検察院の地位，組織，役割等～

国際協力部教官

伊 藤 文 規

序

本稿は、2006年度のベトナム最高人民検察院との交換プログラムにおいて、同検察院検察理論研究所のレ・フー・テー所長及びド・ヴァン・ドゥオン副所長から発表していただいた内容及び別途御教示いただいた内容等を基に、ベトナムの司法改革及び人民検察院における改革の経緯と状況等に対する理解を深めるため、ベトナムの統治機構における人民検察院の地位、機能、任務、組織機構等について、現段階での理解として適宜まとめたものである<sup>1</sup>。

第一部では、これまでの司法改革における司法機関の形成過程と関連づけながら、現在に至るまでの人民検察院の形成、発展の歴史を、第二部では、現在までの司法改革を踏まえた人民検察院の地位、機能、任務、組織機構等の現在の状況を、それぞれ述べてある。

テー所長及びドゥオン副所長の発表の講演録と併せて、本稿がベトナム司法制度改革及び人民検察院の地位、機能、任務、組織機構等に関する理解、研究の一助となれば幸いである。

---

<sup>1</sup> 本文中の憲法等の法規範文書は可能なものはチェックしてあるが、各勅令のNo.と内容などについては、入手困難なため原文のチェックは行っていない。本稿は基本的にテー所長らからの教示を基にしていることをお断りし、その点ご承知おき願いたい。

## 第一部 ベトナムの司法改革と人民検察院の形成，発展の歴史

第1 1945年9月にベトナム民主共和国として独立して以来（現在の社会主義共和国の国名に変更したのは南北統一後の1976年），共産党とベトナム政府は，革命政府の強化，人民の利益の保護の目的から，犯罪行為に対して適時かつ効率的に対峙するための公訴機関を含む司法機関の設立を推進しており，公訴機関（現在の人民検察院）の構築と発展の歴史はベトナムにおける独立から今日までの司法機関の体系の改革過程と密接に関連していることはいうまでもない。総じて言えば，司法機関の改革は，独立した1945年から今日まで計6回にわたっており，現在実施されている司法改革は最終の6回目の改革の一環として位置づけられるものである。以下，各段階における司法改革において公訴機関（現在の人民検察院）の変遷過程を俯瞰する。

### 第2 各司法改革と人民検察院

#### 1 第1次司法改革<sup>2</sup>

1回目の改革は，主権国家として独立した後，1946年憲法<sup>3</sup>と3つの勅令（1946年1月24日付けの勅令13/SL号，1946年4月17日付けの勅令151/SL号，1946年7月20日付けの勅令131/SL号）により司法の確立を実施した段階であった。

1946年憲法では司法機関の組織と活動に関する基本原則を規定し，同憲法第63条によると，司法機関は①最高裁判所，②各上審裁判所，③各第2級裁判所及び各初級裁判所から構成されていた。なお，初級裁判所は町に，第2級裁判所は県，直轄市に，上審裁判所は北部，中部，南部にそれぞれ組織された。

そして，各階級の裁判所の整備とともに，この段階で，革命成果の保護と政府及び人民の利益の保護のためとして，上記各勅令に基づいて公訴機関も統治機構の中に形成された。これら勅令では，公訴機関は，裁判所機構の内に存在し，司法省によって管理されていた。

裁判所機構の中の公訴機関という意味を具体的に捉えると，初級裁判所では裁判官は審理と公訴の両方を行うこととされ，第2級裁判所では裁判官は審理裁判官と訴追裁判官（公訴院裁判官）の2つの役職に分けられていた。また，上審裁判所には，「掌理」をトップとした公訴専門の官職を擁する公訴院が設置された。つまり，独立した組織機構という角度からは，司法省大臣の管理，指導，運営の下に裁判所機構の中に公訴院が形成されたわけである。

そして，公訴官は司法警察の権限（刑事事件の捜査）を有し，公訴権を行使し，司法警察の捜査業務を指揮，監督していた。また，公訴官は，国家の名の下で訴追権者として刑事裁判の公判に参加するほか，確定判決の執行，裁判所管理業務の担当，審理裁判官を除く裁判所の全職員の業務の指揮，監督，刑務所監理業務の監督，官吏所の帳簿と公金の監査，管轄内の戸籍簿の監査などを行い，非刑事裁判の公判（民事事件）にも参

<sup>2</sup> 正確には，独立後の最初の司法確立段階であり改革という言葉はそぐわないかもしれないが，独立前のフランス統治時代の司法制度を独立により再構築したという観点から第1次司法改革と位置づけた。

<sup>3</sup> 1946年11月9日のベトナム民主共和国の第1期国会で成立。

加することとされていた。公判に参加する際には、“事実を証明するために必要な方策を行使するよう裁判所に請求する権限がある”とされていた。民事事件への関与の上では、公訴官は、未成年者、行政法人の権利を保護する任務を有しており、また、身分関係及び法律上公訴官の意見が強制的である事項に対し関与しなければならないとされていた。

さらに、公訴院のトップである「掌理」の場合、上審裁判での刑事事件、戸籍事件の公判における発言権があるほか、法律、勅令、規則施行の監督、公共秩序に関係する判例文の執行の督促、裁判所の秩序を守らせてこれを監督すること、各部の司法警察職員の行動の監督も権限として有していた。

このような権限関係を踏まえると、ベトナムにおける公訴機関は、形成当初から既に、従前の宗主国であったフランスの司法機関体系の強い影響を受けながらも、組織機構、活動面で独立指向を徹していたと言える。つまり、公訴官は裁判所機構に存在するものの裁判官による指揮、監督を受ける関係にはなく、また、その機能と権限についても、公訴機関の主要かつ基本的な機能は犯罪者を訴追する公訴権の行使であるとし、その機能を効率的に果たすために、公訴機関は捜査活動を指揮、監督するに留まらず捜査も直接行うことができ、同時に、捜査機関は司法機関に対する監督も行い、公共秩序保障のために民事事件における真理性保護の義務の下で民事訴訟活動にも参加することとされたのである。

### 3 第2次司法改革

2回目の改革は、1950年5月22日付けの勅令85/SL号、1950年6月7日付けの首相通達21/TTG号、1950年6月8日付けの経済省、司法省の合同通達18/BKT-TT号の施行によって1950年に実施された。

1950年の司法改革は公訴機関の組織と活動を著しく変化させ、組織上、各級の行政抗戦委員会<sup>4</sup>が管轄地域内の公訴院を指揮することとなり、行政抗戦委員会は公訴機関に対して直接的な命令をすることができたし、公訴機関の代表は委員会の命令に従わなければならなかった。委員会の命令は一定期間における公訴方針についての一般命令にとどまらず、それぞれの具体的事務に対する個別命令も可能であった（別体系を有する軍事裁判所を除く）。権限の面では、1950年5月22日付けの勅令85/SL号によると、公訴院は刑事において公訴する権限だけでなく非刑事（民事）においてもさらに権限が拡大され、これは非刑事事件（民事事件）が私人の物事であって国家は干渉しないというベトナムの伝統観念が基本から大きく変容していったことを表わしている。

このように、2回目の司法改革の主要な内容は、司法機関に対する行政機関の指導の役割を強化し、その活動に対する人民性の拡大、強化を表しており、公訴機関はまだ独立した機関になるまでには至らなかった。行政機関に国家権力を集中させる体制を強化するという傾向は、ベトナムの当時の条件<sup>5</sup>に適応したものであった。

<sup>4</sup> この当時は1946年から始まった旧宗主国フランスとのいわゆる第1次インドシナ戦争を継続中であった。

<sup>5</sup> 1946年から始まったフランスとの第1次インドシナ戦争が長期化していたこともあり、行政機関による強力な中央集権体制を採る必要性が高かったことも要因であろう。

#### 4 第3次司法改革

3回目の司法改革は、1958年4月29日付けの第1期第8回国会決議、1959年7月1日付けの政府決議156/TTg号、1959年7月2日付けの政府の政令321/TTg号によるものであり、これらによって、中央から地方まで組織され、独立した国家機関体系としての公訴院が設立された。

このとき設立された公訴院の体系は

- 中央公訴院（政府委員会の直轄に置かれ、省と同等の責任、権限を有する）
  - 控訴審公訴院（ハノイ、ハイフォン、ヴィン、北越自治区、タイ・モン自治区）
  - ハノイ市、ハイフォン市公訴院、ホン・クエン区公訴院、各県とヴィン・リン地域の公訴院
- という機関であり、司法省からは分離された。

また、公訴院の任務は以下のとおりとされた。

- ① 刑事に関する法律違反者を捜査し、裁判へ起訴する。
- ② 捜査機関の捜査業務における法理施行を監督する。
- ③ 裁判所の裁判業務における法律施行を監督する。
- ④ 刑事、民事判決執行における法律施行と勾留、留置、矯正機関の活動における法律施行を監督する。
- ⑤ 国家と人民の利益に関係する重要な民事事件の提訴と訴訟へ参加する。

上述のとおり、第3回目の司法改革により、ベトナムの統治機構における公訴院の地位、役割は、独立した国家機関として位置づけられるとともに、2回目の司法改革に比べて、その役割、任務が具体的かつ明確に特定された。

これは1960年に公訴機関から人民検察院へと移行させるための実質的な準備段階とも言えるものであった。

#### 5 第4次司法改革

4回目の司法改革は、1945年憲法を改正した1959年憲法<sup>6</sup>と1960年の人民検察院組織法を含む国家機構組織に関する法律の公布によるものである。

この諸法令に基づいて、公訴機関は公訴院から新しい国家機関、つまり人民検察院へと移行された。公訴院に代わる人民検察院への組織移行は、ベトナムの革命段階の移行という客観的な要請から出発したものであり、フランスとのインドシナ戦争を経て革命が段階を移行したという現状と認識を基に、国家機構も新しい任務に対応するために適切な変革を取らなければならなかったものである<sup>7</sup>。

また、理論的には、法制の統一が社会主義革命の進行には不可欠であり、法制の統一

<sup>6</sup> 1959年12月31日のベトナム民主共和国第1期第11回国会で成立。

<sup>7</sup> 1954年のジュネーブ協定によるフランス撤兵後、1955年にアメリカの支援により南部にベトナム共和国(首都ハノイ、現ホーチミン)が成立し、これに対して1960年に南ベトナム解放民族戦線が結成されるなど、この第4次改革の段階では、南部では人民民主民族革命を継続しながら、北部では社会主義革命を進めるという革命移行の段階にあったとされる。

を保障するためには法律の遵守を檢察<sup>8</sup>するための人民檢察院を設置することが必要不可欠であるとの考え方を基礎に置いていた。

そして、この理論を基礎にして、二重直属制度の撤廃、つまり、地方檢察院は中央のみ帰属させることとし、地方政府機関のいかなる決定に対しても法制面で抗議する権限と義務を与えられた。

具体的には、1959年憲法は人民檢察院の組織と活動について4つの条項を置いて基本原則を規定した。すなわち、人民檢察院は政府委員会に属する諸機関、地方政府機関、国家機関の職員と公民の法律遵守を檢察する機能を有し(105条)、組織と活動については、各階級の人民檢察院は上級の人民檢察院の指導と最高人民檢察院の指導しか受けない(107条)。そして、最高人民檢察院は国会に対して業務を報告し、責任を負い、国会会期がない期間中には国会常任委員会に対して業務を報告し、責任を負う(108条)とされた。

そして、1959年憲法に規定された人民檢察院の組織と活動に関する基本原則に基づいて、1960年に人民檢察院組織法が公布され、ベトナムの国家機構の中に人民檢察院体系が中央から町レベルの行政単位まで統一的に設置され、また、軍事檢察院も設置された。

1960年の人民檢察院組織法第3条によると、人民檢察院は以下の具体的な業務を担っていた。

- ① 政府委員会に属する諸機関、地方政府機関の決議、決定、通達、指示、措置における法律遵守を檢察し、国家機関の職員と公民の法律遵守を檢察する。
- ② 刑事に関する法律違反者を捜査し、人民裁判所へ起訴する。
- ③ 公安機関と、その他の捜査機関の捜査業務における法律遵守を檢察する。
- ④ 刑務所の勾留、留置における法律遵守を檢察する。
- ⑤ 国家と人民の利益に関係する重要な民事事件の提訴と訴訟へ参加する。

このように、4回目の司法改革は、3回目の司法改革をさらに推し進めたものであり、公訴機関の単なる名称変更にと留まらず、ベトナムにおける公訴機関の地位、役割等を大きく質的に変化させる結果をもたらした。

この質的な変化とは具体的には以下のものである。

その1： 組織上、公訴機関はもはや従前の様に行政機関に属さず、ベトナムの国家最高権力機関である国会の監督を受ける独立機関となった。

その2： 自らの活動において、人民檢察院は最高人民檢察院の指導下に置かれるという統一集中の原則と地方のいかなる機関にも隷属しないという原則に従わなければならない。

その3： この改革の時点から、公訴機関は公訴権行使の機能だけでなく行政、経済、社会分野と司法活動の分野における法律遵守にも檢察機能を行使する。

---

<sup>8</sup> ベトナムでは「檢察」＝「検査して査察する」という意味合いで通常使われており、日本語の監督とか監察に近い。法律遵守の檢察とは法律遵守について監督するという意味合いであり、後述の「裁判の檢察」とか「捜査の檢察」なども、「裁判の監督」「捜査の監督」という意味合いとして理解する必要がある。以下、ある活動に関する「檢察」は同様の意味で理解願いたい。

基本的に、4回目の司法改革の内容は、従前のソ連、東欧社会主義諸国の多少理想化された既成モデルを取り入れたものとされる<sup>9</sup>。

## 6 ベトナム統一後の改革（第4次改革の流れとして）

1976年、南北統一によりベトナム社会主義共和国が成立し<sup>10</sup>、その後、第4回共産党の全国代表大会において、1980年憲法が成立、公布された<sup>11</sup>。

1980年憲法では、人民検察院に関する1959年憲法の内容について重要な補充を行った。すなわち、1980年憲法は、国家機関、社会組織、人民武装集団、国の職員と公民の法律遵守に対する検察院の検察機能を明記し、人民検察院の公訴権行使の機能も強調した。

そして、人民検察院の組織、活動における上記5. その2に記載した2つの原則、つまり統一的集中的な指導の原則と地方においていかなる国家機関にも隷属しないという独立の原則を引続き再確認するとともに（140条）、各階級の人民検察委員首長と特に最高人民検察院長官の役割と責任をより明確に規定した（138条ないし141条）。なお、1980年憲法に基づき、1981年7月の第7期第1回国会において人民検察院組織法を改正、成立させた（1989年に組織法につき若干の改正がされた）。

## 7 第5次司法改革

第5回目の司法改革は、ベトナムが1986年にドイモイ（刷新）政策を採択し<sup>12</sup>、国家的な改革の段階に入った1987年から始まり、1992年4月15日の第8期第11回国会において1992年憲法が成立し、また、1992年10月7日、国会は1992年人民検察院組織法を成立させた。

これらの制定前の段階では、人民検察院を政府直属の公訴院へと移行する提案もされたが、結局、1991年12月4日の共産党中央執行委員会の決議により人民検察院は従前どおり法律遵守と公訴の機能を保持するという結論が下され、この結論が1992年憲法草案委員会においても維持され、1992年憲法の137条及び1992年人民検察院組織法の1条に反映された。

1992年憲法における人民検察院に関する諸規定は、1980年憲法と比較すると、

<sup>9</sup> そのため、ベトナムの1960年人民検察院組織法と1957年の旧ソ連における検察業務に関する条例とでは機能、任務、基本的な組織体系、活動諸原則に関して多くの類似点が見受けられるとのことである。

<sup>10</sup> 1960年に南ベトナム解放民族戦線が結成された後、北のベトナム民主共和国とアメリカの支援を受けた南のベトナム共和国との内戦状態、アメリカの本格介入によるベトナム戦争へと発展しつつ、北のハノイ政権の支援により1969年臨時革命政府が南に樹立されて民族解放戦争を展開し、1973年アメリカが南ベトナムから撤兵、1975年にサイゴン陥落によってベトナム共和国が崩壊し、1976年、南北統一によってベトナム社会主義共和国が成立した。

<sup>11</sup> 1980年12月18日のベトナム社会主義共和国第6期第7回国会で成立。

<sup>12</sup> ドイモイ＝「刷新」の意。1986年12月の共産党第6回大会において採択された政策であり、内部からの社会主義の改革路線である。経済面においては市場経済導入のための対外経済開放政策であり、政治面では「党浄化」の名のもとでの党員の腐敗追放や党内民主化の推進政策、外交面では全方位外交政策であり、その他広い分野における一連の政策。現在も同改革路線を継承している。

組織と活動の原則の観点から、2点の特徴が挙げられる。

その1： 地方人民検察院の院長は人民評議会<sup>13</sup>に対して、地方における法律の施行についての報告と人民評議会代表質問の答弁の責任を負う(140条)。つまり、人民評議会は人民検察院の活動を監督する権限があることになった(1992年人民検察院組織法第7条)。

その2： 従前には最高人民検察院長官の諮問機関となっていた検察委員会が、重要問題の討論と多数決による決定の権限を持つようになった(138条)。つまり、最高人民検察院長官、県級人民検察院院長、中央軍事検察院、軍区級軍事検察院は人民検察院の組織と活動に関するすべての問題を自ら単独で決定する権限がなくなった。

ただ、1992年憲法と1992年人民検察院組織法においては、従前の人民検察院の2つの機能に関する規定をそのまま維持しており、この機関体系の組織機構に関する諸規定については基本的に従前と比べて変わりはない。

## 8 第6次司法改革

第6回目の司法改革は、1997年の第8期第3回共産党中央執行委員会の会議及び1999年の第7回会議における諸結論を踏まえ、人民検察院の機関の合理的な整理、公訴と司法監督の活動を質的に向上させ、効率を上げなければならないという要請を受けて実施されることになった。

そして、2001年4月の共産党第9回全国代表大会において、共産党の指導の下で社会主義法治国家、「人民の、人民による、人民のための法治国家」を確立するため<sup>14</sup>、国家の組織と活動の改革推進、民主主義の発揮、法制の強化を確認した。司法分野に関しては、同全国代表大会では、冤罪、誤った司法手続等のケースを防止するための捜査、逮捕、勾留、裁判、判決執行業務における司法機関、職員の責任感を強め、司法機関の組織改革、活動の質的向上を推進することを決議により明確に掲げ、人民検察院は公訴機能と司法活動を検察する機能をよりよく実施することを要請された。

その後、2001年11月19日、党中央執行委員会の第9期第4回会議において、1992年憲法の諸条項を改正、補充する旨結論を下し、1992年憲法により確定された政治体制と国家機構の本質と全体のモデルを引き続き貫くという姿勢を堅持しつつ、国家機構改革継続のための基礎として国家機構組織に関する諸条項を改正、補充することに重点を置き、国家機構におけるそれぞれの具体的機関の在り方を示した。この中で、人民検察院の任務、機能については、公訴機能と司法活動を検察する機能を集中して実施することとし、従前任務とされていた中央及び地方の諸機関、組織、個人の法律遵守

<sup>13</sup> 国権の地方機関であり、地方議会としての役割を持つ。

<sup>14</sup> 社会主義法治国家という点に関しては、既に1992年憲法第2条に「ベトナム社会主義共和国は、人民の、人民による、人民のための社会主義法治国家である。」旨明記されており、この第6次改革の時点において新しく掲げられた考え方ではない。

の検察機能についてはこれを行使しない方向での改正，補充が必要である旨明確に掲げられるに至った。

こうした共産党の第9回全国代表大会の決議及び党中央執行委員会の第9期第4回会議の結論を踏まえて，2001年12月25日のベトナム社会主義共和国第10期第10回国会において，「1992年憲法の諸条項の改正，補充に関する決議」により同憲法の改正，補充がなされた<sup>15</sup>。

この1992年憲法の2001年改正においては，人民検察院の機能について137条により「人民検察院は公訴権と司法活動の検察権を行使する。」旨規定される一方，行政，経済，社会分野における法律遵守を検察する機能が検察院からなくなった。その意味では同改正憲法により人民検察院の機能は公訴権行使の機能と司法活動に関する法律遵守の検察機能の2つの機能に特化され，法律遵守の検察機能が縮小されたことになる。

また，上記2001年の憲法改正を踏まえ，2002年4月，人民検察院の機能，任務，権限と組織に関して改正人民検察院組織法が成立した。

この2002年改正人民検察院組織法では，人民検察院の機能について上記の公訴権行使及び司法活動の法律遵守の検察の2つであることを確認し，それぞれの機能を具体的かつ詳細に規定するとともに，人民検察院の捜査機関を最高人民検察院にのみ設置して下位の人民検察院の捜査機関を廃止するなど，検察院の機能の上記2機能への集約化，特化を進めている。

現在の人民検察院の地位，組織機構，機能，権限等は，基本的に1992年憲法，その一部を改正した上記の2001年改正憲法及び2002年改正人民検察院組織法に基づいている。これら現行の憲法及び改正人民検察院組織法により規定されている人民検察院の地位，機能，任務，組織機構等については第二部に述べる。

---

<sup>15</sup> 第10期第10回国会の2001年12月25日付決議51/2001-QH10号。

## 第二部 人民検察院の地位、機能、任務、組織機構等について

(現行憲法<sup>16</sup>及び2002年改正人民検察院組織法に基づく現在の人民検察院)

### 第1 ベトナムの統治原則

- 1 1992年憲法(同)において、ベトナム社会主義共和国は、「人民の、人民による、人民のための社会主義法治国家」であり、国家の全権力は労働者階級と農民階級と識者の連合体を基盤とする人民に属するとされ、立法権、行政権及び司法権はいわゆる三権分立主義ではなく、集権主義がとられている。つまり、すべての国家権力は、人民の最高代表機関であり、ベトナム社会主義共和国の国家最高権力機関である国会に集中している。1992年憲法(同)において、国会は立憲権と立法権を有する唯一の機関であり、国家の最も重要な問題を決定し、国家機構の組織、活動を規定し、国家機構の全活動に対する監督権を行使することになっている。
- 2 しかし、それは国会がすべての権力行使を自ら行うという意味ではなく、国会、政府、最高人民裁判所と最高人民検察院との間では権限行使を役割分担されており、相互の役割分担と連携体制については、2001年改正憲法において、「国権は、国家機関に統一され、分権化されている。国家機関は、立法権、行政権及び司法権を行使するにあたり、互いに協力するものとする。」という条項が付加された(2001年改正憲法第2条後段)。

### 第2 人民検察院の地位と活動原則

- 1 人民検察院は、ベトナムの国家機構のうち1992年憲法(同)に明記された機関の1つである。そのため、その他の国家機関と同様、人民検察院は、ベトナム国家機構の一般的な組織と活動の共通原則に基づいて組織され、活動しているが、他方、検察という特殊性のある地位、機能、任務があるため、その任務遂行の要請により良く対応し、効率良く活動することを保障するため、1992年憲法(同)第138条及び2002年人民検察院組織法第8条により、

① 検察分野における集中的、統一的な指導の原則

② いかなる地方国家機関にも隷属しない独立の原則

という2つの特殊な活動原則が規定され、この活動原則に従って人民検察院の体系は組織され、活動している。

ただ、これら原則は、人民検察院の体系が、ベトナムの国家機構の組織及び活動の共通原則と関係なく個別原則に従って活動することを意味するものではない。個別の機関体系であっても、各人民検察院はベトナム国家機構から切り離せない一部分であることは言うまでもない。この原則は、集中民主の原則を起源とし、法制の統一性を保障することを目的としているものである。

---

<sup>16</sup> 2001年改正憲法は1992年憲法の一部条項を改正したものであり、改正部分以外の条項は1992年憲法の条項のままである。以下、改正されなかった条項は「1992年憲法(同)」とし、改正された条項は2001年改正憲法として引用する。

2 上記2つの原則の概略を以下に述べる。

(1) 「検察分野における集中的、統一的な指導の原則」

ア ベトナムの国家機構の一般的な基本原則として、地方の国家機関は、一方では政府又は主管官庁に直属し、他方では地方の人民評議会（議会）又は人民委員会にも直属しているというものがある。これは両方向帰属原則などと称されることもある。

しかし、人民検察院は、上記の両方向帰属原則ではなく、司法分野における集中的、統一的指導の原則に基づいて組織され、活動しており、唯一の中央機関にのみ直属し、集中的、統一的に指導されている。

そして、人民検察院の体系は最高人民検察院、各地方の人民検察院、各軍事検察院からなる統一的な体系であるところ、これら体系上においては、上記の集中的、統一的指導の原則に基づき、各地方の人民検察院は院長によって指導され、下位検察院は上位人民検察院院長の指導を受け、各地方の人民検察院院長、各階級の軍事検察院院長は最高人民検察院長官の統一的指導を受けることとされている（1992年憲法（同）第138条、2002年人民検察院組織法第8条）。また、地方検察院の院長、副院長及び検察官、軍区、地域軍事検察院、人民検察院の捜査員は全員が最高人民検察院長官に任命、罷免、免職の権限がある。

つまり、上から下までのすべての人民検察院は統一システムを形成しており、いかなるレベルの人民検察院の活動も院長の指導下に置かれ、人民検察院の院長は自らが指導する検察院のすべての活動に関して、最高人民検察院長官に対して個人の全責任を追う。また、最高人民検察院長官は全検察領域の活動に関して、国会あるいは国会常任委員会及び国家主席に対して個人的に全責任を追う。

イ 検察分野における集中、統一的原則を実施することは、各レベルの検察の統一的で一貫性のある活動を保障し、公訴権行使及び検察活動の効果を高めるための条件の整備となる。

また、院長は検察院の管轄に属する諸問題を決定する権限及び責任を有するが、これは民主集中の原則を排除するものではなく、院長は独断的に諸問題を決定する権限がなく集団討議に基づくことになっている。すなわち、最高人民検察院及びプロビンス級人民検察院では検察委員会が設置されており、検察委員会は検察の方向性、任務、業務計画、法律法案、国会例法案等重要な問題を討論、決定することと規定されている（2002年人民検察組織法第32条、第35条）。そして、2002年人民検察院組織法によると、検察委員会は、諸問題を討論し、多数決で意思を決定するが、人民検察院の院長が検察委員会構成員の多数意見と一致しない場合、多数意見に従うこととされている。このように、この規定は、民主の拡大、集団の知恵の発揮を保障しながら、院長の権限を抑制し、院長の責任を強化するものとされる。もっとも、意見が一致しない場合には、上級機関に報告する権限がある（最高人民検察院長官の場合には国会常任委員会への報告、プロビ

ンス級人民検察院院長の場合には最高人民検察院長官への報告)。

(2) 「いかなる地方国家機関にも隷属しない独立の原則」

ア 人民検察院は、自らの組織及び活動において、いかなる地方国家機関にも隷属しないという原則であり、この原則は検察分野における集中的、統一的指導原則と密接な関係を持っている。社会主義法制の統一性を保障し、全国的な法の統一的施行を阻害するかつての「王法も村の垣根まで」という状態の制限、防止、排斥するためには、人民検察院の集中的、統一的指導を行うことが必要であり、そのためには、人民検察院の体系がいかなる地方国家機関にも隷属しない独立の原則に基づいて組織され、活動する必要があるからである。

この独立の原則の内容は以下のように表されている。

： 人民検察院は、自らの機能、任務を独立して遂行し、地方国家機関の支配を受けず、最高人民検察院長官の指導のみ受ける。

： 活動にあたって、人民検察院は、憲法、法律、国会令、その他国会、国会常任委員会、政府、首相の法規範文書及び最高人民検察院長官の指導にのみ隷属する。

： 組織上、最高人民検察院長官は各階級の人民検察院の機構及び定員の決定、地方の院長、副院長、検察官の任命、罷免、免職の決定を行う。

イ もっとも、この独立の原則は、人民検察領域の法律が厳正かつ統一的に施行されるように保障するという人民検察院の任務を全うするためのものであり、人民検察院の体系が完全に独立した活動を行い、地方の国家機関とは無関係という意味ではない。国家機関同士は常に全面的かつバランスの取れた連携体制を採るべきとされ、そのため、自らの活動において、地方人民検察院は、地方にある他の国家機関と密接に連携体制を採り、お互いに協力し、国家の共通の任務を成功させなければならないとされる。

2001年改正憲法と2002年人民検察組織法において、地方人民検察院長は同級の人民評議会の監督を受け、人民評議会に対する報告責任を負う旨規定しているし、地方人民検察院は人民評議会の会議に積極的、自主的に十分参加しなければならないとされ、人民検察院院長は人民評議会に対して報告し、地元での法律施行状況と人民検察院の活動について人民評議会代表の質問に答弁する一方、他方では、人民検察院の活動実態を通じて、院長は犯罪及び法律違反の防止を提案し、地方において法律が厳正かつ統一的に施行されるよう人民評議会と連携体制を採ることとされている。

なお、地方国家機関との関係は上記のとおりであるが、1992年憲法と2002年人民検察組織法によれば、人民検察院の全活動は常に国会、国会常任委員会、国家主席の全面的かつ厳密な監督下に置かれ、最高人民検察院は国会に対して業務を報告し、責任を負い、国会会期がない期間中には国会常任委員会と国家

主席に対して業務を報告し、責任を負うと規定されている（1992年憲法（同）第139条、2002年人民検察組織法第9条）。

### 3 人民検察院メンバーの任免権限等

- (1) 最高人民検察院長官は国会で選出され、大統領（国家主席）の提案に従って任命、罷免、免職される。最高人民検察院長官の任期は国会の任期に従う。最高人民検察院長官は国会の監督を受け、国会に対して責任を負い、業務報告を行う。国会が召集されていない期間は、国会常任委員会と国家主席に対して責任を負い、業務報告する。
- (2) 最高人民検察院副長官と最高人民検察院検察官は最高人民検察院長官の提案に従って、大統領（国家主席）に任命、罷免、免職される。
- (3) 地方検察院の院長、副院長、検察官、中央軍事検察院副院長、軍区軍事検察院とその同等の院長、副院長、検察官、地域軍事検察院、最高人民検察院と中央軍事検察官の捜査員は全員最高人民検察院長官によって任命、罷免、免職される。

### 第3 人民検察院の機能、任務等

- 1 2001年改正憲法第137条によれば、「最高人民検察院は公訴権と司法活動の検察権を行使し、法律の厳正かつ統一的な施行の保障に貢献する。各地方の人民検察院は公訴権と地元の司法活動の検察権を行使する。各軍事検察院は法律の規定に従って公訴権と司法活動の検察権を行使する。」と規定され、人民検察院の検察権は司法活動に対するものみに縮小された。

2002年人民検察院組織法においても、人民検察院は公訴権と司法活動における法律遵守の検察権を行使する機能を有する旨規定されている<sup>17</sup>。

2002年人民検察院組織法によれば、人民検察院は下記の業務を遂行することによりその機能、任務を果たすことと規定されている。

- ① 公訴権の行使と、捜査機関及びある捜査活動の遂行任務が命じられた他の捜査機関の刑事事件捜査における法律遵守の検察権の行使
- ② 司法機関の職員が犯罪者である司法活動侵害罪の捜査
- ③ 公訴権と刑事事件の裁判における法律遵守の検察権の行使
- ④ 民事、婚姻及び家庭、行政、経済、労働事件その他法律に基づく事件の処理の検察

---

<sup>17</sup> 2001年憲法改正を踏まえて改正された刑事訴訟法（2003年改正）においても、「検察院は、すべての犯罪行為を適時に処理するために、刑事訴訟において公訴権を行使し及び法律遵守を検察する。犯罪及び犯罪者を見逃さず、無実の者に罪を着せないように、真犯人、間違いない罪に対し、正しい法律により、立件、捜査、起訴、裁判、判決の執行を行うことを検察する。」旨規定されている（同刑訴法第23条3項）。

- ⑤ 人民裁判所の判決，決定執行における法律遵守の検察
- ⑥ 暫定留置，勾留，自由刑の受刑者管理及び教育における法律遵守の検察

## 2 人民検察院の公訴権行使

- (1) 人民検察院の公訴権行使とは，犯罪と犯罪者を漏らさず，犯罪者に対してはその責任を追求するとともに，無実の者が冤罪に陥ることのないことを保障するため，公訴権の内容に属する権限を総合的に行使することである。そして，公訴業務は，刑事事件の立件<sup>18</sup>当初から捜査，起訴，裁判といった刑事訴訟の全過程における各段階において，遂行される。

現行法では，人民検察院はベトナムにおいて公訴権行使の機能を委ねられた唯一の機関である。

この人民検察院の公訴権行使は，刑事訴訟過程の中で大きく分類すれば，刑事事件の捜査段階と刑事事件の裁判段階の2段階に分けられる。

### (2) 捜査段階における公訴権行使

その内容は2002年人民検察院組織法第13条に規定されているほか，2003年改正刑事訴訟法第112条において，以下のとおり，捜査段階において公訴権を行使する検察院の任務及び権限が具体的に規定されている。

- ① 刑事事件，被疑者の立件<sup>19</sup>をすること，捜査機関に対して刑事事件の立件又はその決定の変更及び被疑者の立件を要求すること
- ② 捜査機関への捜査の遂行等を要求すること，必要に応じて法律の規定に基づきある一定の捜査活動を直接遂行すること
- ③ 法律の規定に基づいて，捜査機関の長に捜査官の更迭を要求すること，捜査官の行為に犯罪の兆しがある場合，当該捜査官に対し刑事事件を立件すること
- ④ 逮捕，暫定留置，勾留及びその他の予防措置の適用を決定すること，法律に基づいて捜査機関の決定に対する承認，不承認を決定すること
- ⑤ 捜査機関の無根拠かつ違法な決定を取り消すこと，捜査機関に被疑者の指名手配を要求すること
- ⑥ 被疑者の起訴を決定すること，捜査の停止又は中断，事件の停止又は中断の決定をすること

---

<sup>18</sup> 刑事事件の立件は，ベトナム刑事訴訟法第2編第8章に規定された手続であり，捜査の端緒を得たときに刑事事件として認知し捜査を開始するための手続である。

<sup>19</sup> 被疑者の立件は我が国にはない手続であり，ベトナム刑事訴訟法第2編第10章に規定がある。犯人である嫌疑が強くなった被疑者に対して捜査機関が捜査の対象とする旨明示的に決定する手続である。被疑者を立件した決定をした場合，捜査機関は直ちに被疑者にそれを通知し，被疑者の権利義務を説明しなければならないなどの規定がされている。

### (3) 裁判段階における公訴権行使

2002年人民検察院組織法第17条によると、人民検察院は、以下のとおり裁判段階における公訴権行使の任務と権限を有する。

- ① 公判において、事件処理に関する人民検察院の起訴状、決定を朗読すること
- ② 第一審公判において被告人に対する論告を行い、第二審公判での事件処理に関する観点を発言すること、第一審公判、第二審公判における弁護士及び他の訴訟参加者と弁論する
- ③ 監督審<sup>20</sup>、再審公判における事件処理に関する人民検察院の観点を発言すること

上記の任務と権限は、2003年改正刑事訴訟法にも盛り込まれており、①の起訴状朗読に関しては同法第206条、②の第一審公判での任務等に関しては同法第217条1項、第218条、②の第二審公判での任務等に関しては同法第247条、③の監督審に関しては同法第282条2項、③の再審に関しては同法第297条にそれぞれ規定がある。

## 3 人民検察院の司法活動における法律遵守の検察権行使

- (1) 2001年改正憲法及び2002年人民検察院組織法により、検察院はもはや行政、経済、社会分野における法律遵守の検察活動を行わず、司法活動における法律遵守の検察活動のみ行うこととされた。

人民検察院による司法活動における法律遵守の検察権の行使は、大別して

- ① 刑事事件捜査の検察業務
- ② 裁判の検察業務
- ③ 判決執行の検察業務
- ④ 暫定留置、勾留、自由刑の受刑者の管理と教育の検察業務

に分類され、これら業務を通して司法活動の検察の任務と権限を全うする。

- (2) 刑事事件捜査の検察業務

刑事事件捜査の検察業務は、捜査機関及びある一定の捜査活動の遂行を命じられた他の捜査機関の刑事事件捜査における法律遵守を検察することである。

捜査活動の目的は、ある個人が有罪か無罪か、法律の下に起訴するまでに値するかどうかを特定することである。そして、捜査の検察業務は、犯罪と犯罪者を漏らさず、無実の者を冤罪にせず、何人も違法な逮捕、身柄拘束、公民権の制限を受けないように、いかなる公民に対する刑事責任の追求においても、根拠があり、合法的であることを保障することがねらいであって、法律違反のすべての行為が十分かつ正確、合法的に捜査され、適時、客観的に処理されることを保障するためにある。

---

<sup>20</sup> 我が国にはない制度であり、第一審あるいは控訴審の裁判が法的に効力を生じた（日本風にあえて言えば「確定」）後でも、重大な法律違反があると認めた場合、最高人民裁判所長官や最高人民検察院長官など所定の権限者により裁判の再検討が行われる制度。民刑事ともに監督審制度がある。

そのため、2002年人民検察院組織法は捜査の検察業務を行う際の任務と権限を規定し、その内容が2003年改正刑事訴訟法第113条に盛り込まれて、より具体的に規定されている。同法第113条によれば、人民検察院は、以下のとおり、捜査の検察における任務と権限を有するとされている。

- ① 立件の検察，捜査機関の捜査活動及び事件記録作成の検察を行うこと
- ② 訴訟参加人の法律遵守を検査すること
- ③ 法律規定に基づく捜査の管轄争いを解決すること
- ④ 捜査機関への捜査活動における法律違反の改善を要求すること，捜査機関の長に対し，捜査官の法律違反に関する必要書類の提出を要求すること，捜査遂行の際，法律違反した捜査員を厳正に処分するよう捜査機関の長に要求すること
- ⑤ 犯罪及び法律違反の防止対策を適用するよう関係機関，組織に提案すること

### (3) 裁判の検察業務

裁判の検察は、裁判が適法，厳正，適時に実施されることを保障するために、裁判所の審理過程における法律遵守を検査する活動をいう。

2002年人民検察組織法及び2003年改正刑事訴訟法によると刑事事件の裁判の検察業務を行う際、人民検察院は以下の任務と権限を有する。

- ① 人民裁判所の審理活動における法律遵守を検査すること
- ② 訴訟参加者の法律遵守を検査すること
- ③ 法規定に基づく人民裁判所の判決と決定を検査すること
- ④ 異議を検討，決定するために同級裁判所又は下位裁判所に刑事事件の記録を送付するよう請求すること

そのほか、検察院は、法律違反を発見した場合、同級裁判所若しくは1つ下位の裁判所の法的に未確定の第一審決定又は判決に対しては控訴審手続に従って異議申立をする権利を有し、裁判所の法的に効力を生じた決定又は判決に対しては、監督審の手続に従って異議を申し立てる権利又は法律の規定に従った新しい事実を発見した場合の再審手続に従って異議を申し立てる権利を有する（改正刑事訴訟法の控訴，監督審及び再審の各手続に規定がある）。

また、同級及び下位の裁判所に対して裁判における法律違反行為をなくすように提案し、関連機関や組織に対して犯罪と法律違反を防止するための方策を適用するよう提案する権利を有する。そして、犯罪の兆しを認めた場合は、刑事事件を立件する。（2002年人民検察院組織法第19条）。

さらに、人民検察院は、事件を適法，迅速に処理することを保障するため、民事，婚姻及び家庭，行政，経済，労働その他の事件処理における法律遵守の検察業務を行うこととされている。

これらの事件処理における法律遵守の検察は、具体的には以下のとおりの業務によって行われる。

- ① 裁判所の事件受理と書類作成を検査すること
- ② 法律規定に基づいて公判に参加すること
- ③ 民事非訟事件の会合に参加すること
- ④ 裁判所の民事事件の処理と処分決定を集中的に検査し、当事者の請求と申し立ての内容に基づいて証拠を確認、収集するよう裁判所に要求すること
- ⑤ 控訴審、監督審、再審の異議の基礎とするために書類、資料、物証を当事者、個人、組織に提供するよう要求すること

そのほか、人民検察院は、民事、婚姻及び家庭、行政、経済、労働その他の事件処理における法律遵守を検査するに当たり、法の規定に基づき、人民裁判所の判決、決定に対する控訴審、監督審、再審の異議の申立権限を有し、事件処理における法律違反を克服するよう同級裁判所又は下位裁判所に提案し、犯罪の兆しがある場合、刑事事件を立件する（2002年人民検察院組織法第22条）。

#### (4) 判決執行の検察業務

判決執行の検察業務は、判決、決定が適法、十分かつ迅速に執行されることを保障するため、法的効力を生じた判決、決定及び法の規定に基づく即時執行の判決、決定の執行に関係する人民裁判所、執行機関、執行官、部署及び個人に対する法律遵守を検査する業務である（2002年人民検察院組織法第23条）。

人民裁判所の判決、決定は厳正、迅速、適法に執行されて初めて意味がある。判決執行は、人民裁判所の信頼性の確保と国家、集団の利益の保護、公民の合法的権利及び利益保護に貢献する非常に重要な段階である。

人民検察院は、判決執行の検察において以下のような権限を有する。

- ① 人民裁判所、関係機関に対して、(i)法律の規定に従って判決執行の決定を下すこと、(ii)法的効力を生じた判決及び決定、法の規定に基づく即時執行の判決及び決定の執行を自ら検査し、人民検察院に通知すること、(iii)法的効力を生じた判決及び決定と法の規定に基づく即時執行の判決及び決定の執行に関係する書類、資料、物証を提供することを各要求する権限
- ② 人民検察院は同級及び下位執行機関、執行官、関係機関、組織、部署及び個人の判決執行業務の法律遵守並びに判決執行に対する抗告、申立て、告発を直接検査する権限
- ③ 刑罰の受刑期間の軽減、犯歴抹消審査への参加、法規定に基づく刑罰執行免除の提案、同級及び下位の人民裁判所、執行機関、執行官、関係機関、組織、部署に対して、執行の停止、執行における法律違反のある規定の改正又は撤廃を要求する権限
- ④ 執行における法律違反行為を終了するように要求する権限
- ⑤ 犯罪の容疑がある場合、刑事事件を立件する権限

(5) 暫定留置，勾留，自由刑の受刑者の管理と教育の検察業務

この検察業務は，人民検察院が 2002 年人民検察院組織法第 26 条に規定する

- ① 暫定留置，勾留，自由刑の受刑者の管理と教育が適法であること
- ② 暫定留置，勾留，自由刑の受刑者の管理と教育の制度が厳正に実施されること
- ③ 被暫定留置者，被勾留者，自由刑の受刑者の生命，財産，名誉，品格とその他の権利が尊重され，法律によって剥奪されないこと

という事柄を保障するため，暫定留置，勾留，自由刑の受刑者の管理と教育の責任を有する機関，部署，個人に対して，法律遵守の検察を行うというものである。

この検察業務を行う際，2002 年人民検察院組織法第 27 条により，人民検察院は以下のとおりの任務と権限を有すると規定されている。

- ① 暫定留置所，勾留所，刑務所への定期，不定期的な直接検査を行うこと
- ② 暫定留置，勾留，自由刑の受刑者の管理と教育の責任を有する同級及び下位機関の書類，資料の検査を行うこと
- ③ 被暫定留置者，被勾留者，自由刑の受刑者に面会し，質問すること
- ④ 暫定留置，勾留，自由刑の受刑者の管理と教育に関する申立て，告発の受付及び処理を行うこと
- ⑤ 暫定留置，勾留，自由刑の受刑者の管理と教育の場所を管理する同級及び下位機関に当該場所を検査し，人民検察院に通知するよう要求すること
- ⑥ 同級及び下位機関と責任者に対して，暫定留置，勾留，自由刑の受刑者の管理と教育の状況を通知するよう要求すること
- ⑦ 暫定留置，勾留，自由刑の受刑者の管理と教育における法律に違反した決定，措置，行為に関する回答を要求すること
- ⑧ 同級及び下位機関に抗議し，暫定留置，勾留，自由刑の受刑者の管理と教育における法律に違反した決定の執行停止，改正，撤廃，法律違反行為の停止を要求すること及び法律違反者の処分を要求すること

また，人民検察院は，暫定留置，勾留，自由刑の受刑者の管理と教育の検察業務を行う際，暫定留置，勾留，自由刑の受刑者の管理と教育における冤罪，誤りを適時に発見，処理する責任を負っており，無根拠及び違法に暫定留置，勾留される者，受刑される者を直ちに釈放する決定を下す。人民検察院は，暫定留置，勾留，自由刑の受刑者の管理と教育における犯罪の兆しを発見した場合，刑事事件を立件し，又は刑事事件を立件するように捜査機関に要求することとされる（2002 年人民検察院組織法第 28 条）。

#### 第 4 人民検察院の組織機構等

人民検察院の機構は 1992 年憲法第 10 章（2001 年改正憲法も章は同じ）と 2002 年人民検察院組織法第 7 章により

- ① 最高人民検察院
- ② プロビンス，中央直轄市の人民検察院<sup>21</sup>
- ③ プロビンスに属する県，市，町，郡等の人民検察院<sup>22</sup>
- ④ 軍事検察院

と規定されており，ベトナムの人民検察院は統一系統を形成している。

## 1 最高人民検察院

(1) 最高人民検察院は，公訴権及び司法活動の検察権を行使し，法律の厳正，統一的な施行の保障に貢献することを責務とする。

(2) 最高人民検察院の組織機構は，検察委員会，局，課，研究所，官房，検察訓練，業務研修学校と中央軍事検察院から組織されている。

なお，従前，最高人民検察院のほかプロビンス級人民検察院においても捜査員が配置され，捜査を行っていたが，2002年人民検察院組織法により，最高人民検察院にのみ捜査局を組織することにし，プロビンス級人民検察院においては捜査を行わないこととなった<sup>23</sup>。

(3) 最高人民検察院は長官，複数の副長官<sup>24</sup>，各検察官，各調査官から構成されている（2002年人民検察院組織法第31条）。

(4) 最高人民検察院長官

最高人民検察院長官は人民検察院の組織をすべて統括し指導する者である。

2002年人民検察院組織法第33条によると最高人民検察院長官の任務及び権限は以下のとおりである<sup>25</sup>。

- ① 検察任務の実施，業務の企画及び人民検察院の全面的な構築を指導し，検察委員会所管以外の検察業務に関する問題を決定する。
- ② 所管する検察領域に適用する決定，指示，通達，条例，規制，業務制度を公布する。
- ③ 各階級人民検察院の人民検察院及び軍事検察院の活動，検察領域の職員研修，研鑽業務を指導，検査する。
- ④ 最高人民検察院の運営機構を規定し，承認伺いのために国会常任委員会へ提出し，地方人民検察院の運営機構を決定し，国防省大臣との意見を統一した後，軍事検察院の運営機構を規定し，承認伺いのために国会常任委員会へ提出する。
- ⑤ 法律規定に基づく法案，国会令案の草案作成，提出を指導し，法律の統一的適用の必要性が認められた場合，国会常任委員会に憲法，法律，国会令の解釈

<sup>21</sup> プロビンスは行政単位であり，その下にディストリクトがある。前者を省，後者を県などとしているが訳は一定していない。プロビンス，中央直轄市の人民検察院を「プロビンス級人民検察院」と総称する。

<sup>22</sup> プロビンスに属する県，市，町，郡等の人民検察院を「ディストリクト級人民検察院」と総称する。

<sup>23</sup> なお，最高人民検察院の捜査も，司法機関の職員が犯罪者である司法活動侵害罪の捜査のみである。

<sup>24</sup> 現在は3人。

<sup>25</sup> なお，2003年改正刑訴法第36条において最高人民検察院長官の任務，権限及び責任が詳細に規定されており，参照のこと（2003年改正刑訴法の邦訳はICD NEWS23号に掲載）。

説明をするよう提案する。

- ⑥ 死刑判決を言い渡された者の減刑申請に関する自らの意見を国家主席に提出する。
- ⑦ 犯罪統計の実施。
- ⑧ 法律の統一的適用の指導に関する最高人民裁判所の裁判官評議会の会議に参加する。

(5) 最高人民検察院の副長官及び最高人民検察院検察官

最高人民検察院の副長官及び検察官は、最高人民検察院長官の提案に基づき、大統領（国家主席）によって任命、罷免、更迭される。副長官らは長官の任務実施を補助する<sup>26</sup>。

(6) 最高人民検察院の検察院委員会

2002年人民検察院組織法第32条によれば、最高人民検察院の検察院委員会は長官、複数の副長官、そして最高人民検察院長官の提案に基づいて国会常任委員会により決定される若干の検察官から構成される。

1980年憲法に基づく人民検察院の検察委員会と比べると、1980年憲法では、検察委員会は長官の諮問機関に過ぎなかったが、1992年憲法（同）及び2002年人民検察院組織法では、検察委員会はもはや単なる長官の諮問機関ではなくなり、人民検察院の重要な問題についても討論、多数決による決定を行う権利を持つようになった。2002年人民検察院組織法第32条によれば、検察委員会で所管する事項は下記の事柄である。

- ① 全領域の方向、任務、業務企画
- ② 国会、国会常任委員会へ提出する法案、国会令法案
- ③ 国会、国会常任委員会、大統領（国家主席）へ提出する最高人民委員会の報告
- ④ 最高人民検察院の運営機構
- ⑤ 最高人民裁判所裁判官評議会の決議と一致しない長官の意見に関する人民検察院長官の国会常任委員会への報告
- ⑥ 犯罪の防止、対策に関して、人民検察院が首相に提出する勧告
- ⑦ 重要な刑事、民事、婚姻および家庭、行政、経済、労働事件、そして、検察委員会の少なくとも2/3の構成員が請求する他の重要問題

上記の事項を決定するに当たり、検察委員会の決議は構成委員の過半数の賛成を得なければならないこととされ、票決が同数の場合、長官の意見が存する側に従って決せられる。もし、長官の意見が検察委員会の多数意見と一致しない場合、その多数意見に従って決せられるが、長官は国会常任委員会又は大統領（国家主席）に報告する権利を有する。検察委員会の権限に関するこの新しい補充条項は、検察領域における集中、統一的指導の原則を保障しつつ、検察委員会という指導集団の知恵の力を発揮

<sup>26</sup> 2003年改正刑訴法第36条3項に副長官の任務、権限の規定が、同法第37条に検察官の一般的な任務、権限及び責任に関する規定がある。

し、重要問題の正確な決定を行うことに貢献するものとされている。

## 2 プロビンス級人民検察院

- (1) 2002年人民検察院組織法では、プロビンス級人民検察院は、院長、各副院長、各検察官から構成され、各副院長及び各検察官は全員が院長により任命、罷免、更迭されることになっている。プロビンス級人民検察院は検察委員会、課及び庁舎を有する。

そして、プロビンス級人民検察院は院長によって指導され、院長は検察委員会の権限に属さない問題を決定する権限を有する。副院長は院長の任務実施を補助する。

1992年憲法（同）及び2002年人民検察院組織法が旧憲法及び旧人民検察院組織法と比べて新しく改正した点は、プロビンス級人民検察院の院長は同級の人民評議会の監督を受け、業務報告責任を負う点である（2002年人民検察院組織法第9条）。

- (2) プロビンス級人民検察院の検察委員会は、院長、各副院長、そしてプロビンス級人民検察院院長の提案に基づいて最高人民検察院長官により決定される検察官から構成される。最高人民検察院検察委員会と同様、プロビンス級人民検察院の検察委員会も、1992年憲法及び2002年人民検察院によると、もはや院長の諮問機関ではなくなり、下記の人民検察院に関する重要な問題を討論し、多数決によって決定する権利を有することとなった（2002年人民検察院組織法第35条）。

- ① 最高人民検察院の方向、任務、業務企画、指示、通達及び決定の実施
- ② 最高人民検察院に対する業務総括の報告
- ③ 同級人民評議会に対する業務報告
- ④ 重要な刑事、民事、婚姻及び家庭、行政、経済、労働事件
- ⑤ 最高人民検察院長官が規定する他の重要問題

検察委員会の決議は構成委員の過半数の賛成を得なければならない。票決が同数の場合、院長の意見がある側に従って決せられる。院長は、検察委員会の多数意見と一致しない場合、多数意見による決定に従うことになるが、最高人民検察院長官に報告する権利を有する。

## 3 ディストリクト級人民検察院

- (1) ディストリクト級人民検察院の組織は簡略化された組織形態をしている。

ディストリクト級人民検察院は、最高人民検察院長官が任命、罷免、更迭する院長、複数の副院長と検察官から構成されており（2002年人民検察院組織法第36条）、検察委員会及び業務課はなく、院長及び副院長が担当する業務部署と業務補助機構しか有しない。

- (2) ディストリクト級人民検察院院長は、同級の人民評議会の監督を受け、同級人民評議会に対する業務報告責任を負う。

#### 4 軍事検察院

(1) 軍事検察院は法律の規定に基づく公訴権及び司法活動の検察権を行使するために軍隊において組織されている（2002年人民検察院組織法第37条）。軍事検察院は人民検察院の系統に属し、軍事検察院の機能、任務、権限、組織、活動原則とも人民検察院の一般規定に従うことになっている。

(2) 軍事検察院の組織構造は、中央軍事検察院、軍区及び同級の軍事検察院、区域軍事検察院となっており、中央軍事検察院は最高人民検察院の機構に属する。

また、中央軍事検察院長官は、同時に最高人民検察院の副長官であり、各階級の軍事検察院の活動を指導し、最高人民検察院長官に対して責任を負い、業務報告を行う。



## E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

### ハノイの幽霊

私の住んでいるアパートは、フランス統治時代に建てられ、政治犯が収容されていたという、悪名高き「ホアロー収容所」の跡地にあります。そのため、「あんな所に住んで怖くないか？お化け、出ないか？」と聞かれることがあります。虐殺された抵抗運動の志士たちの幽霊が出るのだとか。隣にある収容所跡の博物館には、フランス製のギロチンが残っていて、それが窓から見えたりしますから、たしかにちょっと気味が悪いです。しかし、私の部屋には出ません。たまにゴキブリやヤモリが出るくらいです（もっとも、家内に言わせると、ゴキはお化けよりもっとよろしくないらしく、出ると一騒動です）。たぶん、一昔前までは、ハノイにも闇がたくさんあって、幽霊だのお化けだのがいたのでしょうか。でも、今では、すっかり大都会になってしまい、夜中まで明るくてうるさくて、お化けも呆れかえってどこかへ引っ越してしまったのでしょうか。なんだか寂しい気がします。

(JICA ベトナム長期派遣専門家 森永 太郎)

## ～ 特集Ⅱ ～

### ベトナムの司法制度改革と改正刑事訴訟法の運用等について

国際協力部教官

伊藤 文規

#### 序

法務総合研究所では、平成6年度から国際協力機構（JICA）の行う ODA 事業の一環として、ベトナムに対する法整備支援を継続的に実施しているところ、同国においては最高人民検察院（英語名 “Supreme People’s Procuracy”，略称 “SPP”）が民事・刑事の両分野において広範な権限と責務を有していることにかんがみ、2001年から毎年1回、同検察院との間で交換プログラムとして、相互に検察官を招へいし、相互の司法制度に関する共同研究を実施している。今年度は、ベトナムの司法制度改革及び2003年改正刑事訴訟法の運用等の状況について研究を行うため、6月20日から同月30日までの間、同検察院検察理論研究所のレ・フー・テー所長及びド・ヴァン・ドゥオン副所長（お二人ともに2003年刑事訴訟法改正時の起草担当者である）を日本に招へいし、うち2日間にわたって発表会を開催するなどの研究活動を行った。

本稿は、テー所長及びドゥオン副所長の日本で発表内容を紹介するとともに、ベトナムにおける検察院の地位、役割、組織機構等に関する改革過程と現状について、テー所長及びドゥオン副所長からのお話等をもとに概観することを目的としたものである<sup>1</sup>。

---

<sup>1</sup> テー所長及びドゥオン副所長の発表内容については講演録として掲載しており、内容に関して不明、あいまい等の部分については適宜校正してあることをお断りしておく。

## 講演録

### ベトナム司法制度改革の現状と問題点について

日時：平成18年6月23日（金）

10:00～12:30

14:00～17:00

場所：大阪中之島合同庁舎4階セミナー室

発表者

（ベトナム側）

ベトナム最高人民検察院検察理論研究所 所長 レ・フー・テー氏

ベトナム最高人民検察院検察理論研究所 副所長 ド・ヴァン・ドゥオン氏

出席者

（日本側）

法務総合研究所国際協力部教官3名

大阪地方検察庁検事1名

通訳

大貫 錦氏

（司会）

それでは時間もまいりましたので始めさせていただきます。本日、お越しいただいておりますベトナム最高人民検察院検察理論研究所のテー所長、ドゥオン副所長からベトナムの法制度、司法制度改革に関する事項などについて、お話を伺うことになっております。お二人はベトナム司法制度改革委員をなされておまして、現在のベトナム司法制度改革における検察部門について、実際に執筆の任にあたられており、有意義なお話を伺えるものと思えます。お二人の方からの資料というものは特にございませんが、こちらの方から参考までに、仮訳ですが、ベトナム刑法と刑事訴訟法についてお配りしております。

また、お二人からは事前に講演のアウトラインということで、発表内容についての項目を記載したペーパーをいただいております。それについて邦訳版を別に配付しております。

なお、本日の発表については、お二人にインタラクティブに発表を進めていく、つまり、分からないところがありましたら、発表の途中でも随時質問をして疑問点を解明しながら発表を進めていくということで、御了解をいただいております。専門家同士ですので、できるだけインタラクティブにやっていきたいと思っておりますので、御質問、御意見等ありましたら、その都度遠慮なくおっしゃっていただければと思っております。

それから、本日は大阪地方検察庁公判部の若佐検事にお越しいただいております。第一線におられる検事としての経験から、御意見等承りたいと思っております。

(日本側)

私の方から紹介いたします。大阪地検公判部の若佐検事です。日本の検事の代表選手として、本日この場に来てもらったものですので、ベトナムのお話を伺えるのは彼も大変嬉しく感じております。

(司会)

では、テー所長、よろしくお願ひいたします。

(テー)

まず、このような発表の機会をもうけていただき、また、話を伺わせていただくことに対して心から感謝したいと思っております。私としては、いわゆる発表会というよりも、お互い意見交換する機会だと思っております。そういう意味で今後討論しやすいように、私からは、今までベトナムはこういう分野では何を行ってきたのか、今後はどのようにしようとするのか、なぜそういうようにしようとするのかをお話させていただき、その後、それについていろいろな意見交換をお願いしたいと思っております。

ベトナムの検察院制度についてお話します。皆さん御承知かと思いますが、世界各国で、言葉的に言いますと、いわゆる公訴庁とか公訴院というものがあります。言葉としてはベトナムにもかつては公訴院というものがあつた時代もありまして、そして、今のところ検察院という名称になっているのですが、この名称が、将来的には、また公訴院という名称に戻るようになります。そういう観点からですと、1945年にベトナムが独立を勝ち取つた時代から1960年までは、検察院という名称ではなく、いわゆる公訴院という名前がありました。その最初の段階、公訴院は裁判所の一部署にすぎず、また管轄も司法省のものでありました。そして1958年の時点において裁判所から分離され独立したシステムとなりました。そして中央から各地方までの統一的な組織機構として構成されるようになりました。

1958年時点を境とする前後の違いと言へば、1958年以降は、公訴権の遂行以外に、ほかの司法活動を監督するというもう一つの機能も付いてきました。そして1945年から1960年までの公訴院の活動は、基本的には1946年憲法を基本にして活動が行われてきました。1946年の憲法においては、司法機関としては裁判所しか定義、特定されていませんでした。1946年の憲法に定義されている裁判所というのは、一番上が最高裁判所、その下が、言葉で言いますと上審裁判所、そしてプロビンス級、日本で言うと地検・地裁に当たります<sup>1</sup>。そしてディストリクト級、いまの言葉で言うと県になりますが<sup>2</sup>、こうした4階級の裁判所で構成されておりました。1946年の憲法の中では三権を、「司法」「行政」「立法」という3つの権利でもって確定しております。

1つ注意すべき点と言へば、当時の憲法の中に公訴院という名前が入っておりませんでした。具体的には1959年12月30日において、いわゆる1959年憲法が制定されまし

<sup>1</sup> ベトナムにおけるプロビンスーディストリクトの訳は一義的に明確ではない。なお、プロビンス級が日本の地検・地裁にあたるというのは上記4階級の上から3番目という意味からであり(つまりディストリクト=簡裁・区検)、厳密な対応関係を意味してはいない。

<sup>2</sup> 訳について脚注1参照。以下、プロビンスやディストリクトの訳について同様。

た。この59年の憲法において初めてベトナムの中に、いわゆる国家機関として4系列の国家機関が規定されるようになりました。まず「国会」。日本でいうと議会。言葉で言うと、いわゆる国民の代表からなった機関、国民が選挙によって選んだ機関。我々がいつも研究している中で使っている言葉としては「国家権力機関」と命名しております。2つ目の系列としては、いわゆる「政府」と各地域の行政機関。ベトナム語的に言いますと、国家的な管理機関。日本でいうと行政機関になります。3番目の系列の機関としては「裁判所」。裁判所は最高裁判所から始まり、各地域の、ディストリクトレベルまでの裁判所をいいます。4番目の系列として、初めて出るようになったのが中央から地方までの「検察院」という組織です。階級としては中央の最高検察院、プロビンス級の検察院、そしてディストリクト級の検察院。この検察の系統は1960年から最近の2002年までは、そのままの形で活動が行われていました。この段階において多くの外国人がベトナムに來まして、ベトナム検察院の正しい役割などについては、どうも正しく理解することができなかつたようです。彼らいわく、諸外国にある公訴院と同じようにベトナムの検察院も同じことをやっているという考えでいました。でも實際上、全く逆です。

なぜ逆なのかについて説明させていただきます。憲法が定めている4系統の国家機関の規定以外に、検察院としての機能と権限も、その中で出てきます。その機能についてはいろいろ規定があつて、例えば、最高検察院の院長は国会の代表で、いわゆる国会議員でなければなりません。そして最高検察院の、今いう長官というのは国会によって選ばなければなりません。そして最高検察院の長官は国会にしか責任を負わない。ただし、国会の会期中でないときは、国会常任委員会に対して責任を負うことと、国家主席に対しても同じように責任を負うことになります。法律上、最高検察院の長官は、政府に対しては責任を負わないことになっていました。では、その任務機能などについて、なぜ公訴院ではなく検察院として命名されたのか。

御承知のとおりベトナムの法体系は社会主義国家の体系に倣っています。皆さんも明確に分かつておられるように、社会主義国家の国では、いわゆる複数政党制という体制はとっていません。また、統治機構に関しても三権分立という体制は認めていません。そういう意味では、いわゆるチェック・アンド・バランスというシステムは存在していません。やはり開発途上国なので多くの人の考え方としては、なるべくすべての権力が国会に集中させるべきという考えを持っています。この考え方は一面正しいものであり、また、正しくない面も持っています。例えば、国会は国の最高権力機関で、すべてそこから各責任者、例えば、最高裁判所長官、政府のメンバー、最高検察院の長官などの責任者が国会から選ばなければなりません。国会に対しても責任を負うし、国会が何か変なことを行つていても、国会の下にある3つの機関は、国会に対して何かしようと思つてもすることができません。そういうことを考えた以上、もう1つ忘れてはいけないことは、それぞれの3機関、つまり政府、裁判所、検察庁はそれぞれ独立だよということです。

もう1つ、検察院の役割に戻りますと、社会主義国ですので、世界の社会主義国でない国々の場合には見られない機能を持っています。つまり、人民検察院ですので、国の各行政機関でいう、日本でいうと省庁レベルから一番末端の国民までの行政の遵守状況を監督する権限

を持っています。

その一例を挙げますと、司法省大臣は人民検察院の長官より下になっているわけです。最高人民検察院の長官の給料とかは総理大臣と同額になっています。そうすると、司法省が検察院の監督される対象となっているわけです。簡単に言いますと、経済、社会、行政活動すべてが検察院によって監督されるようになっているわけです。政府が行っている諸活動も、例えば経済活動、諸々の活動は、その活動自体も検察院によって監督されることになります。監督するのも2つの側面から監督することになりますが、いわゆる行為の側面。もう1つは法規文書の制定の側面。例えば、司法省でまだ違法行為ではないが、ちょっと間違っただけの行為があれば、直ちに検察院が司法省に対していろいろ干渉していくわけです。違法までもいかないのですが、どうも司法省が公布しようとする法以下の文書が違法のしるしがあれば直ちに検察院が入り込んで、いろいろと作業を行い、上に報告するわけです。例えば、社会の中の活動、交通・道路の活動、税務関係の活動も、違反があれば直ちに検察院が中に入り込むことになります。そういう意味で検察院という機関はスーパーパワーを持っているような感じになります。そういうことで行政や社会とか、すべての面において、世界の各検察庁とかが持っていない役割を持っています。あと、どういう活動をするのかは後ほどお話をしたいと思います。

もう1つ検察院の特徴を表している問題としては、検察院の組織、機構とその活動についてです。いわゆる縦割り、どうも上から下まで統一的な指導を受けることになっています。原則的には、検察院はトップにいる人の指導しか受けられないことになっているわけです。つまり直轄の指導者の命令しか守らないことになっているわけです。例えば、ディストリクト級のすべての検察院長は、その属するプロビンス級レベルの、日本でいうと検事長の命令しか守らない。各プロビンス級レベルの検察院の長は、最高検察院の長官の命令にしか従わない。そこで、最高検察院の長官が国会に対して報告する際は、最高検察院の長官が国会に対する報告であって、政府が国会に対して報告することは、めったにしません。要するに、政府が国会に対して報告することは、政府の集団としての報告。しかし、最高検察院長官の報告は、あくまでも長官個人としての報告。そういう意味では、検察という機構の、つまり最高検察院の1人ですべてが決まるわけです。

もう1つの特徴としては、地元のすべての機関から独立しているということです。そのような2つの側面があったので、検察院の権力があまりにも大きい、というように皆さん感じられるかもしれません。

そこでベトナム人が1つ問題としているのは、検察院としては国会を除いて、常任委員会を除いて、ベトナム社会のすべてを監督する。そうすると検察院が監督するのは誰なのかということになります。現実、ベトナムの企業とか、各地方の行政機関など諸々の機関は、検察院をすごく恐れています。検察院としても、なるべく干渉しないことにしているのですが、やはり恐れられています。そして干渉した以上は、本当に怖いことになります。現状では、我々の法体系はまだ未完成ですので、間違っていないことをしない人は、多分いないでしょうが、時代の流れに伴って国家機関としての検察院の権力がさらに低減していくような傾向になっていくと思います。

もう1つは、我が国の改革というか、ドイモイの傾向にもあるからです。ドイモイの一環として国を開いて、外国と接触する場合があります。ここで諸外国は、かなり多くの影響をベトナムのドイモイ政策に対して与えることになったのです。

もう1つ、やはり長い間、行政、経済、社会、諸活動の監督の側面をかなり強く持っていたので、公訴権の行使は、まだうまく展開していなかったのも1つです。そこで問題として考えられるのは、検察院が公訴権の行使をもっと上手に実施できるようにしなければなりません。このように、あまりにも諸活動の監督を重視し、検察の公訴権の施行が完全に行われたがために、民衆の権利が、やはり侵害されたりすることもあります。そこで国民の民主主義の要請が司法改革の1つの動機にもなっているわけです。

そこで改革の始まりとして課題になっているのは、本当に検察院としては、諸活動、行政、社会、経済活動の監督の機能は本当に必要なのか。それとも、それがなく、どちらかと言いますと、検察院の公訴権の行使をより円滑にできるように集中したほうがいいのかという考え方です。これが10年以上、いろいろな試行錯誤というか、闘いもありまして、やっと2002年に一応法令化されるようになりました。今話したように、昨今は検察の機能というか、権力はすごく膨大なものがあって、いろいろ改革されるようになってきました。

ベトナムのことに對して皆さん研究されてきましたので、おそらく2005年の共産党の決議49号もお手元にあるでしょうが、もう1つ、2002年の決議8号というのがあります。司法改革というの、今まで課題としていろいろ扱われてきましたが、共産党中央執行部の8号の決議というのが、司法改革に関する初めての党としての決議です。この8号の決議と、そのほかいくつか、それを指導するための文書もありますが、基本的にはこういうものがあります。なぜ8号かと言いますと、8号があるのだから今の法律、いわゆる検察関係の法律がある。要するにベトナムの与党というか、政権を握っている共産党の考え方を法律化することが法律になるわけです。

そこで、例えば、憲法改正など、重要な法案を改正したりする際には、必ず前もって党の決議が出てくるわけです。党の主張が表現されているわけですから、ベトナムの法律がどのような傾向で動いているのかを知るためには、まず共産党の決議を見ることです。ベトナムの法律は、例えば、いろいろな細かい規定を規定するにしても、その中の主な思想的な部分、又は考え方や共産党の決議に背いてはいけません。私とドゥオンが法案執筆の際にいろいろ作業をするわけですが、我々はあくまでも法適用の技術的、つまり書き方だけに専念すればいいのです。

例えば、党が決議の中で、検察院は今後公訴権しか権限がないという指針があれば、私とドゥオンとしては、それに基づいて、それを行使するにはどうすればいいのか、デザインしなければならない。そういう意味で決議8号に触れて、それが現行の検察関係の法律の土台となっているからです。

8号においてもいくつかの問題があります。8号によって検察は、それ以降、行政、社会、経済活動の監督を中止することにし、もうしないことになりました。監督の機能が、それからは政府に移行されるようになりました。一部分は国会も担うことになりました。例えば、

行為、いわゆる行政の行為・監督は審査局の局長に任せる。法律とか法文書の審査はベトナム司法省が監督することになりました。

ただ、2002年から實際上、それによってかなり大きな、諸々の問題が出てきました。先ほど言いました審査局、監査局ともいうのですが、2002年からは事件として、検察院に対して今まで1件も向こうから、いわゆる送致してきたものは1件もありません。そういう意味では、犯罪が漏れる可能性は大いにあったのです。我々が、よく検察の間でジョーク、冗談として言うのは、本当に監督、その権限が検察院から取り除かれてから、社会はついに良くなったなど、よく我々の間で揶揄します。多分、監査局が管理、監督がうまくできなかったからそういう結果になったということです。

1つ忘れていけないのは、日本とか諸外国のように、いわゆる権力をお互い牽制するようなシステムは、まだベトナムにはない。例えば、政府の役員や政府のメンバーの中の1人に違法行為があれば、必ず野党から、それに対してすぐ指摘する声が出てくる。しかし、我々は複数政党制ではないので、その形での監督はできません。自ら自分を監督するのはすごく難しいことになる。やはり、それぞれの自覚心には限りがあります。實際上、警察と検察が、本当は今言いました監査局とか審査局が発見しなければならない、かなり重大な事件を、こちらで発見することにもなったわけです。例えば、土地を管理したりすることについての違法行為とか、むやみに土地の売買が行われたり、我々が監督していた時代はそういうことは起こっていなかった。銀行からの借入もむやみに行われていて、でもそれを監督する機関は、実際全然監督していない。

ごく最近日本政府も驚いている汚職事件、PMU18、ベトナム交通運輸省のプロジェクト関係の、折り合い関係をつける、資金の使用に関する部分ですが、そこで頭の痛いところと言えば、検察はもう監督しないことになったので、その代替りの機関はあるのか、きちんとした、効率の良いシステムがあるかどうかということです。そういう意味で大方の意見としては、かつての検察院の監督という機能はどうするのかということです。その側面では、今率直に言いまして、まだ成功しているとは言えない部分です。昨今の司法改革の最も大きい課題の1つです。

もう1つは、かなり大きな課題として出てきたのが、検察院の公訴権行使の質を向上することです。その中で捜査活動の質的な向上です。例えば、犯罪に関する情報が送られて来た場合は、どう留意し、処理しなければならないのか。また勾留ということに関しても、幾分制限しなければならないことも考えています。身柄拘束で勾留というのがありますが、その勾留はどうして制限しなければならないのかというと、一時期からかなり、それによって国民の民主主義が侵害されたからです。

私も検察官としてすごく危機感を感じていたのは、恣意的にいつも身柄が拘束できるようになっていた時代があったのです。例えば、私が検察官として間違った身柄拘束というか、勾留を行ったにしても、全然びくともしない。幸いにも、例えば、釈放された勾留された人間は、非常に幸せを感じる。本当によく釈放してくれたなど。そこで、我々としての責任は、どちらかと言うと無責任になっていたということです。

そこで、司法改革の傾向としては、我々はより責任の部分を高めなければなりません。さらに国民の権利を保障しなければなりません。そこで規定としては、こういうように勾留できるのは、いくつか指定された罪名に限られるようになりました。そして、その勾留の令状を発布できる人も制限されるようになりました。要するに、今まで誰でも権力が、大きな権限があるような状態から、やはり、その状態を防止したいからです。

具体的に言いますと、ある事件で勾留するのか勾留しなくてもよいかというような判断をしなければならないような場合、勾留しないことになっていたのです。そういう意味では、司法改革としては、より国民の民主主義を守り、そして検察院や調査院とかの責任をより明確にするように高めたわけです。今後、よりきちんとした身柄拘束、いわゆる逮捕、その後の暫定留置<sup>3</sup>、そして勾留と、きちんとしたものにしなければならないことになったわけです。

そこで、ある被疑者を刑事事件で立件しようと思えば、まず検察院の令状の発布が必要だということになります。昔、そういうことがなかった時代は、検察の方は本当に恣意的に被疑者に対して刑事事件を立件することができたわけです。そして、暫定留置から今度は勾留への移行の際にも、やはりきちんとした法律の規定は一応出てくるわけです。そこで捜査機関と検察院との牽制、お互い牽制するシステムが出てくるわけです。

そこで共産党の決議8号の中に初めて出てきたのが、検察院が管轄する地域の中で逮捕、暫定留置、勾留に関する、冤罪が生じる場合、すべてその管轄する検察院の責任になるわけです。責任を負わなければなりません。要するに、そういう間違いがあった場合、検察は賠償しなければなりません。この8号の決議を土台に国会常任委員会によって、冤罪による賠償という国会令が制定されるようになりました。そこで警察としては自分の仕事を円滑にするために、一生懸命検察に対していろいろ発布するように、早く承認してもらうために一生懸命願っているわけです<sup>4</sup>。しかし今日になりまして、前のように適当に承認するのではなくて、警察に対しては、きちんと捜査も行い、関係書類も揃えて、それがなければ承認しないことになっています。今になっても検察が警察に対してこれまでのように配慮をとっていくと結局検察の責任になってしまうからです。

確かにこの制度は、国民に対する冤罪とかを制限することができるのですが、反面弱点もあります。賠償しなければならないということで、検察側としては思いきったことができないわけです。どうしても猶予してしまうわけです。やはりちゅうちょするのです。昔は、本当に間違ってもいいから漏れないようにすべて逮捕するわけです。今は全く逆です。漏らしたって罰されない。逆に間違っても逮捕したら賠償しなければならないから。そこで1つ危機感として感じているのが、犯罪が漏れてしまうというおそれです。そのような弱点をどう克服するのかを、今模索しているところです。ベトナム国民は、本当に冤罪に陥るときは、かなり反発が強いのか

---

<sup>3</sup> 緊急逮捕、現行犯人逮捕等の場合に適用される身柄拘束処分（ベトナム刑訴法第6章「予防措置」に規定がある）で、期間は3日間。なお、原語の発音は「タム・ジウ」（一時的な把握）であり、これを当部の丸山毅・元教官が「暫定留置」と意識された（ICD NEWS23号9頁参照）。以後、「暫定留置」と表記。

<sup>4</sup> 例えば、逮捕状は検察院が発布するほか捜査機関も発布できるが、捜査機関が発布した場合は執行前に検察院の承認を要する。また、捜査機関が緊急逮捕した場合は検察院の批准（＝承認・不承認の判断）を要し、承認が得られなければ被逮捕人を釈放しなければならない。

ら。弁護士もかなり多く出てきたので、弁護士によって先導されることもあるわけです。

私は実際、初めてこの間、地方の検事正になったのです。それで20年以上前の冤罪の事件を処分することになって、1人で全部いろいろな手続をして弁償することになっていたのです。その事件は魔法瓶、すごく安い魔法瓶4本に関する事件で4人ぐらいが逮捕されたわけです。値段としては、日本円で言うと全部で500円ぐらいです。でも我々はベトナムのドンで言うと、7億ドン<sup>5</sup>も弁償するのです。そこでどうしても仕事にちゅうちょしてしまうわけです。司法改革する意思が強い反面、そのような課題もあるのです。直ちに、最も優れる対策は見つけられるわけではないですから。

もう1つ、8号のそれっていうのは、これも国民の民主主義に関する部分ですが弁護士の権限です。長い間どうも弁護士という体制には馴染めなかったのは事実です。ともかくドウオンといつも言っているのは、国民の訴訟における権利を保障するためには、刑事訴訟法を今後改革しなければならないということになっています。例えば、弁護士が、もっと早い段階から関与できるようにする。今は暫定留置の段階から関与することにしたのです。場合によっては、警察に逮捕されるときに、警察によって殴られて、そこで恣意的にいろいろと供述させられたかもしれませんし、国民は警察を信じているので、誘導尋問の供述になってしまうようなこともある。でも、その誘導は、被疑者としてはだまされたと思っけていても、もう既に書いてしまったものですから、要は、もし死刑と認めた場合は、書かれてしまったものは殺されてしまうのですね。そういう意味では、やはり最初から弁護士が助けられるように参加させなければなりません。

もう1つは、公判の場における弁護士の役割です。今日まで裁判における弁護士の役割は、まだ尊重していないのが実態で、そこでも改革しなければなりません。本当によくはないことですが、實際上、裁判における弁護士の役割というのは形式にすぎません。よく我々の間で揶揄して言うのは、弁護士というのは、ご飯の井の上に唐辛子をきれいに花として飾って置くだけです。でも、ご飯を食べるときは、そのきれいな花は食べないのです。実際、辛いものは食べないのです。そういう意味の表現をします。

例えば、公判の場に、弁護士としては一生懸命、情熱を持って弁論していても、途中で裁判官に制止されたり、又は発言させてもらえなかったりして、要するに国民の権利が侵害されていることです。そこで司法改革の一環としては、より弁護士の役割を高める。その中で早い段階からの関与。もう1つは、やはり裁判の場においては最後までしゃべらせること。決議8号の中には、公判における弁論主義をもっと強化しなければなりません。本当に真理が見つけられるまで弁論しなければいけません。正義が保障されないような国家権力で弁護士を押さえつけてはいけません。

そこで8号が言及するのは、まず検察院としては、公判の場においては、弁護士がより弁論できる機会を与えなければなりません。同時に、担当検察官は公判の場において直接弁護士と弁論しなければなりません。今までのように検察院という公訴院から検察官が公判の場に来て、起訴状を朗読し、後は論告以外何もしない。弁護人の弁論も途中でも裁判

---

<sup>5</sup> 1000 ドン ≒ 7円

官が終わりと言えば、もうやめなければなりません。こういうのをより見直さなければなりません。

そして裁判所側としては、公判の場において弁論されたその結論に基づいて判決を起草しなければなりません。もう慣習になってしまっているところですが、判決の宣告はあまり耳にしないのです。聞かないことにしているのです。どちらかと言いますと、その記録を読むことで判決の内容を知るような習慣になっていて、判決の内容を聞かないのです。そこで改革しなければならないのは、もちろん記録とかもあるけれども、裁判所としても、裁判官はきちんと両側の話を聞いて、それを基にして判決書きをすることになる。公判の場においては、裁判官としては証拠、物証などは、どういうものがあるのか、証人は何を供述したのか、各検察官、弁護士、本人はどういうことを述べたのか、すべて吟味して初めて判決書きに移ることになるわけです。

そのような弁論主義を強化するためには、裁判官、検察官、捜査官及び司法関係者の能力を高めなければなりません。この8号は、このような人的な強化に言及していたので、その後、育成の計画が発表されていて、いわゆるJA（国家司法学院）が設立されるようになったわけです。その中で、特に弁護士という戦力もつくらなければなりません。数が少ないからです。この8号を制定する段階で、ベトナム全国の弁護士の数は、まだ2,000人ぐらいしかいませんでした。全国で刑事事件は大体6万件ぐらいに対して2,000人しかいないということは、弁論主義を導入しようと思ってもなかなかできない。そこで国家司法学院に対しては、2020年までには18,000人の弁護士を育成できるようにという指示を与えました。

(休憩)

(日本側)

質問なのですが、先ほど、検察院以外で行為の監督をするという話がありましたが、具体的にどのような機関や部署で行うのですか。

(テー)

監査とか査察という所があるのです。例えば、司法省の中にもあるのです。それぞれの役所にも査察とか、監査とかする部署があるのです。それで会計監査局もあるのです。いわゆる会計監査局の局長を、今選任している作業を行っています。今は国家監査局といって、英語ではインスペクションという言葉を使っているわけですが。会計監査局というのは国会に配属されていて、その会計監査というのは、どちらかと言うと国家予算の関係です。

もう1つ国家監査局の方は、建設現場があって、国民からは、どうもこの現場は変だ、技術的に問題があるだろうと。そういう場合は、国家監査局が立入りして、いろいろと検査するわけです。

(日本側)

国家監査局というのと会計監査局は、また別にあるわけですか。

(ベトナム側)

そうです。

(日本側)

先ほどの話で、例えば、審査局と監査局というお話が出ていましたが、こういうのを全部合わせたものとしてお話をされていたのですか。

(テー)

どちらかと言いますと、先ほど言った監査とか審査というのは、いわゆる体系を除いたものです。というのは、会計監査局は国家予算に絞って活動されるからです。先ほど言った土地管理、土地に関する管理は、会計監査局は関与しません。例えば、ある土地に関する問題が生じて、どうも混乱が生じている場合には、国家監査局が立ち入りして検査し、重大な内容でなければ行政処分を下したりするのですが、どうも犯罪のしるしがあるとしたら検察の方に、日本でいうと告発することになるわけです。

(日本側)

告発の義務はあるわけですか。

(テー)

そうです。でも、先ほども言ったように、この役割が検察院から国家監査局に移行されてから、告発までいった事件は1つありません。そこで司法改革は、この点についてもどうするのかということになるわけです。この間、検察が監査局の人間を逮捕しました。ブンタオという南ベトナムの油田基地があるのですが、石油に関する汚職事件があって、それを査察する国家監査局の職員が、どうも消極的な行為があったので、検察が国家監査局の人間、局長級の何人かを逮捕しました。

(日本側)

国家監査局は、どこに属していますか。

(テー)

政府の一役所です。国家監査局の局長というのは大臣級です。

(日本側)

司法省とかと並立するものですか。

(テー)

そうです。いわゆる省庁の中の1つです。例えば、司法省の違法行為とか、間違った行為があるとしたら、この監査局が立入りして査察したりします。それで犯罪のしるしがあって国家監査局が立件して捜査機関と検察庁へ送致するとしたら、今度は警察と検察が司法省に対して、いろいろと証拠書類等を送らせることができるわけです。

(日本側)

日本だったら新しく監察的な機関をテーマごとに、いろんな分野ごとに、別個に新しく作ることがたまにあります。その際には、どうしても、捜査に似たノウハウが必要であるので、検察庁からそういう新しい機関に出向して、そうしてまた戻ってきて、告発をより円滑に行えるよう手助けをしています。そちらの国家監査局は、どういう人材がなっていて、検察庁

との人事交流のようなものはしていないのでしょうか。

(テー)

全然ありません。別個に独立したそれぞれの機関ですので、そういう出向というのは全くありません。

(日本側)

今までベトナム SPPの方がやっておられた業務を担うわけですから、SPPのノウハウを全く持っていない人たちが新しく国家監査局という組織になったら、どうやって監査するのか分からないのではないですか。

(テー)

監察とか監査業務に関しては、彼らなりの研修所があるのです。監査官を育成する研修所があるし、彼らは教材とかも持っています。例えば、我々の中には検察理論研究所があると同じように、向こうは監査理論研究所というのを持っているのです。昔からですよ、いわゆる今のベトナム国家ができてからです。ベトナムの司法省は一時期、20年間解散されたのです。ずっと司法省というのはなかったのですが、監査局というのはずっと存在してきたものです。

(日本側)

新設されたのではなく、既にあった監査局に対して権限が移譲された、統一化されたと言われているわけですか。

(テー)

今日までは国家監査局と検察院が同様の監査権を有して双方で同じようなことをやってきたのです。そういう意味の監察監査というのは。そういう重複があるので、検察の機能をより高めるために、やはり監察という機能をやめて、そもそも持っている監査局に専念させたらどうかということで、そうなってきたのです。

(日本側)

昔からやっているのでノウハウもあるわけですね。

(テー)

ちょっと違うことは、同じことをやっているのですが、その後のアクション、例えば、ある不法行為を発見したときには、検察の方は直ちに立件できる。逆に監査局は、昔も今もですが、発見しても、結局自ら立件することはできない。自らはできないですが提言することはできる。いわゆる告発の形で、捜査機関とか検察院に対して、刑事事件として立件するよということとはできるし、それしか権限はありません。

(日本側)

権限を移譲した2002年以降はゼロ件ということですが、それ以前はどうだったのですか。

(テー)

それ以前も全くありません。なぜかと言いますと、検察が直接やっていたからです。どちらかと言いますと活動が重なったりしていたのです。ある事件があるとしたら、監査局が入って、直ちに検察も入ったりしたわけです。以前、例えば経済事件で年間何千件も検察の方

が起訴・立件したのに対して、最近では全然、監査局の方は何もやっておりません。というのは政府のメンバーですから、政府の行為を成否できないわけです。だから、自分も仲間意識があるみたいで、悪い点を他人に見せたくない。以前には、お話したように検察院は政府も監督・監査していたので、そういうことができたわけです。

この司法改革の一環の中に、以前の一般的な監督権を検察に取り戻させようという考えがあるわけです。それによって、もっと汚職防止ができるようになるのではないかと。でも、その権限を検察には返してもらえないと思います。

(日本側)

国家監査局と検察院が昔から並行して監査を行っていたという話なのですが、59年憲法の中には、国家の4権の原則が書かれていて、検察が、行政、経済、社会、一般の監督権を持ちますよと憲法で言っていたのでしょ。そのことと、昔から2つの機関が並行してやっていたというのはどう理解したらいいですか。

(テー)

先ほど言った4系統、国会、政府、行政。この政府、いわゆる行政の中に国家監査局があるのです。それで裁判は3番目で、検察は4番目です。検察というのは縦割りで上から下まで、独立とされた機関となっているわけです。そして検察は、自分の立場から政府を見つめているわけです。そして検察は監査局までも監督しなければいけない。だから大将になっているわけです。例えば、監査局が間違ったりしたときは、検察が入り込むわけです。もう1つ役割で言及しなかったわけですが、検察院としての機能としては、ベトナムにおいて全国的な法律適用の統一性を担保するための役割も1つあるわけです。検察院の存在というのは、まずロシアのレーニン<sup>6</sup>の考え方から取ったものです。

例えば、これが法律だということ、東京でもこれが法律だ、大阪でもこのことが法律です。要は1つしかないから。そういう意味で法律はこういうものであって、例えば、法律の規定としては、相澤部長は東京にいるときには、仕事が終わったら自宅に帰って休まなければならないという規定があるとす。しかし、大阪に来ると、雨が降っているからしょうがない、役所にそのまま寝泊りする。そういう法律の解釈というか、実施は統一性が保たれていないので、全国的にどこへ行っても仕事終わったら自宅に帰ること、それを守らせるために検察の存在価値が出てくるわけです。だから、法律は全国的に、統一的に守らなければならない。例えば、山奥の田舎でも都会でも、右側通行が法律ならばどこへ行っても右側通行で、赤信号見たら停まるということは、田舎の中に入って、人がいなくても、やはり赤信号は停まる。山奥だからといって停まらなくてもいいということにはならない。

よく言うのは、監査局の方の業務の精神というのは合理的な面で見えていて、検察の方の業務としては合法的、つまり法律が正しくなくてはなりませんということです。やはり全国的な合法性を保つために検察が生まれてきたわけです。そして、いわゆる地域の局所性、いわゆる地域だけのその地域性を制限、防止するためでもあるからです。その地域の局所的な

---

<sup>6</sup> Vladimir Il'ich Lenin (念のため、ロシアのマルクス主義者、ソ連邦の創設者)

考え方、例えば、このコップは法律で10円だと、全国的にどこへ行っても10円だと規定するとします。しかし、東京はちょっと人口が多いので15円と値上げするようなことはしてはいけません。決定された10円というのは、全国的に、どこへ行っても10円になるように保障するのが検察です。

(日本側)

それはどういう方法、手段を使って、その法律解釈ができるのですか。

(テー)

そこで監督するわけです。監査するわけです。検査するわけです。

2つの側面で、行為から、そのコップの売り方が間違っているかどうか。このコップを国の法律では10円となっているのに、県の人民委員会では、12円という条例を出した場合には、ともかく地方でも10円であるものは10円として売らなければならない。12円でも駄目ですし、東京だから12円だと言っても駄目だし、山の方だから8円に下げても駄目です。

(日本側)

つまり、この条例は違反だから無効だよというか、その条例の中身を直して、15円を10円に直してしまうということを検察院がするのですか。

(テー)

直ちにそれを修正するように人民委員会に抗議文書を出すわけです。これは命令と同等になるものです。

(日本側)

命令に従って向こうが直すわけですか。

(テー)

そうです。検察としては自らそれを破棄することはできない。しかし、修正なりすることを請求することはできます。そしてその抗議文書を受け取ってから15日間に相手は返答しなければなりません。それでも修正とか破棄しなければ、検察が対処機関に対して、つまりその相手の上級機関に対して報告するのです。

(日本側)

報告することによって後はどうなるのですか。

(テー)

今度は直轄の上級機関がその機関に対して修正するように命令するわけです。例えば、人民委員会というのがありまして、町人民委員会の上には市人民委員会。町人民委員会の間違いに対して正さなかったのだから上に報告するわけですから、上の機関が。

(日本側)

直さなきゃいけないところの上の機関ですね。

(テー)

そうです。ここにレーニンが発言した文書があるのですが、これはまだ残念ながら公表できないのです。先ほども言いましたように、地域、地方、国家機関には、全く影響とか帰属されないのが検察院です。

というのは、先ほどの質問では、地方の法律文書の間違っている所に対する抗議する権利と責任があるからです。でも、その法規文書に対しては中止する命令はできないのです。

(日本側)

是正指導、間違っているから正しく直しなさいということを指導する、それで言うことを聞くまで上の機関に対して指導を続けられるという、そういうことですか。日本の検察はできないですが、日本の言葉でいうならば、そういうことですか。

(テー)

指導というよりも、ものすごい権限を持っています。

(日本側)

命令ではないということだと、日本語では言葉がないですね。

(テー)

ただ、請求すれば、普通はすぐ直すのです。間違いのあることを指摘されると、やはり、恐れるのですね。

(日本側)

何て言ったらいいですかね。勧告ですかね。

(ドゥオン)

勧告でいいですかね。いろいろなステップがあるのです。最初は勧告みたいな感じですが、それでも聞かなければ直ちに是正する、修正するように、もっと強いアクションをとるので。裁判所に抗告したりするから、裁判所になると、できれば避けたい。

(日本側)

先ほど、手段・方法と言ったときに、例えば、刑事裁判をするとか、民事裁判をするときに、裁判制度を使って直すように働きかけるのか、それとも行政的指導、勧告の手法でやるのか、どの方法なのかというのが私の関心です。

(テー)

どちらかと言うと行政措置の方です。その機関は自ら修正するか、又は、その一段上の機関からの命令によって修正する。というのは、直轄上の機関は、その文書に対しては破棄するように命令する権限があるわけです。そして直ちに破棄し、いろいろな悪い欠陥が今まであったとしたら、いろいろ克服するようにも上からの指示がくるわけです。実態上、今まではうまくやってきました。間違った法律文書を公布する原因としては、法律に対する認識の間違いがあったからです。ベトナムの行政官は、あまり法律は強くないのです。というのは、行政官や指導者は、一時期ですが、軍人出身の者が多かったわけです。また、法律大学、法学科というのもごく最近で、日本みたいな伝統的な法学部はなかった。このように法学関係でドクターの肩書きというのは、そんなに多くないです。ベトナムで一番最初にできた法科大学とかで、2人が最初の講師になったわけですが、法律文書の間違いがあった、その理由としても理解できるし、それを是正・修正する方法もそんなに難しい問題ではないのです。逆に間違いを発見して修正するように教えてあげると、逆に、非常に向こうも感謝するとか、有り難く思う。そういう間違いというのは恣意的にあったわけではなくて、法律の理

解の間違いが原因だったからです。

(ドゥオン)

一例を挙げますと、最近ベトナムの交通渋滞を緩和するためにハノイ人民委員会が、市民1人は1台しかバイクを所有してはいけないという条例を出したわけです。よく見ると、この条例は憲法違反です。いわゆる民事の権利を制限しているからです。そして1人で2台のバイク、同時に乗れないことですね。これは総理大臣がハノイ市に対して、その文書を直ちに破棄するようにと。それによって2か月ぐらい前からでしょうか、前のように何台でも所有できるようになって、最も多く所有しているのは91台になってきたわけです。

(テー)

そういうふうに上級機関によって、そういう間違っただ法律文書が公布されたわけです。そういうふうに条例を出しているときには、多分、憲法のこととか、または民法の中の規定が全然頭になかったわけです。ハノイはベトナムの首都ですが、首都命令でもそういうことがあるぐらいですから。ジャングルになると、もっともっと大変です。

そこで、例えば、私、書類上に（注：複数のバイクの所有を）禁ずる条例が出ていたら、新しいのを買いたいと思えば別の人に頼んで登録してもらわなければならないわけですね。お金を出しているのは自分なのに、名義人は別名になるわけですね。もしそれに対して争いがあるとしたら、私はそのバイクを手放さなければなりません。それには自分が持ち主という証拠がないからです。また、その名義人に対しても200ドンくらい払わなければならない。そういう意味で、法律に違反しているような法律文書は、かなり重大な問題を発生させるわけですね。国民に対して損害を与えるだけでなく、国家管理体制に対しても社会に対しても大きな損害を与えてしまうわけですね。

(日本側)

法規文書は地域でもいろいろ出していると思うのですが、これはどうやって見つけているのですか。

(テー)

以前は中央の検察院がその役にあつたのです。

(日本側)

法規文書を作るときに、必ず検察院に対して1回公報しているのですか。

(テー)

はい、出すわけです。でも、今はそういうことはないのです。実際それを審査する法律文書が作成されている段階には、いろいろと審査する部署というのは各地域にあつたわけですね。

(ドゥオン)

それで1年間に検察としては4,000~6,000ぐらいの、いわゆる法律に違反した法律文書を発見したことがあつたわけですね。でも、今は政府関係の法律文書の監督は司法省が担当しているのです。法律文書監査局は司法省の中にあるわけですが、職員は何人かしかいないのです。でも文書というのは膨大な量ですので、全然追えないのです。検察院や裁判所の法律文書を監督するのは国会の常任委員会です。

(日本側)

分かりました。

(ドゥオン)

この間国会議員の間でもいろいろと述べたような理由で、ほかの機関ではどうも手に負えないものですから、法律文書を監督する、審査する機能を検察院に戻したらどうだという意見があったのです。それは統治者のツールだから、法律というのは。そのツールが間違ったら大変危険な状態になります。今は、実際誰もやっていないような状態です。やるとしてもそんなに多くないです。読んで、どこか間違っているのかなと思って、慣れていなければもう眠ってしまうのですね (校正者注：分からないから眠くなって寝てしまうという比喻、念のため)。

(日本側)

いまのお話を伺っていて、非常に感慨深かったのですけれども、日本では法律で規定されていませんけれども、各地方の検察庁は、罰金を伴うような条例に関しては、必ず事前に申告しています。

(テー)

それは検察が審査するわけですか。

(日本側)

これは権限として規定されているわけではなくて、ただ罰則を伴う条例の場合は、勝手に地方自治体を作ったとしても、間違った罰則であったり、実行不可能な罰則であったりすると、検察庁では起訴できませんよね。だから、事実上の慣行として行っています。罰則を伴わない条例に関しては地方自治体が自由にしています。

(テー)

ということは、日本の検察は行政機関の法律文書を見る権限があるわけですか。

(日本側)

相談を受けてアドバイスをするということです。

(テー)

法律の規定はあるのですか。

(日本側)

ありません。

(テー)

要は、連携体制関係ですね。

私とドゥオンさんも、そういう意味で法律と書いてある文書を年間 100 以上ぐらい、そういう相談の手紙等を各関係省庁からもらっています。例えば、各関係省庁は法律の法案や各政令を作成する際には、それをベトナム最高検察院の指導部に送り、指導部から私たち 2 人の所に来る、それに対してはいろいろと吟味し、報告書を作り、そして逆に向こうに送り返すことになるわけです。ただ、私たちのそれに対する意見というのは、相談的な意見ではないのです。あくまでも検察としての見解を表しているわけです。例えば、私たちの見解に対して背いた法律を作った場合には、それは徹底的に抗議する。

例えば、日本にあたる検事正とかになると、地元の政府の招待とか要請があれば、会議に出たりすることもあります。地方政府の法律文書の執筆、制定などをする際も参加したりすることもあります。中央政府の場合は、我々のレベルの人間が担当することになります。

(午前発表終了)

(司会)

それでは、午後も引き続き行いたいと思います。午前中の質問が途中で終わった部分もありましたので、質問等ございましたらどうぞ。

(日本側)

私はいま検察の現場で事件を担当してまして、先生方の話を聞いて、令状について、以前よりも令状が非常に慎重になって、これまで踏み込めた事件についてちゅうちょせざるを得なくなったという事態が生じていることについて危機感を持っていて、ちゅうちょせざるを得なくなることに對する気持というのは、ある程度わかるのではないかと思います。そうなったときに現場にいる私としては、摘発するのが困難になったときには、摘発された犯罪については一罰百戒の見地から厳しく処罰すべきなのではないかと思ひますし、そう思う検察官が多いのではないかと思ひますが、ベトナムの刑事処罰なり、そういった一罰百戒の見地といったものは、實際、理論的にあるいは現場の意識としてどのぐらいあるのですか。

(テー)

どちらかといいますと、ベトナムの刑事政策の考え方というのは、善悪の善というのが概念として書いてあります。要は、ある犯罪者に対して処分を下す場合には教育がメインであって、と言って私たちの刑罰が厳しくないと言われるかもしれませんが、そんなことはありません。非常に厳しいです。そこで、犯罪者の処理・処分に当たっては教育のイメージが1つあって、もう1つは牽制する。つまり、犯罪を防止する、周りの人たちのその行為を牽制するという意味もあるのです。それともう1つは、時勢に合わせることもあるのです。例えば、今の局面では麻薬犯罪がかなり多いときには、やはり麻薬犯に対しては厳しく処罰するのです。例えば、汚職がすごく氾濫しているとしたら、汚職に対して非常に厳しく処罰する。

(日本側)

そういう時勢というのは、日本であれば非常に世論の力によって、例えば、現在の日本では以前より性犯罪、交通犯罪に対する社会的非難は高まってきましたけれども、ベトナムではそういう規制、意識というのは、どういう形で形成されていくのですか。

(テー)

事件数から見てもすごく多く出てくるし、もう1つはマスコミです。例えば、今マスコミとか社会問題として出てきているもので、テレビ・新聞などを見ても、どこを見てもやはり麻薬の事件、麻薬の問題が出てきているし、また汚職の問題もベトナムの国の国難としてやはりそのように出ているので、大きな實際の問題になっています。ベトナムにおいて身柄を拘束され勾留され得る人員の90%が起訴され、裁判判決は大体、いわゆる刑務所に収容され

るような罰を受けることになる。それが 90%。ベトナムでは勾留する決定書を批准する権利・権限があるのは、検察院と裁判所だけです<sup>7</sup>。韓国とか日本の場合は、その令状を発布するのが裁判所だと聞いております。ある意見からですが、裁判所が結局、逮捕も権限があって、いわゆる令状を発布する権限があるし、また今度、刑務所に行かせるような権限も持っている。つまり、刑を言い渡す権限もあるというのはちょっとおかしい、やはり分けたほうがいいという意見もあります。

それで 49 号、つまり共産党の 49 号の決議に基づく、今そういう権限を 2 つ以上の機関が持っている、減らす方向にしたい。そこで、発布の権限を検察にするのか、日本のように裁判所にするのか、今考えているところです。ただ、逮捕とかも裁判所で、今度刑の決定するのも裁判所になると、ひょっとすると客観性が保たれないのかなと思っています。今のところ、大部分の逮捕とかその後の勾留などは、裁判所が言っている場合に限っていません。もしも逮捕して勾留して裁判令に掛けられなければ、私たち逆に賠償しなければなりません。要するに、逮捕・勾留するまでの事件というのが、必ず刑務所に送れるという確信があるからこそできる。ひょっとすると刑務所へ送れないという場合には、決して逮捕はしません。

(日本側)

日本でも重大事件については同じような考え方があります。

(日本側)

先ほど冤罪<sup>8</sup>による賠償という話がでましたが、実際に賠償というのは頻繁にあるのですか。(テー)

実際、この決議がある前まではいろいろな理由で、例えば司法職員のレベルの低さとか、またはこのようにきちんとした決議がなかったがために、でたらめに恣意的にそういうことを行ったりしたこともあったので、冤罪の賠償もあったのですが、ごく最近はそういうのはほとんどありません。

この賠償に関する国会令というのは、2003 年から制定されたわけですが、その効力は冤罪が発生している時点で、1996 年からさかのぼって適用できるわけです。そこで、1996 年から適用できるということで、いままで 58 回、58 件の賠償があったのです。その中で、検察院が賠償したのが 45 件です。警察が 8 件です。残りが裁判所、5 つでしょうか。

午前中に言ったように、1996 年というのは一般論ですが、私の場合は 20 年前の冤罪を何億ドンも賠償した。それは私と同じ検察官で同様な格好において、間違っただけなのに、私は検察院の代表として賠償したわけです。間違っただけなのに、死亡してしまった人もいます。そういう場合は、実は申立てというのは 20 年前からずっと出しているわけです。やっとならば 1996 年のときの一連のあれで、結局いろいろと見直されて、賠償にな

<sup>7</sup> ベトナム刑法第 88 条 3 項、第 80 条参照。正確には、勾留状発布権は検察院、裁判所のほか捜査機関も有しているが、捜査機関が発布した場合は執行前に同級の検察院の承認が必要となる。

<sup>8</sup> ここでの冤罪は濡れ衣ではなく、裁判で無罪となったという意味であるが、ベトナムでは無罪になったということは濡れ衣だったという客観主義的な見地が一般のように思われる。

ったわけです。

(日本側)

賠償というのは、国家ではなくて検察院が主体になるのですか。

(テー)

国家予算で。実際、国の予算で賠償するわけですが、アクションの取り方としては、冤罪が生じた段階において、それを管轄する機関が冤罪を受けた人との相談を行ったりすることになりまして、例えば、捜査段階だったら警察、公訴段階だったら検察で、仮に検察がそのように責任をとることになるとしたら、相手方といろいろと話し合いをして、和解という形で、結局賠償額を決めて、その決定を、私の場合だったら最高検察院に送り、その決定が今度は財政省（大蔵省）に送られて、そのお金が国家予算から支出されて、冤罪を受けた人の地元へ送られる。

(日本側)

日本の場合、例えば、国家賠償法ですと、一定の要件の下に公務員個人に責任を負わせるというのがあるのですけれど、そういうのはベトナムにはありますか。

(テー)

一応、法律では冤罪を起こした公務員、例えば、私は国に対して賠償金を返還しなければなりません、という規定が法律にあるのです。ただし、私の場合ですと、先ほど言ったような7億ドンもそういう国の予算を使って賠償したので、1個人が自分の給料からそれを返還するとしたら、何代も何代も、何百年もかかってもできないわけです。だから、今まで適用はないのです。

(ドゥオン)

どちらかといいますと、責任の同意で、例えば、懲戒の措置とかをとるぐらいで、実際お金とか物質的な賠償はまだないです。

(テー)

今度、改革の一環として、判決の執行についての部分ですが、我々の主張としては、裁判所が下した判決並びに決定が完全に執行されなければなりません。でも、実態上、簡単なことではありません。特に民事事件の判決などは、ベトナムにおいて民事事件の判決の半分が、執行できないままに終わっています。

(日本側)

前提として、民事事件の執行というのを、検察院の役割として捉えてよいのですか。

(テー)

我々は執行機関の監督です。民事判決執行機関は、司法省の管轄内にあります施設です。レフリーみたいな感じで、例えば、執行を行う段階に間違いがあれば笛を吹くという役割です。例えば、執行官が執行によって得られた金額などを使い込んでしまう場合には、直ちに返還するように命じたり、場合によっては逮捕したりして、刑務所に入れることもあります。場合によっては、執行官が判決の内容と間違った執行の決定を下すこともあるのです。つまり、執行で間違いがあれば、我々はいろいろと処分するわけです。

もう1つの主張としては、刑法典の中の死刑の執行の方法と死刑の変更なども主張しています。例えば、今死刑の執行の方法は銃殺です。今新しい案として、ベトナムの公安省が主催する検討委員会がありますが、もちろんいろんな司法機関もメンバーとしてなっています。銃殺の代わりにのこすことを、今検討しているところです。

また、もう1つ論議になっているのは、もちろん銃殺は銃殺もあるのですが、その銃殺された死体は家族に返すかどうかという点です。原則的には返さないのです。銃殺して浅く埋めて、暗黙の了解の中で家族が自ら取りに来るのです。日本はどうでしょうか。返すのでしょうか。ベトナムでは返さないのです。場合によっては、返すと大きなストライキとかデモまで発展するおそれがあるからです。それを利用して、国家に対して反対行動をもっていくおそれがあるからです。ただ、近いうち、一定の場合、一応持って帰れるようになります。

私の考え方としては、返すべきだと。というのは、デモをされるおそれがあるけれども、今のベトナムでは簡単にはデモはできません。やはりベトナムの風俗習慣は、親戚の死体を埋葬することがすごく大事なことから、家族にとってはかなり重い責任があるのです。  
(日本側)

ベトナムを訪問したときに、お墓がとても大事にされているのを拝見しました。

(テー)

ベトナム人は、死者に対して非常に大事にしている部分というのは、例えば、死んだ時間とか、日本でいう移棺する、つまりお棺を家から出すときの時間、お墓の中に入れる時間とか、今度仮葬する、1回掘り起こして、きれいにしておいてまた戻すわけですが、そういう時間を全部決めるのです。非常に大事な時間で、それによっていろいろ影響されるから、そういう意味では、自分の墓の方がご飯よりも大事です。そういう諺があるぐらいです。

死んだら直ちにとか、好き勝手に埋葬したりすることはできないのです。例えば、ある家庭の中で奥さんが死ぬ場合には、その奥さんの生まれた年月日とか、いろいろ見るのです。今度、生き残っている旦那さんのほうの年齢なども見ます。2人の間に出来ている子供のそれぞれの年齢なども見ます。そこで、今度お墓に入れる時間を、そこからいろいろ吟味して入れるわけです。つまり、埋葬したあとでも、残った人たちもこの世の中で安全に暮らせるようにと。そのような習慣ですので、死刑に処された死体は家族に返すべきだと思います。

(日本側)

日本の場合、死刑廃止論や死刑存置論があるのですが、ベトナムではどうですか。

(テー)

今から言おうとしたのですが、目下、死刑に関してはできる限り制限する傾向にある。例えば、経済犯罪は、もう死刑はしない。経済事件ならば死刑までは至らないという考え方です。例えば、行為をもって殺人する場合、罪として、例えば、麻薬の密輸罪。かなり嚴重な効果をもたらした強奪罪とか、人道に反するテロ罪とか、要するに社会から犯罪人を排除しなければならないような罪名に限るようなことです。直ちには廃止できないのです。そのように制限していく予定です。

最後の改革の内容としては、各司法機関のお互いの関係を、もっと強化することです。つ

まり、警察、検察、裁判所など。皆さんにとってはちょっと理解しづらいかもしれませんが、実態上、今日まであまりうまく連携体制がとれなかったということです。要するに、それぞれの権限を守り切って、お互い障害を与えたりしていくことになっている。26日の発表でドゥオンさんが言及することになります。そのような課題を1個ずつ解消していくところです。

また、司法機関の機構組織の改革に関しても、いくつか大きな考え方があります。まず、捜査の出発点としては、捜査機関である警察に帰属させる。8号はそうだったのですが、49号もそういう傾向です。ただし、決議の精神とは反面、警察が今担当している捜査はどうも膨大していくようになっていて、簡素化されないようになっていくわけですね。そこで49号もなるべく簡素化していくように、あまり膨張しないようにと言っていますが、結果がどうなるのかは将来にならないと分かりません。検察に関しては、例えば、先ほど言った一般的な監督権を廃止すると、もう1つはプロビンス級、いわゆるプロビンスレベルの検察の捜査の機能を廃止するようになります。例えば、実際今までのところ、36のプロビンス級の検察院の中に、36の捜査課というのが存在していたわけですね。でも、もう廃止しました。この決議の精神にのって、最高検察院の中にしか、いわゆる捜査機関が残っていません。そして、この最高検察院の中の捜査機関の捜査できる範囲も制限されていて、その対象としては司法機関の職員であって、その司法職員が司法活動を侵害している罪名に限ることになります。

また、この党の8号の決議によって、裁判所の管理範囲も広げられて、以前は下級裁判所は司法省の管轄にあったものが、この8号によって、最高裁判所がすべて組織的に各階級の裁判所を管理するようになりました。また、裁判の迅速化の観点から、例えば、現行犯で証拠が明確であって、厳重度のない事件の場合は、略式による手続という規定もありました。

もう1つは、ディストリクト級、一番下の階級の裁判所の権限を強化することになっていて、実際、罰則が15年までの罪名も、信任する権限をディストリクト級の裁判所に与えることになったわけですね。以前は7年までしか裁判できなかった。この権限の強化は段階になって強化されていって、今の段階で能力がある裁判所はそのように履行されていて、8号によって2009年まで、すべてのディストリクト級の裁判所はこのように権限が強化されるようになるわけですね。

そして、この8号の中に、最高裁判所の裁判官は国家主席が任命するように提案されました。今のところ、ベトナム最高裁判所の裁判官の数が約120人です。裁判所長官の任命権は国会にあります。どうして120人も多くいるのかと、皆さん不思議に感じるかもしれません。またこの後詳しく言いますが、裁判所の責任のところ、最高裁判所の機能をなるべく下位裁判所を指導する役割を強化し、審理するとしたら特別の事件だけに限って審理するようにもっていく予定です。例えば、それが監督審という役割と、あとは裁判の指導という役割です。実際、審理裁判を行ったりするのは下位裁判所に委ねるべきです。先ほど言いましたディストリクト級の権限の強化も、そういう方向にあるからです。この8号の中でも、地方警察の設立の提案も入っているし、法律鑑定の業務の強化、司法の統計の業務も強化するという提言もあって、職員の人材育成、施設や設備の強化、法律の制定と法律の指導の業

務の強化などの提案も入っています。もう1つ、司法分野での国際交流の強化なども言及されました。

今述べましたのは、決議8号の司法改革の規定の内容です。ただ、この8号は、どちらかといいますと非常に緊急性のある問題を手当てすることだけに限られたわけです。それと2005年か2006年までしか、その効力は及ばさなかったわけです。つまり、49号が出るまでの間です。8号の実施は、4年しかなかったわけです。8号の成果の1つとしてあるのが、月曜日にドゥオンさんが言及する刑事訴訟法の改正についてです。

もう1つは、いわゆる人民検察院の組織法も簡単に触れますが、8号によって、成果として言及できる検察組織法について簡単に触れて、その続きとして49号に入りたいと思います。そこで注意しておきたいのは、皆様の御手元にある49号の決議というのは、新しくできたものではなくて、あくまでもこれは8号の継続版だと思ってください。8号でやり残したものとしての継続版です。そして、この49号というのは、司法改革を全面的に、かつ抜本的な段階から改革することになるわけです。私とドゥオンさんにこの2つの法律、つまり刑事訴訟法と検察組織法を新しく作り直す役割が任されているのは、そういう観点からです。我々がきちんと間に合うように執筆すれば、今から述べる検察組織法とかドゥオンさんが発表する刑事訴訟法は、実質的には2010年までしか実施されないことになるわけです。ということで、2010年以降は検察組織法並びに刑事訴訟法、新しくできるものですが、その中身はすべて決議49号の精神にのっとらなければなりません。それで、組織法に関しては簡単に述べて、その後49号について話したいと思います。

2002年に人民検察院組織法は改正されたわけです。土台になっているのは、92年憲法の2001年の改正版です。この新憲法並びに改正された人民検察組織法でも、今日に当たって、検察院は先ほど言った4つの系統の司法機関の1つになっているわけです。つまり、1960年から今日まで、統治機構の中の位置づけとしては全然変更はないということです。つまり、最高人民検察院長官は国会によって任命され、国会常任委員会、国家主席に対して責任を負うことになること。

ただ、この法律文の中で検察院の機能が変更されました。我々としては非常に抜本的な変更だと見ています。公訴院に移行する1つの過渡期だと思っています。つまり、先ほど申しましたように、これによってもはや検察は経済、政治、社会活動を監督する機能をやめることにしたからです。検察は公訴権の行使と司法活動の監督に限られるようになります。それも先ほど述べました決議8号の精神の継承ともなっています。ベトナムでは、ベトナム検察庁長官の指名による最高人民検察院次長検事と最高検察院の検察官の任命は、国家主席が行うことになります。指名は長官、任命は国家主席がする。下位検察庁や下位検察院、つまりプロビンス級以下は、最高人民検察院の長官が任命することになります。

現行法では、検察院としては以下の任務を負うことになります。公訴権の行使と捜査活動の監督。先ほど言ったように、司法機関の職員が司法活動を侵害した罪の捜査。刑事事件に対する公訴権の行使と、その裁判の監督。4番目の任務としては、裁判所の民事、行政、婚姻、家庭、事件などの裁判所の処分に対する検察。もう1つは労働事件。

ここで余談ですが、2004年の民事訴訟によって、今の機能は最大限に制限されるようになりました。つまり、監督というか、検査する権限が制限されました。当事者の処分権を尊重するという傾向にのっとることです。例えば、現行の組織法では、検察院としては民事事件の立件もできるようになっているのです。そして、必要に応じて、どんな段階においても民事事件の解決に参加することができるのです。

一方で、2004年の民事訴訟法によると、その権限、つまり民事事件の立件する権限が破棄されていて、もう1つは、いかなる事件に対しても、前のようにすべての事件に参加することは不可能になったわけです。この2004年の民訴法によると、1つの場合だけ検察官が民事事件の第一審に参加することになるわけです<sup>9</sup>。改正民訴法の中では、証拠の提出というのは当事者の責任であるのですが、その中でも当事者自ら収集できない場合、裁判所に対して裁判所が収集するように請求することもできるのです。ただし、請求した後、裁判所の収集する結果に対して不服があれば申し立てて、その場合に限って検察官が関与することになります。<sup>10</sup>

それは一般的な民事事件の場合ですが、今度は非訟事件、例えば、和解がついたり、民事事件とか、要するに争いのない事件は100%検察官が参加しなければなりません。民事裁判の第二審になると、スタッフの場合に限って検察官が関与することになります。つまり、第一審で参加した場合、引き続き第二審も参加しなければなりません。2つ目の場合というのは、第一審の判決を検察している段階で、間違いを発見し、それに対して抗議し、そこで第二審に移行した場合、検察官は第二審に参加しなければなりません。

民事事件で監督審と再審の場合は、検察官は100%参加しなければなりません。それは実施されて2年になりますが、ほとんどの地方検察院はすごく嫌な気持ちになって、参加したいという気持は全くありません。理由としては、裁判所が証拠を収集することに対して、どうも不服されるケースがない。不服申立てがなければ、法律では参加してはいけないとなっているからです。そこで、今そのように検察官が民事事件に参加しているのもガーさんのいるところで、いわゆる再審とか監督審の機関にいるわけです。プロビンス級の場合は全然、裁判所に対する不服申立てがないので、検察官の参加がない。ここが2つの法律の矛盾しているところです。つまり、両方とも効力を持っているもので、そこが矛盾しているけれども、我々としても今の組織法を適用しています。

そこで、今度新しく制定される人民検察院の組織の場合には、世界のいろいろなケースを参考にして、民事事件はどうなるのか。民事事件は日本のように全く関与しないとか。そこで、確認の意味で皆さんに聞きたいのですが、日本の検察官は民事とか労働とかいろいろあるのですが、それに対してどういう権限があるのでしょうか。それを処理するために、何か参加したりするとか。

---

<sup>9</sup> ベトナム民訴法第21条2項：「人民検察院は、裁判所が証拠を収集し、当事者が不服申立てをした事件、裁判所が管轄する非訟事件並びに判決又は決定に対し人民検察院が異議を申し立てた民事事件及び非訟事件の公判期日に立会う。」

<sup>10</sup> ベトナム民訴法第85条

(日本側)

日本の場合、例えば親子関係とかいう場合に、父親を訴えないといけないのだけれど父親はもう死んでいる。そういう場合に、検察官を訴えて、検察官が被告という形になって民事に参加する、当事者になる。基本的には、一般の民事事件については、検察官はほぼノータッチという形です。

(テー)

もう1つ、ベトナムの検察に戻りますが、裁判所の判決と決定の執行の監督。もう1つ、6番目としては暫定留置、勾留、並びに刑務所などに関する法律遵守なども監督する権限があるのです。簡単に言いますと、例えば、ある被疑者が警察に逮捕されると、そこで勾留されるわけですが、我々が現場に行って、実際、本当にその人なのか認定するわけです。また、きちんと必要とされる勾留場所、面積が確保されているかどうか、拷問されていないかなどをチェックするわけです。また、例えば、検察が批准した令状では勾留期間が1か月なのに、1か月と1日になったのにまだ居る。そういう場合は、直ちに釈放するように命じるわけです。

(日本側)

個々の事件について、それぞれの事件についてですか。

(テー)

どんな事件でも、すべて責任を負うのです。それを実施できるような人員も持っているわけです。リエンさんは、今その担当の局長です。つまり、去年来たリエンさんとトゥオンさんは、今局長です。最高人民検察院の中の更生局というのが有的のです。リエンさんは全国の責任を持っているのです。だから、地方で間違いがあれば、長官がリエンさんに対して文句を言うわけです。

(日本側)

個々の勾留の監督は更生局がするのですか。

(テー)

各地方に、例えば、プロビンスレベルの検察院があつて、ディストリクトレベルの検察院があるとしたら、その中に、例えば、刑務所を監督する部署があつて、毎日か週に何回か、実際、刑務所まで出向いて調べるわけですね。人員を数えたり、いろいろチェックしたりするわけです。対検察院でも同じことがあつたりして、リエンさんというのは中央で全国的な管轄を行っているわけです。例えば、司法省が管轄している刑務所に対してもそうです。

実際、今日我々の研究所の名の下で、ベトナム全国の刑務所関係の関係者が来て、更生、刑務所関係のことで、3日間の討論会等が行われることになるわけです。全国の刑務所関係の職員が集まることになるわけです。リエンさんを支援するという意味で、我々の研究所が担当することになっています。今全国でやっています。先ほど言ったように、各プロビンスの検察院というのが、その下にある刑務所を監督するのですが、リエンさんは中央の最高人民検察院にいますので、リエンさんが管轄しているのは、公安省が管理している刑務所を監督するわけです、リエンさんが元気でいれば。実際、公安省が管理している、フートーという

大きな刑務所があるのですが、私の中ではフートの検事正の経験があるので、疲れ切って地元まで行けない場合には、リエンさんが私に頼んで、彼の代わりにその管轄で監督することもある。リエンさんは時々、例えば、私の検察院まで出向いて、私と部下などが管轄している刑務所の状態について報告したりすることを命じることもあるわけです。そのときは同業者という一緒の立場ではなくて、リエンさんが最高検察院の長官の代理、代表として、私を検査するためにやってきます。というのは、ベトナムでは最高検察院の長官というのはハーマンチさん1人しかいないからです。

検察組織法の最後のところで、その組織機構の原則についてお話しますと、今朝も述べましたが、あくまで古い法律に基づいたものです。新しい法律になっても、やはり古い法律と同じで、2つの原則にのっとるわけです。つまり、検察分野において、統一的に、集中的に指導をすることになるわけです。現行の法律にもそれが正しい。下から上まで縦割りで、検察院が直轄のリーダーの長に指導を受けて、その長は上の長にリードされて、すべては一番上にある長官に指導されています。

2つ目の原則としては、いかなる司法機関からも支配されていないことです。でも、現実上、法律はこう規定しているのですが、この原則はそのまま正しくはありません。つまり、実際最高検察院としては、国会に対しては責任を負う、報告もするのですが、各地方、例えば、プロビンス級の検察院はそのプロビンスの人民委員会、つまり議会に対しても、責任と報告の義務を負っているのです。だから、その下の行政単位であるディストリクト級でも同じように、議会に対して責任を負うことになっているわけです。そして、議会の会期の20日前までに報告を行わなければなりません。そして、その議会の会期において、いかなる代表者からの質問に対しても、検察として答えなければなりません。そして、その質問なども非常に大変です。簡単なものではないです。その回答1つによって、検事正の信用なども損なうことになるおそれがたくさんあります。

そうすると、我々が今後検討しなければならないこととしては、検察院が仮に将来、検察ではなくて公訴院に移行する際には、どういう位置づけにしたらいのか、そして各地方の機関からはどのように支配されるのか、支配されないのかを検討しなければなりません。そこで、全体からいうと、まず中央に最高人民検察院がいて、プロビンス級で、日本の県レベルになると検察院がいて、その下にはディストリクト級がいて、日本でいう市町村のレベルと、それぞれ3階級の検察院で組織を構成することになります。もう1つ軍事検察院というのも存在しています。これは軍隊の中の組織です。私たちの業務はあまりこのことを考えていません。

確かに軍事検察院の組織法を執筆したのは私たち2人です。でも、その活動に関しては参加したことがありません。別の領域だといつも言って、できれば軍には触れないほうがいいと思っています。最近では外に対してはあまり軍の話は触れないようにしています。

今のところ、ベトナムにはハノイ、ホーチミン、ハイフォン、ダナン、カントーの中央直轄市、つまりプロビンスと同じレベルになっています。政府中央直轄としていて、そのほか59のプロビンスとで全部で64のプロビンスレベルの行政団体があります。そうすると、そ

のプロビンス級の検察院が64あります。その下、ディストリクト級では650以上あります。ベトナムは細長い国ですので、今度の7月には検察の大会があるのですが、全国の集まりができないので、南北に分けて開催することになりました。北部はハノイで7月10日・11日、南部ではホーチミン市で13日・14日。それぞれの地域の職員はそこの大会に参加することになりますが、最高検察院の幹部職員は両方参加しなければなりません。そこで、全国のお話を耳に入れて、またそこでいろいろと指示を下すこともあるだろうし、そういう感じの機構です。

どちらかといいますと、今言いました法律は、共産党決議8号の法律化、体制化されたものです。ともかく名目上、決議8号の法律は、多分2010年まで持つだろうと思います。そして、今我々が検討しているのが49号。これが2020年まで続くことになります。そして、我々2人が執筆しようとする新しい法律というのは、この49号を法典化することです。そういうので、残り時間は49号について触れて、それに対して皆さんの質疑とかを受けたいと思います、かなり新しい課題も出ているので。

(休憩)

(開始前の雑談として)

(日本側)

ベトナムでは被疑者はどこに勾留されるのですか。

(テー)

逮捕されたところに勾留されるのです。

(日本側)

警察署とかですか。

(テー)

日本とちょっと違うのは、日本では警察の中に拘置するような場所があるようですが、ベトナムではあまりそういう場所はないのです。だから、例えば、行政単位ごとに、一時勾留所みたいなものがあるのです。例えば、県レベルで警察が逮捕したらそこに入れるとか。

(日本側)

それはどこが管轄しているわけですか。

(テー)

ポリスとか公安省ですね。

(日本側)

警察署それぞれにというよりは、公安が持っているそういう場所。日本の場合は、警察署にそれぞれ勾留する場所があるのです。

(テー)

そうですね。日本の方は、多分そういう施設がちゃんと完備されているのですね。お金がないのです。公安所も政府に対して、もう少し一時勾留所とか、勾留所を建設する予算の手当ての申請をしたのですが、応じてもらえなかったのです。そういうので、1人当たりの設

置面積でしょうか、必要とする平方メートルは足りないのです。それを今何とか克服しようとしているのです。

(司会)

それでは、正式に始めたいと思います。引き続きお願いします。

(テー)

49号の主な内容について、お話します。政治局の決議です。我が党のものです。名前として、「2020年までの司法改革戦略について」の決議です。非常に清潔な司法を形成することが目的で、公明かつ明確で、かつ民主的である司法を形成すること。正義を守ること。ステップ・バイ・ステップで近代化し、国民のために奉仕することが目的です。この決議を執筆する際、いくつかの指針的な思想が入っているわけです。一番重要な内容としては、この司法改革をリードするのは共産党でなければなりません。そして、人民のための法治国家を保障しなければなりません。また、重要であるのは、国家権力の統一性が保障されなければならないこと。そして、国家機関の間の役割分担も、きちんとなければなりません。その目的としては、三権の実施であるわけです。これは三権の実施、分業であって、ベトナムでは立法、司法、行政の三権分立は認めていません。

司法改革は、社会・経済の発展の要請からでなければなりません。そして、文明的でかつ民主的、公平な社会の建設のためでなければなりません。そして、司法改革に関しては、社会の総合的な力を最大限に発揮しなければなりません。そして、すべての司法機関は、人民の監督下に置かなければなりません。そして、司法改革はベトナムの法律の伝統を継承しなければなりません。選択のある、世界各国の経験を吸収しなければなりません。この選択というのは、国際統合の観点と、ベトナムの事情にもマッチするような選択という意味です。さらには、迅速に司法改革を実施しなければならないこと。迅速かつ一貫性を保たなければなりません。しかし、ちゃんと重心的に実施しなければなりません。これが改革のいくつかの概念になっているわけですが、我々としてはこの諸概念を法典化しなければなりません。

そして、2つ目に確認しなければならないのは、司法改革の方向性です。1番目に、まず、刑事の政策の完備と民事・刑事の法律の完備。目指しているものは、整備しながら、ベトナムの国の本質にマッチしなければなりません。また、それと同時に司法諸手続も整備しなければなりません。その一環としては、やはり人権とか公開性、透明性、公平性も保たなければいけません。そして、合理的に司法機関を形成・組織しなければいけません。その中において、裁判所は中心点でなければなりません。中心となる活動は裁判活動です。そして、2番目として、司法補助活動を社会化しなければいけません。つまり、例えば、公証の活動、鑑定活動などが挙げられます。3番目としては、能力のある司法職員の人材育成もしなければなりません。4番目としては、国民並びに世論、つまりマスコミの司法活動に対する監督の強化。いくつかありますが、今述べたのが司法改革の方向性です。

司法改革のいくつかの使命・任務に関しては以下のとおりですが、まず、法律の制作と法律の体系をきちんと整備しなければなりません。その方向性としては、民事も刑事も問わず、また、司法に関する手続、訴訟手続に関してもきちんと整備しなければなりません。例えば、

罪を犯した人に対する処理は、なるべく善という精神を強化すること。そして、防止するという性質も高めなければなりません。要するに処罰することを思うのではなくて、善に向かわせることで、また、防止するのが目的であるわけです。そして、懲役刑、つまり刑務所に入れる刑は、できれば減らすこと。罰金刑を強化し、刑務所に収容しなくても処罰できる刑を強化すること。そして、死刑を制限すること。かなり重い刑罰を罪に関しては減らすこと。今の民事関係の刑事化の状態があるので、できれば最大限に克服すること。

ちょっと分かりにくいかもしれませんが、民事事件の刑事化というのは例を挙げるとこういうことです。ドゥオンさんからいくらか金を借りました。ドゥオンさんは、期限が来たのに私が返済していないので、ドゥオンさんが、どうか取り立ててくれと、警察に頼んだわけです。そういう場合、警察が私に対して背任、信用を濫用し、ドゥオンさんの財産を略奪するという罪で私を逮捕するかもしれません。民事を解決するために刑事事件化するというようなことが起こらないように、いかなる方法でも克服しなければいけません。

としながら、やはり犯罪を漏らしてもいけません。そして、世界の傾向を見て、新しい犯罪行為があるかどうかとも研究するわけです。例えば、IT 関係の犯罪とか、職権を濫用し、罪を犯しているいくつかの罪に対して、厳罰する。例えば、汚職などは、牽制という意味でもあるわけです。そして、国家機関の長である者の責任を、より高めるようなことも考えなければなりません。例えば、そのような国家機関の中で汚職が生じる場合には、まず、長がその責任を負うことになるわけです。

そこで、きちんと行政的な管轄と訴訟的な権限を分離しなければなりません。そして、捜査官、検察官、裁判官の権限も、今よりは強化しなければなりません。ちょっと日本ではないかもしれないので、説明させてもらいますと、なぜ行政と訴訟を分離するのかといいますと、例えば、私は捜査機関の長であって、捜査官はドゥオンさんであるとします。ドゥオンさんの業務をセットで私が報告しなければなりません。それをきちんと決裁するわけです。原則として、私は長であるので、業務上、行政面での監督で、仕事をドゥオンさんに配置するだけです。そして、私が持っているいくつかの権限をドゥオンさんに分権するわけです。それによって、ドゥオンさんの権限が高められることになるわけです。そうすると、ドゥオンさんは自ら業務を行い、自らサインし証明し、責任も自分で負うこととなります。そうすると、ドゥオンさんの独自性が高められて、ドゥオンさんの仕事に対して、私の関与が制限されるようになります。そうすると、事件の処理過程において、客観性がより高められるようになります。

もう1つ、引き続き8号でも言及したように、勾留することについてです。どういう場合に勾留ができるのかを明確にしなければなりません。どういう罪名ならば勾留が必要でないかということも、やはり検討しなければなりません。要は、今の刑訴法の中には、権限のある人の権限も制限したので、さらにそれを制限するようにします。刑事政策に関しては、大きな点はそのぐらいです。

刑事はそうですが、民事というのはなるべく当事者の処分権、自己決定権をより強化することで頑張っています。国家機関としては、国民が国家機関からより証拠を収集しやすいように

協力しなければなりません。なるべく、民事活動に関して、国家機関の関与を制限するつもりです。その精神としては、民事事件というのは両当事者に委ねるべきであって、我々は関心を持っていません。そして、向かっているものとしては、行政事件における裁判所の権限を高めることです。今まで行政事件は、主に行政のチャンネルで処分してきました。つまり、行政機関で処分したわけですが、これは要するにサッカーもし、レフリーもする状態です。

そこで、行政機関はよく権利を濫用し、民をいじめているのです。やはり、国民が無責任な代官を裁判まで引っ張り出して、裁判で処分してもらうことにする。そうすると、より国民に民主主義を高めることになるわけです。今のように立法、司法、行政とあって、立法は法律を作って、行政がその法律を実施していて、間違っている、結局、行政が自分たちで処分したりすることではなく、きちんと裁判でそれを見てもらうことを考えているわけです。そうすると、行政機関と国民との平等性をもたらす、国民が行政機関を監督するようになるわけです。今のように、代官様は民のお父さんみたいな状態から、やはり脱却しなければなりません。今回のこれからやろうとする改革と、民事・刑事の主な政策の改革です。

2つ目の問題としては、司法機関の組織で、かなり大きな課題です。これによっては、すべてひっくり返すことになります。今後、新しい法律などを作るのも、これによってそうなるわけです。まず裁判所も、今のように行政単位の階級によって裁判所が設立されるのではなくて、いわゆる管轄による組織になるわけです。今のところ、3階級の裁判所があります。審級としては2審級で、第一審と第二審を覆審といいます。裁判所は3階級によって組織されています。上が最高人民裁判所、真ん中がプロビンス級の裁判所、下がディストリクト。もうこれをやめて、まず、地域の第一審裁判所、つまり、1つのディストリクトではなくて、いくつかのディストリクトによって1つの裁判所になるという方向です。今のように1つのディストリクトに1つの裁判所でなくて、多くのディストリクトをまとめて、1つの裁判所ができる。

でも、必ずしもそうではないです。場合によっては、1つのディストリクトの中に1つの裁判所になることもあり得るわけです。また、経済社会が発展してあって、例えば、ハノイのように人口が多い場合には、逆に1つのディストリクト、1つの町の中に2つの裁判所が存在することになるかもしれません。要は、効率のいい迅速な裁判ができるように、裁判所を構築しなければなりません。地域によっては、1つのディストリクトの中に、年間に何件かしかない場合には、何十ものディストリクトで1つの裁判所でいいわけです。実際、ハノイのあるディストリクト級の裁判所の事件数が、ある県全体の数よりも多い場合もあります。そのような事件を解決するのに、検察、裁判の書記、全部入れて20人しかいない。事件の少ない県では、何百人も人員がいるわけです。仕事が多くても見合った給料はなく、非常に効率が悪い。ディストリクトで言葉的に言うと初審と言いますが、2つ目の階級の裁判所は、ベトナムでいうと覆審で第二審になるわけです。

そこで、もしも将来的に第一審がそのようになった場合、第二審は今のプロビンス級の裁判所がその役割を果たすことになるわけです。つまり、プロビンス級、第二審の裁判所はディストリクト級の第一審の控訴審、いわゆる上訴審の審理もするし、又は一定の事件の第一

審を審理する権限を持つようになるわけです。

そして、次の審級としては、言葉でいうと上審裁判所。この上審裁判所は、地域によって形成されます。そして、主な役割は、いわゆる第一審に対する上告の審理の権限しかありません。この上審裁判所は、第一審からの審理はしません。というのは、先ほど言いました第二審の裁判所で行われた第一審の判決が上告されたら、上審裁判所で審理を受けることになるわけです。そして、最後に最高人民裁判所になります。

最高裁というのは、役割としては裁判の業務とか経験のまとめ、法律の適用を統一的に指導すること、監督し、再審を指示すること。そうすると、方向としては最高人民裁判所の形態は簡素化される。そして、最高人民裁判所の裁判官は非常に法律に精通し、業務もベテランでなければなりません。そうすると、120人の数ではなくなるわけです。また、いろいろな事情にもよりますが、専門的な裁判所の設立も考えているのです。例えば、婚姻裁判所、未成年のための裁判所など、まだ検討している最中です。

次の問題としては、軍事裁判所です。方向としては、軍人の義務を違反する行為などに限ることになります。その外、例えば、軍事機密と関連する事件。つまり、軍事裁判所は、軍事事件しか審理しません。今まで軍事裁判所は、どうもオーバーラップで軍事事件も非軍事的事件も管轄するようになっていたのです。例えば、軍人が町で酔っ払って私人と喧嘩した場合でも、軍事裁判所が審理することになっていたものが、今後はそういう場合は一般的に裁判所で処理することになります。裁判所はそのぐらいです。

でも、それだけでも、すべてひっくり返すことになります。端的に言ったのですが、結局、裁判所の系統は全部やり直さなければなりません。そうすると、裁判所組織法はもう使えなくなるわけです。そこで、裁判の手續も大きく改革しなければなりません。司法職員の能力、権限を高めなければなりません。弁護士の立場も高めなければなりません。そこで、裁判というのは民主的で、透明性があって、公開されなければなりません。そうでなければ、宣告される判決は正確さが乏しくなります。例えば、8号では、弁論主義をより強化することが言及されたわけですが、49号の中では、弁論主義というのは司法改革の突破口の1つとして位置づけられるようになった。そうすると、弁護士陣は非常に喜んでいます。

そこで、今度、刑事訴訟法が改正されるには、弁論主義というか、本当に弁論主義そのものが適用されて、非常に効率良く運用されなければなりません。ここで49号がいう弁論主義が突破口であることになると、結局すべて、弁護士、裁判所、検察をひっくり返すことになるわけです。そうすると、例えば弁護士陣からいって、今朝も言ったように、より多くの弁護士を育成しなければならぬし、育成作業は非常に大変な作業になります。今朝も言ったように、より早い段階から、弁護士が事件に関与しなければなりません。

もう1つ、8号でも言及したのですが、実施はできなかったのですが、引き続き言及されるのが弁護士も証拠収集ができるかどうかという点です。要は弁論主義、当事者主義ということは、検察も弁護士も、テーブルにすべて証拠を見せなければなりません。でも、今は弁護士にそういう権限がないので、どうやって見せるかということです。

もう1つ、弁論主義だからこそ、裁判所は本当に中立の立場をとれるかどうか。裁判所は

レフリーになれるかどうか。今日まで、犯罪を立証するのは裁判所、捜査機関、検察だと思ってきました。そうすると、公判の場において両側に分けるとしたら、被疑者というか、被告と弁護士。そして、こちら側としては裁判所の裁判官です。検察官、捜査官がワンサイドになっているわけです。それは弁論主義ではないです。レフリーがないのです。国家機関として裁判所、警察、検察、ものすごい権力を持っている。弁護士、被告人は何の力もありません。そこが改革しなければならない内容の1つになっています。この政策で明確に出ているのは、国民の民主主義を高めて、より国民の権利を高めることです。

もう1つは検察に関する部分ですが、49号によって2010年以降、今の検察院は公訴院に移行しなければなりません。つまり、今のように司法を監督するかどうか、またはもうやめるのかということになります。それをやめるとしたら、その後継ぎはどこ機関なのか。私たち2人が帰国すると、おそらく国会ではもう成立することになるだろうけれども、今度、国会において司法委員会が設立されることになります。つまり、司法機関の捜査、起訴、裁判の活動を監督する機能を持つようになります。ただ、クエスチョンマークとしては、どこまで監督できるかというところです。司法委員会というのは、多くのメンバーはいないのです。多くて30人、もっと多くても40人ぐらいです。そうすると、地方の監督ができるかです。ベトナムは64の県があるわけです。最大でも40人、それでも足りないのです。1県1人でも足りない。

それと、司法活動に間違いがあるとしたら、誰の責任になるのかということ。人民の民主主義の権利が侵害されると、誰の責任になるのか。そこで、検察だとか言われても、私たちは監督権限がなくなるので関係ないということと言えるのか。そこが問題です。そこで、世界各国の検察の役割に関しては、今回の日本からでもそうですが、今後、検察としては司法活動を監督するかどうか、するとしたらどういう部分でするのか、また、しないとしたらなぜしないのか、という答えに私たちは責任があります。

もう1つ、組織的機構になるわけですが、裁判所の方は上から最高人民裁判所、上審裁判所、第二審裁判所、第一審裁判所があって、それに応じて検察をどのようにするのか。2つ目の問題だけでも、すべてひっくり返すことになります。主要な法律を全部やるか、作り直さなければなりません。地方において最も大きな司法機関である検察、裁判所もひっくり返して、法律もまだ改正されていないし、それだけでも司法改革は非常に抜本的な改革になるわけです。

3番目に言及すべき点としては、捜査機関です。要は、捜査機関はより簡素化しなければなりません。実際、8号のときには捜査機関は公安省の中に3つの部署になっていて、その8号の精神にのっとったのにもかかわらず、5つの捜査機関になってしまったわけです。それで、もっと簡素化するように49号で呼びかけられているわけです。どうなるか分かりません。本当に少なくなるのか、膨張していくのか分かりません。英語で言うと、**Wait and See** ですね。

捜査機関について、ちょっと注意したい点があります。つまり、捜査機関と公訴機関との関係です。49号の中では、検察も捜査活動を指導しないことになるわけです。この49号の草案段階では、一応、指導することにはなっていたのです。共産党の指導部のいくつかの発

表では、一応、指導することにはなっていた。しかし、正式版の中では、「捜査活動における公訴の責任を強化」としか言及していません。第10回共産党大会の決議の中に言及されているのは、「捜査活動とつながりのある公訴システムの実施の強化」、言葉的にはそうなります。もう一度、繰り返します。「捜査活動とつながりのある公訴システム実施の強化」。そこで、「つながり」というのはどういう意味なのか、「実施の強化」というのはどういう意味なのか、これは指導という意味なのか、よく分かりません。ドゥオンさんが研究するテーマとして、もう1つ出てきました。

そして、4つ目の機関としては、執行機関です。この中で、民事も刑事も問わず、執行は司法省に委ねる。今日までは、民事は司法省、刑事は公安省が執行したわけですが、多くの人が悩んでいるのは、本当にできるのかということです。刑事の執行は司法省でできるかどうか。アメリカのように、ベトナム司法省はそんなに強くない。また、日本の司法省とも違う。ベトナム司法省の中に警察の存在というのは今までなかった。また、ベトナムの刑務所のシステムも、本当に特別なシステムで、いろいろな課題、問題を抱えています。そして、我々が設立しようとする司法警察というのは、どちらかといいますと、武器を持っている警察ではなくて、やや民事的な、私人的な警察になります。

司法省が刑務所を管理することになりますと、誰が直接刑務所に入って管理するのか。つまり、いま管理している警察官は、すべて公安省に戻っていくことになるわけです。大きな課題なのに、目下どうすればいいのか、まだわかりません。司法省としては手を叩いて喜ぶのですが、ともかくまだ使えないのですが、自分のものだから持って帰って保管しよう。公安省（警察）は放したくない。公安省としては刑務所を手放しますと、犯罪防止が難しくなるからです。

私個人としても、ちょっとイメージが湧かないのです。実際、司法省に移行すると、司法省はどうするのかなと思います。特に私たちの司法警察は、捜査活動を行わないです。以前の司法警察は、検察の指導の下で捜査活動も行っていました。我々が設立しようとする司法警察というのは一般的な警察ではなくて、司法を警備する、司法補助警察。例えば、裁判の秩序を守ったり、犯人を連行したりするのが役割です。一種の警備員みたいな感じですね。司法警察といっても、日本の考える司法警察ではなくて、司法を守る警察です。司法活動を補助する警察官です。

もう1つ、自由刑でない判決を執行する場合の人民以外の機能の強化です。これも改革の1つとして。もう1つは判決執行の社会化。社会化と言うと、皆さんも理解しにくいだろうけれども、実際私もよく分かりません。

(ドゥオン)

例えば、民事事件の執行を民間組織に任せるとか。執行猶予の監察・監督は地元の民間人に任せるとか、地元の自由刑ではない刑罰の犯人の管理、場合によっては罰金刑でしょう。例えば、地元の自治体ではなくて民間組織に任せるとか、それが一応、社会化という定義です。

(テー)

ただ、明確になっていないのです。社会化だから、どういう機関に任せるとか、明確になっていません。今後の改革の過程において、いろいろと検討しなければならない項目です。

そのほか、司法補助活動の一連の改革が必要です。例えば、法医学の鑑定とか、鑑定に関しても、いろいろな課題に直面しています。将来的には、国家管理機関を設立することになります。例えば、中央の鑑定機関としては、今のところ公安省の方にもありますし、軍の方も軍の鑑定機関があります。客観性を保つために、鑑定を軍の鑑定機関にお願いしたところ、結局、軍と警察の衝突になってしまったのです。

もう1つ、しなければならないのが公証人の公証。ハノイにはいくつか公証人役場があるのですが、仕事がほとんどオーバー労働になっているのです。例えば、ある書類を公認、公証しようと思えば、何日もかかる。そこで、公証に関しては、どのように構成すればいいのか。そして、この公証活動を社会化できるかどうか。社会化するとしたら、どういう方法があるのか。もうちょっとした定期的に司法活動を補助できるような団体、組織なども形成しなければなりません。

次としては職員関係ですが、49号の中で、JA（国家司法学院）の設立を断定しているわけです。その存在は皆さんも知っていると思います。このJAは今法曹三者とも育成しています。でも、正直言いまして、質的には問題があります。ともかく、その講師陣は検察の業務の経験がないので、検察についての教育ができないので、結局、法律の教育になっていて、その受講生はみんな法学士の資格、法学士の学位を持っているのです。そして、あそこが2020年まで18,000人の弁護士育成。あくまでそれは量であって、質はどうなのかは、まだ何も考えていない。弁護士業というのは、思っているほど簡単ではないです。1つはやはり暇な人、仕事のない人が弁護士になるために勉強したりするわけです。そのような人間は、例えば、相手が相澤検事、若佐検事だったら、相手にならないでしょう。量的には勝るかもしれませんが、質は問題です。それも非常に大きい。

もう1つ、検察官や裁判官の採用ですが、理想として、今はほとんど内部のリソースから選考することになるわけですが、将来的には公開された採用試験によって、分野を問わないような形で採用していくことになります。例えば、12人の定員の公募で採用試験を行う、要は優れた人間を採用する。そこで、優れた人間の採用になりますと、そのような人間たちの待遇はどうなるのかということも問題です。日本の俸給システムはどうなのかよくわかりませんが、仮に私たちの場合は、地域によって給与が変わります。例えば、ディストリクト級の場合は、基本給が安いです。県レベルになるとちょっと高くなって、中央の場合はもうちょっと高いです。検察になりますと、それぞれプラスアルファになります。例えば、中央の検察の場合はプラス20%。プロビンス級の場合は25%。つまり、給与が安いから。ディストリクト級は30%プラスになります。

非常に非合理的な例を挙げますと、私たち4人同期生として、それぞれディストリクト、プロビンス、中央とかに配転されるようになっていって、そうすると非常に低いレベルの人と、例えば、私が最高検の人間としたら、同期なのに給与が3倍ぐらい違うことになるわけです。事件数が多いのは、ディストリクト級。だから、やはり優れた人を採用するということは待遇策も考えなければいけません。でなければ、もう全然食べていけません。そうすると、全然やる気がなくなる。

また、任命期間に関しても、今は一応、有期になっていて、例えば、私とドウオンさんは5年、2006年からですから2010年までです。そこでもっと延ばすのか、それとも永遠、無期にするのか、いろいろ検討されています。やはり傾向としては、5年を延ばす考えです。5年という期限があるとしたら、効率が悪い。5年に束縛されると、思い切ったことができない。ミスを起こすのを恐れているから、なるべく平安の中で、あまり問題を起こさないで、次も延期してもらえるように、そういう心理状態に陥るからです。

もう1つ考えているのが、国民によって選ばれた各機関の監督の権限を強化することです。明確に出ているのは今度の29、30日で、国会の会期が閉幕されることになりましたが、それまでに国会の中に司法委員会が設立されることになりました。各自治体の議会は、どのような形で監督するのかは、今後の改革の過程における検討課題になります。このように各自治体によって得られた機関の監督の権限が高められないと、ちょっと危機感を感じているのは、いろいろな司法活動で逮捕、勾留、起訴、裁判の活動を監督できることで、このような機関の職権濫用によって深入りしすぎて、結局、監督機関ではなくて、いわゆる司法機関になってしまうおそれもある。実際、1件1件ごとに、具体的に報告はいつもそのような機関から要請がきているわけです。少し権力を与えてもらおうと、すぐ濫用する傾向にあるのです。例えば、相澤さんの名前を持ち出して、決議の中に「相澤に対しては、1つの施設を建設する権限を与える」と。そうしたら、ベトナムの相澤さんがそれを根拠にして、銀行に行ってお金を借りて、そのお金で建設することになるのです。だから、それを濫用しているわけですから、どうにかして国家予算からお金を取るわけです。実際、人民が選んだ人が、法律を勉強したことがないのに、裁判官のようにいろいろと下したりするわけです。

そこで、司法改革のプロセスにおいてうまく措置しなければ、大変な問題になる。そして、司法改革において、国際協力を強化しなければなりません。研修・教育の育成、経験交換、司法共助など、例えば、今回の来日もそのような国際協力です。以前はすごく禁止された1つの分野です。今は、ますます拡大していかなければなりません。そして、この司法改革のプロセスは、司法機関のための技術的な面、施設的な面もきちんと構想しなければなりません。皆さんにとってはイメージがわきにくいかもしれませんが、例えば、現場検証の場合には客観性を保つためには全員参加しなければなりません。そして、事件の現場検証が月10件あった場合には、車を動かすのに1000のガソリンでちょうどよいのです。

それで、平均は月10件だとしても、運悪くある月は16件もある。でもガソリンは1000しかないのです。困ります。それはまずの問題で、そして、例えば、同じ日に交通事故が4か所で起こってしまいました。しかし、ディストリクト級の検察院が持っているのがバイク1台だけです。そこで、仮に検察官4人がいるかいないかは別にして、バイク1台だけですから、本当に4か所行けるかどうかという問題になります。

また、犯罪撲滅というのは迅速化しなければならないのに、我々としてはそのツールとしているものは非常に不足しています。そこで、司法改革の一環として司法機関のための物質的な面、例えば、家屋とか、技術的な面とか、インフラの整備も含んで一樣になるわけです。

昨日、ドウオンと地検の証拠を見せてもらいましたが、ベトナムはまだ先です。その

ような物証を保管する倉庫を持つまでになるのは、まだまだ長い話です。相澤さんもベトナムへ来て、我々としてもいくつかの活動で JICA と協力して支援を行っているのですが、そこで、49号の改革の触れている内容というのは、非常に広い範囲で、または徹底的に改革していくその指針が分かるのかと思います。この49号を徹底的に実施することができるとしたら、ベトナムの司法は基本的な変革を実施することができるようになると思います。このように実施できるとしたら、犯罪撲滅も効率的にできるようになるし、国民の民主主義もより高められる、保障されるようになります。この司法改革のプロセスには、きっと皆様の御貢献があると固く信じています。我々としたら、皆様に対して必要とするものとしたら、皆様の経験、皆様の人材育成の点などと思います。この分野に関して、あくまでも皆様は我々よりは先輩であるからです。皆様の経験と皆様の環境は、我々より優れているからです。だからこそ、皆様から勉強しなくてはなりません。以上が49号の主な内容です。ベトナムの将来、司法の将来の姿はどうかは、以上、私の述べたものです。以上です。

(司会)

ありがとうございました。いまの49号決議の意見も含めて、今日のテーさんのお話の中で質問等がありましたら、よろしくお願いします。

(日本側)

ベトナムの最高裁というと、結局、事件の審議そのものは全くしないということになるのでしょうか。

(ドゥオン)

いや、監督審と再審だけです。

(日本側)

監督審というのはどういったものですか。

(日本側)

簡単に言うと、要するに具体的な事件があった時に、法令の解釈、結論がおかしいのではないかというものです。

(日本側)

それともう1つ、ベトナムの監督審が日本にない制度です。

(テー)

今だと監督審に関して、確定した判決で法律の間違いがあれば、監督審というのがあります。日本にはそれはないです。

ベトナムでは1つの事件は2回、二審制を採っているわけですが、第一審が抗告されて、今度第二審で審理が終わったら、その判決は直ちに法的な効力を生じます。第一審の場合は15日間ですけど、そこで法的な効力が生じてしまうのです。その後もう不服申立てとかは、それはもう当事者のことになります。

しかし、上級の裁判所とか検察院が、その判決の中にどうも重大な間違いがあると見た場合、手続でも嚴重な間違い、そこでその機関としてはそれに対して監督審の請求をすることができるわけです。それと、どうも判決はもう効力を生じていて何も間違いがない、しかし、

どうも新しい事実とかが発見される場合には、再審しなければなりません。その場合は再審と言います。つまり、その前の段階では何の間違いもなく、それで事件の解決という決定が出たわけですけれども、どうもその後の論説の中で全く新しい事実が発見されていて、かつ、その事実は前の段階では知らなかったものであれば、再審しなければなりません。だから最高裁というのはその2つの種類の審理をしなければなりません。そこまで改革できればもう成功になると言えるでしょう。

監督審というのは効力の生じた判決しか審理しません。その判決は正しいと見た場合、そのままその判決を維持する。そして、その判決を執行されなければなりません。嚴重な間違いがあった場合、その効力を生じた判決は破棄されて、最初から捜査、または第一審からやり直しすることになります。それが言葉的には監督審になります。

(日本側)

結果はどうするのですか。例えば、ちょっと時間がなくて。司法委員会というのを設置してという話でしたけど、具体的にはどういう内容を盛り込む予定ですか。

(テー)

まず司法に関する法律の法案を審査すること。それは国会の中の司法委員会です。そして捜査、起訴、裁判、執行の活動を監督する。そこで1件1件の事件を監督するのか、それとも全体のまとめた裁判所とか検察庁からの報告を介して監督するのかというのが議論されています。だから、事件ごとの監督というのは、人間の数が足りない。人手不足。そういう組織も中央から地方までないし、そして、もっと恐れているのは、より具体的に司法活動に関与しすぎるようになるわけです。そうすると国会としては国の権力機関ではなくて、結局、1つの専門機関になってしまうおそれがあります。そこが課題としてあります。そして、我々はいろいろと検討しなければなりません。どういうものになるのかは、後の問題になります。

(日本側)

49号決議の日本語訳のバージョンの7頁の所に、司法委員会というものが書いてあるのですけれども、重要かつ複雑な事件について直接指導することを検討しておられるように思えますし、かつ司法機関の人事にも指導するといったようなので、そうなりますと重要な汚職事件などを誰が指導するのかということ、また、どういう処分をするのかを含めて、すべてその司法委員会からの指導を受けるような状況になり得ると思うんですけれども、そういうことが予想されるのでしょうか。

(テー)

司法活動に関しては将来、すべて監督しないことになるわけです。ただ、汚職に関しては、ベトナムでは最近汚職防止法というのが制定されたんです。この法律の中に国家汚職防止指導委員会を設立しなければなりません。この委員会は既に設置されました。そして、この委員会の委員長は副総理大臣となっています。そして、政治部のメンバーでもあります。また、この委員会の官房も設立されることになります。そして、この委員会の官房長は大臣級扱いになります。権限もすごく大きいです。この汚職事件の承認に当たっては、指導・監督する役割を果たすようになります。それに関する捜査・起訴・裁判・執行まで監督することにな

ります。そして、公安省の中に、局になりますが汚職専門の捜査部署ができるようになります。そして、この法律の中に裁判所又は政府も、裁判所の場合にはやはり汚職防止局みたいなのを設立します。また、政府の方は、さっき言った国家監察局の中にも、この汚職防止の部署が設立されて、又は最高検察院の中にもこの汚職事件の監督などを管轄する局もできるようになります。今のような総部署は設立されている最中であります。ベトナム国の汚職撲滅の意思の表れです。

中央はそれでいいんですけども、例えば、検察も国家監察局でもそういう部署ができるんですが、地方はどうなるのか。地方はそのような相当なる機関はできるかどうか。設立されて本当に効率よく活動できるかどうか、それとも地方の政府によっていろいろと影響を及ぼされるかどうか。

今言いました国家指導委員会は、本当にそれですべて監督するのか、指導するのか、監督よりも汚職の事件に対してですね。そうすると、どういう法律にのっとって行うのか。刑事訴訟法でやるのか、どういう法律なのかということにもなります。

実際、このような部署を設立している委員会にも参加したりしているんですが、今もまだ自問自答の状態です。どうすればいいのかということです。世界各国の経験は、どうも我々の実態とは違うんです。世界各国の場合は、独立した縦割りの組織があって、また特別法によって活動されているような感じですが、ベトナムではまだそこまで持っていきません。つまり、ベトナムには捜査機関とか検察は、訴訟法にのっとって活動しなければなりません。訴訟法の中には、今言いました国家指導委員会とかの名前が入ってないからです。そこで、指導委員会が捜査官・検察官・裁判官に対していろいろ指導するわけですけども、仮にその指導の内容が刑事訴訟法に背いた場合、我々としてはその命令を伝えられないです。したがって、間違いが起これば、我々の責任になります。その法律がないので、そうするとその指導委員会はどちらかというとな政策的な指導だとか、具体的な指導はできません。そこが今議論されている点です。統一的な見解はまだ得られていないです。今日本側から質問されたので、ちょっと補足的に説明しました。

(司会)

とりあえず今日のテー所長の発表についてはこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

(日本側)

ベトナムの今後の動向について、歴史をさかのぼり、かつ、将来を展望して、非常によく整理して分かりやすく話していただいたと思います。こういう形で体系的に話を伺うことは本当にまれな機会です。また次回発表も期待しています。

(テー)

こちらこそどうもありがとうございました。

(終了)

以 上

## 講演録

### ベトナム改正刑事訴訟法の運用状況について

日時：平成18年6月26日（月）

10:00～12:30

14:00～17:00

場所：大阪中之島合同庁舎4階セミナー室

発表者

（ベトナム側）

ベトナム最高人民検察院検察理論研究所 所長 レ・フー・テー氏

ベトナム最高人民検察院検察理論研究所 副所長 ド・ヴァン・ドゥオン氏

出席者

（日本側）

法務総合研究所国際協力部教官3名

大阪地方検察庁検事1名

通訳

大貫 錦氏

（司会）

今日は2日目ということで、ドゥオンさんからお話をいただきます。また本日は大阪地方検察庁公判部の北検事にお越しいただいております。第一線でやっていらっしゃる検事ですので、その観点からいろいろ足りない点を聞かせていただきます。本日は先週の金曜日と同じく、適宜質問形式でやっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（ドゥオン）

ベトナムの刑事訴訟全体についてお話したいと思います。最初に日本の刑事訴訟と比較しながら述べさせていただきます。お手元のレジュメに沿ってお話ししたいと思います。ベトナムの刑事訴訟の活動は、どちらかと言いますと、職権主義という伝統にのっとり形成されたわけです。その原則原理で、結局立証責任は、捜査機関、検察院、裁判所に帰属されることとなります。被告や被疑者は、立証する権利はあるのです。ただ、自分たちが無罪であることを立証する義務はありません。2003年の刑事訴訟法の制定の過程において、新しい体系、つまり弁論主義の体系に刷新する方がいいという意見も出ました。それによって、訴訟における罪を犯した人の権利をより守ることになるからです。いろいろ考慮して、ベトナムの国会ではいくつか考えが出たわけです。

この弁論主義による訴訟手続は、手続の面では非常に煩雑であり、事件によっては何十年もかかったりします。そういう場合は、例えば、被害者、証人が既に死亡してしまうこともあります。確かに弁論主義によるものは、冤罪を防止する作用もありますが、ただ犯罪防止、

特に組織的な犯罪防止にはどうも弱点があります。このように、遅れた正義というのは、結局不公平になってしまう可能性があります。そこで、刑事訴訟法の中でも、いわゆる職権主義をそのまま堅持していくようになっていました。

それで適時に防犯もできますし、国民の権利も適時に守ることができるようになるからです。ただし、この法典の中に、弁論主義による訴訟手続の容易な点もかなり受け入れられるようになっていました。それによって、被疑者、被告の権利をより拡大するようになるからです。その中で、特に被告、被疑者自らを弁護すること。この法律によって、犯罪を起こした人を一時勾留<sup>1</sup>する決定が出てから、弁護人はそれに関与することができるようになるわけです。日本の手続と比べますと、非常に早い段階です。しかし、本法典を実施するに当たっては、今述べた規定はそんなに多く使われていないのが実態です。

理由としては、ベトナムには弁護士の数がまだ少ないこと。一般的には、被告人は起訴される段階、又は公判の段階で弁護人を頼んだりすることになっているのが普通です。例えば、死刑判決の犯罪、並びに未成年の犯罪では、やはり捜査段階から弁護士の参加はどうしてもなくてはなりません。つまり、弁護士がその段階で参加しなければ、訴訟手続の嚴重な違反になるからです。裁判に持ちかけると言っても、裁判所はそれを却下し、法にのっとった捜査を要求するわけです。

もう1つは、ベトナムの訴訟手続に関しては特殊性のある原則ですが、ベトナムの裁判所は集団による裁判、つまり合議体で行います。例えば、第一審の合議体は通常裁判官1人と人民参審員2人の全部で3人からなります。例えば、私が裁判長ならば、テーさんと通訳人の錦さんは人民参審員になるわけです。

審理に当たっては、参審員は裁判官と同じ権限を持つようになります。つまり、被告を尋問したり、罪名並びに刑罰の評決をしたりする権限があります。この参審員はいかなる国民からもなれます。ただ、ベトナムの場合、より慎重に行うために参審員には法律の知識の研修なども行っています。理由としては、やはり参審員は裁判官と同じ権限を持っているからです。

(日本側)

確認ですが、刑罰の評決というのは、量刑も決めるという意味ですか。

(ドゥオン)

そうです。当然、合議体の中の参審員は、裁判官と全く同じく、それこそ量刑もできるという意味です。

評決する際に、最終的な量刑をするときは、まず参審員が投票するわけです。最後に裁判官が1票を入れるわけです。これは客観性を保つための規定です。つまり、これによって参審員は、裁判官によって支配されないようになるからです。いわゆる弁論主義による陪審員とかの捜査手続と全く違った点です。

---

<sup>1</sup> ここで言う一時勾留とは、被疑者の身柄拘束のもっとも早い段階である暫定留置を意味しており、暫定留置は緊急逮捕や現行犯人逮捕の場合に捜査機関から検察院に事件送致される前の段階の身柄拘束でベトナム刑法第86条等に規定がある。なお、暫定留置の原語の直訳は「一時的に掴んでおく」であり、暫定留置という言葉は丸山毅・当部元教官の意識であって詳細はICD NEWS23号9頁を参照。

(日本側)

合議は全員一致なのですか。

(ドゥオン)

多数決です。

(日本側)

そうすると、例えば、参審員が2票入れたら、裁判官はもう評決しないのですか。

(ドゥオン)

そうです。例えば、量刑が懲役2年と参審員2人がそのように意見を出したら、今度は裁判官が1年と言っても、結局2年の方が多数決の原理で、そちらの方が勝ちになります。

(日本側)

裁判官は最後に量刑を出すわけですか。

(ドゥオン)

通常、裁判官と参審員とで量刑に違いはあまり生じないです。なぜかと言いますと、この量刑に対して評決する場合には、裁判官から参審員に対して、例えば、罪名では、刑罰はどこまであるのか説明してあるわけですから。また公判の場合においても、検察官からも論告求刑として、例えば、9か月から12か月の懲役という求刑をしているので、参審員としても既にそれが頭に入っているからです。

弁論主義の陪審員と参審員は違ひまして、陪審員はなるべく法律を知らなければ知らないほどいいことになっています。つまり、犯罪の行為を評価する際、なるべく恣意的な意見が入らないようにする。そこで陪審員というのは、被告人は無罪であるのか、有罪であるのか評決することに専念すればいいのです。罪名並びに刑罰の量刑に関しては、きちんと法律を勉強した裁判官が決めることになります。

先日、テーさんも述べた司法改革の一環として、集団による裁判、つまり裁判の合議体の原則もいくつかの変更があるようになります。例えば、現行犯であまり嚴重な罪でない罪、例えば、日本で言うと罰金50万円以下の事件に関しては、1人の裁判官、参審員のいない裁判体になります。

また、ベトナムでは二審制を採用しています。第一審と第二審、これをそれぞれ初審と覆審と言います。被告人は、2回の裁判を受ける権利を保証されます。それと同時に、監督審と再審という手続もあります。この監督審と再審というのは、いわゆる審級の中には入っていません。その手続としては、第一審、第二審の判決を再審理する手続です。監督審の場合は、重大な刑法並びに刑事訴訟法の違反などの要件があった場合に、法的効力を生じた<sup>2</sup>判決を破棄し、最初から捜査や手続が運ばれるようになります。

また、新しい事実が発見され、この発見によって事件の本質を全く変更する場合、再審と

---

<sup>2</sup> 我が国における「判決の確定」は、判決が上訴で取り消される可能性がなくなり、再審によらなければ取り消される可能性がなくなった状態を指すが、ベトナムの場合は、第二審の判決が出て再審以外の監督審による破棄があり得るため、ここでは「判決の確定」ではなく、「判決が法的効力を生じた」という文言を使用している(ICD NEWS23号のベトナム刑訴法の訳参照)。

いう手続によって審理されなければなりません。最初から捜査、審理が行われます。

例えば、第二審でAさんが殺人を犯したという判決が言い渡されたとします。そういう結果が出たのですが、その後、殺された人、つまり被害者が戻ってきたら、事件はやはり再審をしなければなりません<sup>3</sup>。つまり、その人の冤罪を証明しなければなりません。実際にそういう事件がベトナムではありました。実際あった話で、お兄さんが弟を殺したという罪で有罪になったのですが、その2年後に弟が遠い所から帰ってきて、それで冤罪だったという話です。

ベトナムの裁判は原則的には公開裁判であり、いかなる人もそれを傍聴することができます。<sup>4</sup>ただ例外は、例えば、社会道徳や良い習慣を守るため、また当事者のプライバシーを守る場合です。例えば、強姦事件です。ただし、宣告する際は公開しなければなりません。

また、ベトナムは非常に特殊性もあり、検察院が刑事訴訟手続における法律遵守を検査するという原則がありますが、世界各国の刑事訴訟手続としては、ほとんど見かけない原則です<sup>5</sup>。検察院による刑事手続に関する法律の遵守を検査するという原則は、捜査から最後まで貫徹するようになっています。この原則が、ベトナムの検察院の刑事訴訟における重要な機能と任務の1つになっています。

この捜査段階では、検察の場合は事件の立件、又は被疑者に関しての立件を決定するだけでなく、その他例えば、一時勾留の決定や犯罪の証拠収集に対して、捜査機関に請求する権利や、犯人を発見するように請求するとか、その他、捜査に関する行為並びに諸々の決定を検査、監督する権限もあります。その一連の捜査官並びに捜査機関に対してです。例えば、その捜査機関の長や次長に対して、そのような請求をする権限があります。

このように、一連の決定が違法であったり、根拠がなかったりする場合は、検察院としてはそれを破棄する権限があります。そして、いくつか重要な決定があります。例えば、逮捕の決定並びに立件の決定に対しては、捜査機関は強制的にそれに従わなければなりません。ただ、捜査機関としては、下級検察院の決定に対して、上級の検察院に対して不服申立てをする権限もあります。起訴段階になりますと、ベトナムでは検察院だけがこの決定の権限を持っています。起訴の実施に関しては、ベトナムでは法律に従って起訴することになります。

例えば、ベトナムでは、窃盗罪で50万ドン以上の場合は軽犯罪になります。50万ドン以上の場合には必ず立件、起訴されるようになります。日本と他の諸外国と違うところは、検察官の裁量がある、つまり、便宜上起訴するかしないかという裁量権限がある点ですね。そこがベトナムとも違うところです。私とテーさんが研究しなければならない1つの問題です。確かに法定起訴、つまり法律に従って要件があれば必ず起訴しなければならないとするのは、法の下ですべての人の平等を保つのですが、国民の利益と国の利益との調和を保証することができないのです。多くの場合、50万ドンぐらいの事件なのに、国家予算で、その何十倍、

---

<sup>3</sup> 大雑把に言うと、重大な法律違反の場合は監督審、事実関係で新しい事実が判明して判決を実質的に変更する必要がある場合が再審と考えられるが、監督審の要件として「判決又は決定の結論が事件の客観的事実関係に適合していない場合」があり（ベトナム刑訴法第273条2号）、この要件と再審の要件の相関関係があいまいである。

<sup>4</sup> ベトナム刑訴法第18条

<sup>5</sup> ベトナム刑訴法第23条2項

何百倍もの費用がかかるような裁判になります。そのような訴訟手続は経済上、国家に損害を与えるようになるからです。またそれによって、犯罪人を絶対更生できるとも限らないですし、やはり一時的な犯罪の場合には、刑事手続ではなく、別の形で処理することも1つの手だと思えます。やはり、刑事訴訟による処分よりも、別の更生の道を与え、社会に早く復帰できるようにしたほうがいいかもしれません。

裁判の段階になりますと、検察官としては公判の場における意見の表明、実施以外に、裁判の審理を検察する権限もあります。意見の表明、実施というのは、例えば、起訴状の朗読、尋問に参加したり、求刑論告したり、弁護人と弁論を交わしたりすることです。例えば、その場において合議体の行為並びに決定に誤りがあれば、それに対して申し立て、または是正するように請求する権利があります。ただ実態上、各階級の検察院はあまりこういうことは多くはやっておりません。そこで現在の司法改革のフォーラムの中で、多くの意見では、検察の機能から排除したらどうかという意見も出ました。

今の原則を排除し、裁判に当たっては独立し、良心は法律だけに従うという意味です。この裁判官の独立性をもっと保って、裁判に参加する検察は意見の表明、実施をするだけで足りると考えているからです。ただし、そこで責任をもっと高めなければなりません。検察官はより多く相手方、つまり弁護人や他の関係者と弁論、討論するようにならなければなりません。この法律の中でも、このようにお互い相手方と弁論するようにと規定に入っています<sup>6</sup>。以前この法律の前は、まだ弁論主義の特徴まで入れていない場合には、大体、検察官は論告求刑の後にはもう何もしないのです。

以前は弁護人にいろいろと意見を求められた場合、検察官として起訴状や求刑論告のとおりそのまま維持するとしか答えなかった時代もありました。今後、今のような交わり方以外に、裁判において検察官はもっと尋問したり、もっと弁論したりしたいのです。現在、主に質問するのは裁判官です。現在、日本と違っている点は、裁判が始まる前には日本の裁判官の手元には何の書類もないことになっていますが、ベトナムの裁判では裁判前に書類が全部手元にあります<sup>7</sup>。そこで裁判になり、公判の場において、合議体は被告人に対してはその事件に関する行為や、各事実について最初から最後まで尋問することになるわけです。

そこで今の裁判は立証の責任を果たしているだけで、審理する責任は果たしていないとも言えるかと思えます。そうなりますと、検察官は非常に受け身的になっていくわけです。公判の場合において、その尋問の時間はあまりにも長すぎて、検察官は眠ってしまうこともあります。何時間も延々とそういう尋問があったので、結局、尋問が終わって、裁判官が検察官に対して意見を求める場面になると、「もうお任せいたします」と答える検察官もいました。そのあとこの事件の判決は間違いがあったと発見された。それによって、参加した検察官は懲戒処分を受けたのです。国家の公訴権を握っているにもかかわらず、公判の場において眠

<sup>6</sup> ベトナム刑訴法第 217 条、218 条以下参照。検察官の論告後に弁護人が意見陳述し、それに対して検察官はさらに反論しなければならないと規定されている。

<sup>7</sup> 検察院は起訴時に起訴状と事件記録を裁判所に送付し（ベトナム刑訴法第 166 条 3 項）、裁判長に任じられた裁判官は公判準備段階で事件記録を検討することと規定されている（同法第 176 条 1 項）。本文後述の質疑参照。

ってしまった、果たすべき義務を果たさなかった責任を問われたわけです。今後は、公判の場においては、現在のように裁判官が尋問する代わりに、主に検察官が尋問するようにしたいのです。

理由としては、求刑を論告するのは検察官ですので、検察官は公判において証明しなければなりません。裁判官としては、一定の場合に限って質問するのみになります。検察院がまだ明確にしなかった矛盾の残った点しか、裁判官は聞かないこととなります。今の日本の刑事司法の手續に似ている点になるかと思えます。今回の共同研究で得られた点は、国の高級指導者に対して、私とテーさんが説明することとなります。

次回の刑事訴訟の改正の主な責任機関は再び最高検察院とされました。3年前に、刑事訴訟法の起草班長がテーさんであったわけです。そして私は彼を積極的に助けた人間です。そして再び検察院で改正が行われるようになりました。引き続きテーさんが刑事訴訟法の起草班長と、私とその補佐になるわけです。今度は執行段階になります。

(日本側)

今は裁判官がすべての証拠を、要するに捜査活動で得られた証拠すべてを持っているわけですね。それはいつの時点でその捜査機関から裁判所に行くのでしょうか。

(ドゥオン)

捜査機関が捜査を終結した後、そのすべてを収集した証拠とか書類とともに、結論書を書き、そして提案書も。提案書というのは、この事件を起訴するか、しないかを検察に対して請求するもので、これを検察に送ることになります。

(日本側)

捜査機関がやるということですね。

(ドゥオン)

そうです。検察が起訴すると決定すれば、それはすべて本物の証拠や書類を、起訴状とともに裁判所へ送る。

(日本側)

その証拠等、記録もすべて一緒に裁判所に送られるわけですね

(ドゥオン)

そうです。そこで検察から受理した起訴状や証拠全部を裁判官が読む時間は1か月間か45日間です。場合によっては3か月のこともあります<sup>8</sup>。そういう意味では、公判期日の前に既に裁判官としてはその罪状や罪名、量刑が頭の中に入っているわけです。

多くの意見としては、既に判決が裁判官のポケットに入っていて、公判の場は形式上になってしまうわけです。そうすると、被告人の権利は保証されなくなるわけです。テーさんも言いましたが、政治局決議第49号の弁論主義の強化はそういう観点からです。やはり被告人

---

<sup>8</sup> 公判を担当する裁判官は、事件記録を受理した日から起算して、重大でない犯罪については30日以内、重大な犯罪については45日以内、極めて重大な犯罪については2か月以内、特に極めて重大な犯罪については3か月以内に、審理を開始するか、補充捜査のため記録を差し戻すか、事件を中止又は停止するかを決定しなければならない(ベトナム刑法第176条2項)。つまり、その間は記録検討の期間である。なお、上記の重大でない犯罪や重大な犯罪などの4分類はベトナム刑法により明記された分類である。

に関する証拠や、それに関するものはすべて公開の場で提示しなければなりません。公判の場こそが、被告の弁護、自分を弁護する権利が最も保証される場所だからです。そのように公判の場において、検察の弁論によってより物事が明確になるはずです。

(日本側)

ちなみに参審員の人はいつ読むのですか。

(ドゥオン)

裁判官と同じように、30日間または3か月間の間に裁判官が読んだ後、必要と思う場合、参審員も読むことができます。

(日本側)

参審員の人は、いつ選ばれるのですか。

(ドゥオン)

ディストリクト級の人民委員会で参審員の名簿を作成し、裁判所へ既に送ってあるわけです。それで事件ごとに裁判所が、そのリストから参審員が必要とする合議体がある場合には、そこからピックアップして組み合わせることになります。

(日本側)

場合によっては、3か月ぐらい記録を読む時間があるということですが、実際の公判より3か月以上前から参審員は決まっているのですか。

(ドゥオン)

そうですね。参審員には、参審員証明証というのがあるのです。例えば、裁判所から参審員と呼ばれた場合、いつでも裁判所へ行って読むことができます。ただ、実態上、参審員がそういう書類を読んだりするのはまれです。それが主な仕事だとは思っていないからです。やはり主に読むのは裁判官です。もちろん、いろいろな事件で関心の強い参審員は非常に詳細にわたって書類を読んだりするのですが、そういう意味では期日前に参審員として、被告人の罪状、罪名、証拠とかすべて分かるわけです。

(日本側)

公判での尋問は何時間にも及ぶとおっしゃったのは、刑事訴訟法の176条にあるように、複雑でない事件ですら30日程度、複雑な事件だと45日から、場合によっては3か月くらい準備がかかるほど記録が大量にあるにもかかわらず、184条だと、裁判所は公判で取り調べた証拠だけによって判決しなければならないと書いてあり、そのため公判でもう一度全部記録にあることを被告人や証人とやり取りして取り調べないと判決できないから、もう頭に入っていることでも、もう一度聞くことになるのですか。

(ドゥオン)

これは検証するという意味で、やはり最初から聞くことになるわけです。そして、起訴状に沿って聞くことになるわけです。

(日本側)

「起訴状に書いてあるとおりで間違いないのか」「はい」というふうに、簡単に終えることはできないのですか。

(ドゥオン)

やはりちゃんと聞かないと、それが正しいかどうか、本人はわからないから答えられないでしょう。先ほども言ったように、裁判官としては、行為やそれぞれの事実について質問することになっています。そこで検証するというのは、やはり最初からその内容、事実や行為について詳しく聞いて、「こういうことですね、ここはABCで」と。間違っているか、正しいかどうかを聞くわけです。それで初めてその後弁論になるわけです。場合によっては、公判の場において被告人が認めなかったこともあります。今まで供述したことは全部違うのだと。

(日本側)

日本でも、捜査のときに自白していても、公判で否認することはしばしばありますから、ベトナムでもそういうことはあり得るだろうと思います。裁判官が、君が前に言っていたことと、今日の前で言っていることは違うということで、長々尋問することになる。

(ドゥオン)

場合によっては、裁判を中断し、公判を中断し、記録を検察へ送り戻し、補充捜査を請求することもあるのです。場合によっては、罪は明白であるのに非常に頑固で何とか罪から免れようとする断言する裁判官もいます。そういうふうに罪を認めないことが、結局刑が重くなるような情状としてみなす裁判官もいます。非常に頑固で、率直に供述しないとか、そういう意味です。

(日本側)

若干証拠法的な話ですが、捜査機関で供述した内容、供述を記録した供述書類というのは、何でも証拠としてあるものだと思っていたのですが、逆に、それを証拠とするための手続というのはあるのですか。

(ドゥオン)

証拠に関する独立した法はまだありません。例えば、ある書類が証拠として認められるかどうかというのは、刑事訴訟法の規定に書いてあります。それに関しては、12ほどの条項の規定があります<sup>9</sup>。これにのっとると、すべて訴追するためとか、弁護するための証拠となるものとしては、この法律によって規定された行為によって収集されたり、組織によって収集されたりしたものに限られています。

また、このような証拠の収集の手段、方法は公開的でなければなりません。そして権限のある機関でなければなりません。例えば、警察、検察とかです。いかなる者でもできるというわけではないのです。例えば、現場検証になりまして、コップに指紋が付いている。ただ収集できる権限というのは捜査機関だけです。そのときの記録もきちんと作らなければなりませんし、また取調べでもそうですが、やはり公開しなければなりません。そして記録も作らなければなりません。また、内偵による証拠、例えば、秘密裏で収集されたもの、盗聴したもの、または住宅に侵入して盗ったもの、手紙を開けたりした場合は、ベトナムの法律では証拠として認めません。どちらかと言いますと禁じ手です。そういうのは法律違反です。

---

<sup>9</sup> ベトナム刑訴法第5章。

ただ実態上、秘密裏に捜査しなければ犯罪を発見することはできません。特に、麻薬犯並びに組織的犯罪はそうです。例えば、疑われている者の住宅に侵入し、ベッドのクッションの中のヘロインの1キロを発見したとします。そのときは留守中で、そのものを発見した捜査員が、それが証拠だと言う場合には、それは捜査違反になります。つまり、明るみにやっているものではないからです。誰かを陥れようとする場合、警察としてはその人の家に麻薬を入れればいいだけです。

そこでベトナムの法律としては、すべて証拠に関する手続は公開でなければなりません。この場合、秘密の捜査官は、その証拠のヘロインをそのまま置かなければなりません。そこで周りで暮らしている人々が、その麻薬の持ち主を告発するように促したり、またはほかの措置、例えば、行政的な装置の電気メーターや水のメーターを検査するという名目で物証を発見するようになるわけです。そのような方法に基づいて、今度は家宅捜査の令状を交付し行うこととなります。家宅捜査の場合には、搜索された人の近所の人立会人となります。そのような搜索によってヘロインを発見し没収して初めて、いわゆる証拠品として認められるようになります。

(日本側)

143条ですと、地域の住民2人というのは、地域の行政機関の代表者が立ち会わないといけないようですが、どういう方を選出するのですか。

(ドゥオン)

本当に近所で暮らしている2人です。例えば、地元の町内会会長のような方です。

(日本側)

行政機関の代表者と書いてありますが、町内会の会長さんでもなれるのですか。

(ドゥオン)

一応、行政体になっています。1つの行政単位で、町内会会長というのは、そういう意味の行政官です。例えば、少数民族の山間地方ですと村長さんのような方です。

(日本側)

公開というのは、要は捜査官だけで行動しているわけではない、ということの意味しているのですか。

(ドゥオン)

みんながその捜査を見ているという意味の公開です。

(日本側)

取調べも公開という意味なのですか。

(ドゥオン)

取調べの公開です。

例えば、ある人を取り調べようと思う場合には、きちんとした文面が出頭命令みたいな感じで、その中に時間や場所が記入されるようになっており、例えば、検察庁や捜査機関とかです。そして取調べをする際には、それを見る人が必要です。すべて手書きによる記録調書を作らなければなりません。

(日本側)

見る人というのは、どんな人ですか。

(ドゥオン)

それを見ることができる人は、例えば、検察官、又は弁護士でもいいです。そしてその取調べの際に立ち会えるわけです。未成年の場合は、親又は学校の先生でも立ち会うことができます。例えば、監督するものとしてです。

取調べで作成される供述調書は取り調べられた人が自ら全部、最初から最後まで読むことが許されています。識字ができない人の場合、捜査官は読み聞かせてあげなければなりません。そして間違いがなければ署名します。それも法律の規定では、最後にサインするのではなく、各頁にサインするのです。そして余白がある供述調書は、このように斜線を入れなければなりません。要は後で捜査官が加えたりすることができないようにするためです。もう1つは、消したりしてはいけないようにするためです。調書に修正があったりする場合には、サインや署名をその場でしなければなりません。供述を後から加えたり、削除したりしないようにするためです。そこが取調べの公開制の意味です。

(日本側)

もとの話に戻りますが、そうやって取った調書が、その裁判でどのような証拠になるのですか。

(日本側)

その質問にいく前に、今おっしゃった公開制ですが、131条でも132条でも、または弁護人に関する58条でも、弁護人は取調べに立ち会うことができるとありますし、合理的代理人の立ち会いのもとで、取調べを行うことがあるという書き方がなされていますが、必ず立ち会っているわけではないのではないのですか。

(ドゥオン)

弁護人としては、立ち会うことは許されますが、前もって捜査機関に対して通知しなければなりません。又は取り調べられる人に対しても、質問することができるのです。ただし、その捜査官の同意がなければなりません。

(日本側)

ですから、131条や132条、58条の規定を読んでも、立ち会うのは義務ではないので、実際には多くの場合、誰も立ち会っていない状態で取調べが行われていくものではないのですか。

(ドゥオン)

そんなことはないです。実際、検察官や弁護人以外に、未成年の場合、例えば、親、学校の先生の立ち会いはしょっちゅうあります。特に未成年の場合はそれは強制的です。あとは身体障害者や精神障害者もそうです。

(日本側)

普通の成人は。

(ドゥオン)

成人の場合は、検察官や弁護士だけでも、それがいつもいなければならないということではありません。

(日本側)

要するに、検察官も弁護人も、成人の場合は立ち会わないで、警察とその被疑者だけという場合もあるということですか。

(ドゥオン)

捜査官でしょう。捜査官と。

(日本側)

警察でやる場合、例えば、検事が入るともうそれで公開みたいな話になって、検事も入らずに。

(ドゥオン)

あります。ただ、いかなる場合でもいなければならないということではないのです。

(日本側)

それで今度は取った調書というのは、どうやって裁判所は証拠とするのかということ、裁判所ではもう既に証拠になっているのか。最終的には公判廷でそれは証拠としますよという宣言があるかもしれませんが。それとも手続みたいなものがあるのですか。

(ドゥオン)

先ほども言ったように、物証とか調書も全部集めて検察に送られて、検察はそれを見て、書類を作って一緒にそのまま全部裁判所に送られます。すべての資料には、番号が1番から最後まで全部付けられます。そして捜査機関の割印も押されて、それに関するリストもあります。1番は何であるのか、2番は何であるのか、すべて書いてあり、このようにファイルして、私が検察だったら、その裁判官に渡します。

(日本側)

それは実際に書類自体が移動するという話ですが、その書類が裁判所に資料として移動したら、裁判官がそれを証拠として考えているのか。

(ドゥオン)

それは裁判をするための記録として、資料としてのものです。そして証拠であるかどうかは裁判所の評価によって決まります。そこで資料の中のものをいろいろ比較して、そして評価するわけです。実際公判の場で起こっている実態と比較しながら評価するわけです。ということは、送られた記録というのは、証拠上の参考資料、いわゆる証拠の源となるわけです。

(日本側)

元のが証拠になるということはないわけですね。

(ドゥオン)

そうです。後は公判の場で、また変わります。

(日本側)

ここに書いてあることを証拠にしようと思ったら、この内容をいちいち裁判官は聞かなければいけないわけですね。

(ドゥオン)

公判における参加者の供述に左右されるわけです。検察官の言い分、弁護人の言い分、証人の言い分、被告人の言い分によって、裁判官はこの中から比較しながらどれを証拠にする

のか、もう1つは、公判の場における裁判官の尋問の結果などからも左右されます。例えば、この資料を開いて、その日付の供述で、あなたはこういうふうに供述しましたが、間違いはないですかと聞くのです。場合によっては、否認する場合もあります。被告人が否認しない場合はそれが証拠になります。それは裁判を公開で尋問しているからです。

要は公開の場で被告がそれを同意した、認めたので、その資料自体が証拠になります。

公判前の記録については、まだ証拠にはならないかもしれませんが、証拠としての能力はあります。一例を挙げます。捜査機関から記録が送られてきて、ちょうど私は検事正で内容にどうも矛盾があったように見受けたことがありました。ある女性が強姦されました。その記録の中では女性はA地点からB地点まで行くのに、これだけの時間がかかった。

またこの記録の中でもう1点あるのですが、強姦された女性は、A地点からB地点へ移動する際、途中で自分が強姦されたことを届けるために警察に寄りました。そこで私の計算では、警察に寄る時間は全くあり得ないのです。それで捜査した警察官を呼んできて、いろいろ検証したわけですが、捜査官は、「いや、強姦された女性は警察に寄ったことを断言しました。次の日、その強姦された女性だけを出頭させたわけですが、彼女いわく、「どこにも寄らずにAからBまで直接行きました」と。次の日に両方を呼んで聞きました。そこで3人の前で、彼女は「寄らなかった」と言いました。捜査官は何も言えませんでした。そこで私は書類を捜査機関に送り戻し、その捜査官を担当から外させて別の人にした。

そのような記録にも、確かに捜査機関のサイン、判子は押してあるが、永遠に証拠にはなりません。そこで資料の中にあるものは、やはりきちんと検証させて、認められるものに限って証拠になるわけです。

(日本側)

元の弁護士、検察はどうなったのですか。最初に222条3項に、「判決の評議は、完全、総括的に各証拠を検討し、検察官、被告人、弁護士、公判期日における他の訴訟参加人の意見を検討したことを根拠として、公判期日において既に審査された証拠及び書類にのみ基づく。」とあるのです。この意味というのは、今までの話ですと、検察官は一括りに、例えば、証拠書類1番から100番まで、証拠物101番から120番まで、それを付けて全部公判、裁判所へ送るわけですね。ただ、裁判官は見ようと思えば全部見られるのですが、その上で判決を書く上で使えるのは全部ではなく、その中で公判で証明された証拠に限る。

(ドゥオン)

そうです。それが検査するという意味です。チェックするという意味です。

(日本側)

例えば、証拠書類の中に、捜査段階で自白したとおりの、「私は人を殺しました、間違いありません」と、これだけを言って、法廷で聞いたら、「私はこういうことはしていません」と言ったと。その証拠書類1番で、この人はこういうことを言っているけれども、どうなのですかと聞きますよね。これが審査ですよ。

(ドゥオン)

そうです。

(日本側)

「あなたはこう言っていますが、いいですか」と聞いて、「はい、そうです」と答えたら、証拠になると言ったのですが、それは法廷でも、「はい、私は人を殺しました」と言ったことは自白した証拠になると思うのですが、法廷で否定したときはどうなるのですか。

(ドゥオン)

そういう場合は、裁判官としては別の証拠を引用しなければなりません。例えば、証人尋問したりする。その人が、「私は被告人が人を殺したのを目撃しました」と。証人ではまだ足りない場合は、今度は証拠品を引用します。例えば、刺し殺した包丁に、その被告人の指紋があると。そしていろいろ鑑定されて、確かに殺された人はその指紋のあるナイフで殺されて死にましたと。そのように揃った証拠があるにもかかわらず、被告人はあえて否認しても、裁判所としては被告人が人を殺したと断定します。

(日本側)

その場合、本人が警察に対して、私は殺していると自白した調書は、やはり使えないのですか。その場合、証拠であっても使えないのですか。

(日本側)

208条2項があります。

まず、告知するのではないですか。否認した場合、捜査段階での自白調書を否認した場合は、裁判官は208条2項によって、告知するのではないですか。

(ドゥオン)

告知というのは、知らせるという意味ですか。これをベトナム語で言うと、みんなの前に公表するという意味です。ですから、記録を全部読み上げるのです。要は公開化するわけです。最初から最後まですべて読み上げるのです。

(日本側)

告知、公開は分かったのですが、読み上げた自白調書は、判決の証拠に使っていいのですか、いけないのですか。

(ドゥオン)

だからすぐというわけではないのです。自白は、あくまでも証拠の源の1つであって、第72条に書いてあるように、自白をただ1つの証拠とみなしてはいけません。

(日本側)

それは分かるのですが、結論として、判決を書くときに、その人は有罪である、人を殺した。なぜかといえば、その証拠、先ほど言われたように、いろいろな証拠を集めていて、プラス本人も認めているよと。本人も法廷では殺害したと供述したことを認めているよと。これを証拠として判決に書いていいのかどうか。

(ドゥオン)

そうです。証拠として採用します。例えば、他の証拠も揃えば、公判の場で被告人が認め

なくても、その自白は証拠として認められます。

(日本側)

それは審査をしたからですか。

(ドゥオン)

審査されて、そして客観的であるからです。

(日本側)

ということは、審査というのは、まず確認されて、「はい、そのとおりです」と言ったときばかりではなくて、「いや、違います」と言ったときも。

(ドゥオン)

そうです。

(日本側)

つまり、法廷で検討するということですか。

(ドゥオン)

公判の場で公開的に捜査された。検討した。この裁判の公判の場で、検討するのは2つの意味があるのです。1つは、それまでの捜査機関のすべての記録を明確化するからです。捜査機関の記録をすべて認める意味もありますし、ひょっとするとすべて引っくり返る、すべて破棄することもあります。その証拠資料を認める場合、裁判所としてはこれを根拠として断罪することになるからです。この記録を認めない場合は、この記録はすべて返すのです。その記録は根拠がないと裁判所が見た場合、無罪と断言することになります。そういう場合は、賠償になります。

(日本側)

先ほどの供述調書の話で、警察の自白調書、供述調書ですが、条文の209条から215条まで、いろいろな証拠が並べてありますが、調書はどこに入るのですか。

(ドゥオン)

209条から215条もそれに応じて、捜査機関でも同じように行われています。209条から215条までです。この209条から215条というのは、検察で取り調べられたその内容を、再び裁判所でチェックするというか、審査するという意味で行われます。ただし証人に関しては、被害者でもそうですが、公判の場において初めて別の内容を供述することもあります。また、弁護士や証人が新しい証拠を提出することもあります。その捜査機関でそれはなかった証拠なので、裁判所としては公判の場において、新しく出されたものを審査することになります。

(日本側)

209条に被告人質問についてありますね。法廷で被告人に「あなたは本当に殺したのですか」と聞いたときに「いいえ、やっていません」と言う、これは被告人質問に対する答えです。一方、書類をよく見たら、警察で調べられたときに被告人は「はい、私が殺しました」と言っていると。その紙はどこに入っているのかということです。

(ドゥオン)

そういう意味では、入っていないのです。209条というのは、被告人の質問のことでしょ

うか。日本語では何と言うのでしょうか。

(日本側)

被告人質問です。

(ドゥオン)

被告人ですから裁判の段階で、今おっしゃるのはその前の段階、被疑者の段階のものです。そういうものはこの中には入っていない。裁判官は、その前のものをチェックするという意味で聞きます。

(日本側)

20章は「公判期日における尋問手続」というタイトルで始まっていますから、捜査段階の章では、20章で出てこないのは当然だと思います。222条は22章の「判決の評議、宣告」にどのような書類が使われるかであって、それは20章には出てこないのです。公判のときに捜査段階の書類が全部裁判所に行くので、それをどう扱うかは22章には書いてありますが、20章は公判での手続についてだけ書いてあるので、捜査段階の書類の扱いについては、20章には出てこないのです。

(日本側)

捜査段階の書類というのは、何条に出ているのですか。

(ドゥオン)

2編の8章です。例えば、132条の「被疑者の取調べ調書」、136条の「証人の供述調書」、154条の「現場検証」とか「死体解剖の調書」。その外に鑑定、立件に関するすべての手続、あと捜査機関の逮捕令状とか、そのすべてが事件記録になります。捜査を終えた段階で、捜査機関としてはそれに対する結論書を作ることになります。検察に対して起訴の提案、提議があるとしたら、すべての書類と結論書を付けて、検察院へ送らなければなりません。

(日本側)

それが162条4項、そして起訴が166条1項。

(ドゥオン)

そのとおりです。

(日本側)

166条で起訴したあと、検察が事件記録、起訴状を裁判所に送付しなければならないとありますから<sup>10</sup>、それで裁判所は事件について知ることができるわけですね。

(ドゥオン)

そうです。一番最初に捜査機関が資料を作成して検察院へ送り、検察院が裁判所へ送ると。検察院が検討し、起訴状を作って、記録プラス起訴状全部が裁判所へ送られて、裁判所はその記録を検討し、根拠が十分あると、その事件を裁判にかける。

まだこれは記録の検討の段階です。どうも記録不十分である場合には、記録の全部を検察

---

<sup>10</sup> ベトナム刑訴法第166条3項「起訴の場合は、起訴状の形で起訴決定を発してから3日以内に、検察院は事件記録と起訴状を裁判所に送付しなければならない。」

へ送り返します<sup>11</sup>。停止する根拠があれば、その事件を停止する。要は裁判にもかけませんし、記録を検察院にも送り返さない。裁判にかけることを決定した場合、記録の中の資料すべてを公判の場において審査することになります。

断罪する根拠がある場合としたら、結論として、例えば、殺人とか、盗んだとか。資料をいろいろ審査して、無罪なら無罪と宣告しなければなりません。勾留中の者で無罪の判決が出た場合には、公判の場で直ちに釈放しなければなりません。

裁判で審査をする際、不十分である場合には、裁判を中断し、記録全部を検察へ送り返します。結局、裁判所として記録を検察院へ返せるのは、2つの時点があります。まだ裁判期日の前の検討の段階と、公判の場において審理する際に不十分だと分かった場合もできるのです。

ベトナムでは、期日の日、公判の場で、その事件をもう一度すべて捜査することになっています。そういう意味で、その前の捜査というのは、裁判のための捜査であって、公開的ではないとみなします。ベトナムではそういうことです。我々も一応きちんとしています。

(日本側)

先ほどおっしゃったように、きちんとしすぎていて軽微な事件でもものすごい労力がかかってきて、それについては検討中ということですが、日本でも略式命令のような簡単な判決が出る際には、かなりの割合の事件を簡易にしているのですけれども、ベトナムでは、どの程度までのものを簡易にしているのですか。

(ドゥオン)

この本法典の中にも、略式手続があります<sup>12</sup>。しかし、やはりもっと手続を簡易にするためには、日本と同じシステムを採らなければなりません。検察官の裁量によって、起訴するかどうか決められるというシステムです。それから、現段階ではいかなる事件でもやはりすべてのプロセス、つまり捜査、起訴、裁判、執行の4段階をすべて経なければなりません。いかなる場合でも起訴はしなければならないということになっているので、すごく長くて費用もかかります。

そこで、日本のように検察官の裁量によって起訴するかしないか。もしできるとしたら、例えば、日本でいうと、起訴猶予とか停止するとか、重要な事件であれば起訴するとか、検察官として大した事件ではないと思えば、停止したり、そこで初めて略式にしたりする。今はどちらかと言いますと、多少の時間の短縮だけで、日本のようにもっと短くするまでにはいっていません。ただ日本と同じように、何とか適用していきたい、作っていききたいと思っています。

(日本側)

検察官が不起訴の権限を持っているだけではなくて、日本で略式の処理というのは、起訴

---

<sup>11</sup> 同法 176 条 2 項 b) により担当裁判官は「補充捜査のために記録を差し戻すこと」ができる。事件の公判を担当する裁判官が補充捜査を指示することができ、その必要性がなくなってから事件の審理を始めるので、実質的に公判前の段階で裁判官の心証は形成されている。そして、公判の場合は事件記録の内容を確認していくという作業を行うのであり、ベトナムでは「公判は公の捜査」と揶揄的に評されることもある。

<sup>12</sup> ベトナム刑訴法第 34 章「簡易手続」。ただ、この手続は公判手続の簡略というより捜査期間、起訴決定までの期間、裁判開始までの期間を一定の要件の事件の場合に短縮しただけであり、公判手続を簡易に行うというものではない。そのため、簡易手続適用の決定は捜査機関の提案により検察院が決定し、適用に対する不服申立ても検察院に対して行う。本文後述のように実績例はないとのことである。

はするが、公開の法廷ではなくて、簡易裁判所で書類審査をするという、簡単な裁判の方法をとっていくわけですが、そういうことはできないのですか。

(テー)

今の段階ではまだです。一応、問題提起はしてありますが、まだ認めてもらえていないのです。要は書類だけを審理して、あとは公判期日を開かないで、裁判官1人でできるようにいろいろ考えているのです。

本法典の略式というのも、やはりきちんとプロセスを組んで、より迅速にやるだけで、スピードアップするだけで、プロセスはそのままです。規定はありますが、実績は1件もないのです。というのは、被告人や被疑者は、やはり自分としては最初から最後まできちんとしたプロセスを受けたいのです。略式でも30日以内にすべてのプロセスを経なければなりません。一般手続としては、2か月から4か月で、もっと長くなることもあります。手続はそのままです。ベトナムの略式というの、時間短縮だけです。これからです。

(日本側)

日本では、軽微で争いのない事件とか、罰金だけで済むのであれば、ほとんどの被疑者はわざわざ裁判所に行ってもう一度恥をかくのは嫌だから、もう書類だけで済ませていただいて、早く罰金を払いますという訴訟が多いので、これは裁判所や検察機関の省力化だけではなく、被疑者自身も応ずることだと思うのです。

(ドゥオン)

私たちは、そのやり方をすごく支持します。まだ認めてもらえていないだけです。

(日本側)

ベトナムでもこれから懲役刑から罰金刑に移行すれば、経済的な犯罪に関しては罰金刑に移行することが増えてくるだろうと思われまます。こういう人たちは将来が大事でしょうから、罰金を払って早く済ませたいという国民の声が大きくなると思います。

(ドゥオン)

確かにそうですね。

(午前発表終了)

(日本側)

では午後の部を始めます。ドゥオンさんお願いします。

(ドゥオン)

身柄拘束とか、訴訟手続の関連で、刑法の中の犯罪などについて触れます。ベトナムの刑法の中の犯罪は4種類に分けられておりますが<sup>13</sup>、まず、重大でない犯罪で、法定刑の刑罰としては、戒告<sup>14</sup>から懲役3年まで。次が重大な犯罪で、3年から7年の法定刑です。極めて重大な犯罪は、7年から15年までの刑です。特に極めて重大な罪は15年以上20年までの刑、または無期懲役、

<sup>13</sup> ベトナム刑法第8条。なお、4分類についての上記訳はICD NEWS23号掲載の刑法訳の例によった。

<sup>14</sup> ベトナム刑法では、戒告が主刑の1つとして規定されている(第28条a)

又は死刑となります。刑法典の中に4種類の罪がこのとおりに書いてあります。

それぞれの種類の犯罪によってそれぞれ手続の期間などが違うわけです。また、その捜査、起訴、裁判の管轄も違います。例えば、一番下のディストリクト級裁判所は、今のところ15年までの刑ならば管轄内になります。今のところ、ベトナム全国で650以上あるディストリクトのうち200のディストリクト級裁判所が15年までの刑を裁判することができます。2009年までに全部のディストリクト級裁判所でそれができるようになります。

今のところ、日本の地裁に当たる<sup>15</sup>プロビンス級裁判所が15年以上の刑を裁判します。ここで、プロビンス級裁判所の第二審というのは、第一審であるディストリクト級の判決の控訴審が主な部分です。最高人民裁判所は、主に監督審です。

一般的にいうと、あまり嚴重度の少ないもので、2年から7年までの刑がほとんどです。実際の事件の70%ぐらいが2年から7年程度です。そういう意味では、プロビンス級の裁判所からの第一審は少なく、30%ぐらいです。最高裁は、監督審が主な仕事です。

こうした事件類型は逮捕の手続にも関連性があります。逮捕には3種類あります<sup>16</sup>。1番目の類型は、現行犯による逮捕で、この現行犯逮捕は誰でも行うことができます。逮捕した後、警察又は検察院まで連行します。その他、行政機関<sup>17</sup>でもいいです。その行政機関のほうで、現行犯の調書を作ります。そして、捜査機関へ連行し、そこにおいて捜査活動が行われます。

現行犯で逮捕される犯罪は、普通はあまり嚴重ではない罪の方に類型されます。窃盗罪、傷害罪、麻薬使用、ひったくりなどです。

2番目の類型としては緊急逮捕です。緊急逮捕できるのは捜査機関だけで、令状を出せるわけです<sup>18</sup>。緊急逮捕した後は、捜査機関は直ちに検察院に通知しなければなりません。そして捜査機関のこの令状を検察が批准しなければなりません。つまり、令状を出しているのは捜査機関です。逮捕してから、その令状を持って検察院で批准、つまり承認、不承認の判断を受けることとなります。承認された場合、引き続き捜査機関が身柄拘束できるようになります<sup>19</sup>。承認されなければ、直ちに捜査機関は釈放しなければなりません。

検察院へ通知する場合には、逮捕した令状プラス逮捕したことに関連する記録も送らなければなりません。検察院の方がどうも証拠が不十分だと見た場合など必要な場合には、検察院は身柄拘束された人に対して直接面会して尋問したりします。理由とか、どういう場面で逮捕されたの

---

<sup>15</sup> 審級制度も異なり、かつ、ディストリクト級の控訴審が主のプロビンス級が日本の地裁にあたるかは疑問もあるが、4階層の裁判所の3階層目（つまり、ベトナムの最高人民裁判所－上訴裁判所－プロビンス級－ディストリクト級、日本の最高裁－高裁－地裁－簡裁）という観点での相関関係を示すという程度で理解していただきたい。なお、ベトナムの裁判所組織上、最高人民裁判所内に第二審となる控訴裁判所が存在している。

<sup>16</sup> ベトナム刑訴法第80条ないし82条。

<sup>17</sup> ここでいう行政機関とは人民委員会のことであり、人民委員会は大雑把に言えば地方政庁である。

<sup>18</sup> 緊急逮捕を命令する権限を有する者は捜査機関の長や軍の連隊司令官などであり、検察院は緊急逮捕令状発布権限がなく捜査機関の発布した令状の批准を行う（ベトナム刑訴法第81条）。なお、ベトナムの緊急逮捕は、極めて重大な犯罪以上の罪を行う準備をしている段階ですでに逮捕可能であることも特徴の1つである。

<sup>19</sup> 暫定留置（ベトナム刑訴法第86条）のこと。暫定留置決定の発布権限は緊急逮捕令状発布権者である。なお、暫定留置決定については検察院の承認を得る必要はないが、検察院は暫定留置に根拠がなく又は不必要だと認めた場合は暫定留置決定を取り消す決定を発し、これにより捜査機関は被逮捕者を釈放しなければならない（ベトナム刑訴法第86条3項）。

かを尋問しますが、根拠がなければ直ちに釈放して自由にしなければなりません。根拠があれば承認し、捜査機関は引き続き身柄拘束できるようになります。身柄拘束は、捜査機関が身柄拘束の決定を下してから3日間です。引き続き拘束しようと思えば延期しなければなりません。1回目が3日間、延長した場合はさらに3日間の暫定留置がここの中でできます。

この延期の際には、検察院の批准を受けなければなりません。承認されなければ、拘束されている者は釈放されます。最初の3日間は検察院の批准は必要ないのですけれども、その次の延期は検察院の批准が必要です。9日<sup>20</sup>を超えて身柄拘束しようと思えば、勾留の令状を求めなければなりません。重大でない犯罪に関しては、勾留の期間は2か月です。重大な犯罪の場合は3か月です。極めて重大な又は特に極めて重大な犯罪の場合には、最初の勾留期間が4か月です<sup>21</sup>。日本の場合は全部で23日だったと記憶していますので、そういう意味ではベトナムはまだ長いです。できれば短縮する傾向にあります。

3番目は、勾留するための逮捕です。勾留するための逮捕にはいくつかの要件があります。対象になる者は、被疑者又は被告人です。被疑者の逮捕の場合には、立件の決定が必要です。被告人の逮捕というのは、つまり裁判へかけられるように決定が下された場合に限ります。極めて重大又は特に極めて重大な犯罪の被疑者、被告人の場合、これは殺人や略奪などですが、当然ながら勾留されるようになります。

しかし、被疑者又は被告人で、罪としては重大な犯罪又は長期2年以上の懲役を受ける重大でない犯罪の場合は、3つの要件のうちの1つが必要です。外に置いておくと再犯するおそれがある、逃げるおそれがある、証拠を隠滅したり犯罪を匿ったりするおそれがある場合がその要件であり、どれか1つの要件が必要になります。

ただ、要件として、その起こした罪が2年以上の法定刑に相当する罪の場合に限っているので、2年未満の法定刑の場合は、勾留するための逮捕はできません。例えば、脱税で、かつ金額も小額の場合は、たとえ逃げられる可能性があるにしても勾留はできません。再犯するおそれがある場合、再犯した場合はその再犯した罪とよって逮捕して勾留します。2003年の改正刑法で直された刑事政策の1つです。逮捕されて勾留される者とか、刑務所に入れられる者らの人数を減らすためです。

(日本側)

その要件は何条になりますか。

(ドゥオン)

今言いましたのは、刑事訴訟法の88条です。

(日本側)

緊急逮捕と、暫定留置と勾留を比較するとちょっと不思議なことがあります。

---

<sup>20</sup> 暫定留置は最初が最大3日間、延長が最大3日間であり、特別な場合にはさらに最大3日間の延長ができるので(ベトナム刑訴法第87条2項)、合計で暫定留置の最大期間は9日間である。

<sup>21</sup> ベトナム刑訴法第120条にそれぞれ規定されている。この勾留期間はあくまで捜査のための勾留期間であり、公判になれば身柄拘束期間はさらに伸びる。また、捜査のための勾留はそれぞれの類型ごとに延長もでき、特に極めて重大な犯罪の場合、3回の延長があり得るので勾留期間は最大16か月に及び、国家治安を侵害する罪ではさらに1回の延長ができるので最大20か月もの勾留が可能になっている。

81条の緊急逮捕は、逮捕したら直ちに検察官に通知しなければならない。通知後12時間以内に検察院は承認、不承認を決めると書いてあります。ところが、86条の暫定留置の場合は、留置した人は12時間以内に検察院に送付するけれども、検察院が暫定留置を取り消すか否かを決めるための時間制限は86条には書いていませんね。88条の勾留では、勾留の場合は検察官が3日以内に承認、不承認を決定するとありますが、勾留してからいつまでに検察官に通知をするかというのはどこに書いてあるのですか。

(ドゥオン)

暫定留置の延長についての検察院の承認、不承認は、87条に、12時間以内と書いてあります。勾留してから検察官に通知をする時期に関しては、88条3項です。執行前に承認するかどうかを決めます。緊急逮捕の場合は先に逮捕して後で承認しますが、勾留の場合は緊急逮捕の場合とは逆になって、先に承認して、そして逮捕します。

(日本側)

81条4項の「直ちに」というのはどのぐらいの期間なのですか。

(ドゥオン)

具体的な規定はないのですが、例えば、町の中では近いので1時間や2時間、山間地の場合は1か月かもしれません。要は、できる限り早くということです。この「直ちに」というのはかなり大きなテーマの1つですが、まだ、それを検討する機会がありません。

(日本側)

電話がないような山間部の場合は、やはりどうしても長くなるということですか。

(ドゥオン)

はい。実際に、国会議員の方もこの「直ちに」という時間をきちんと定めるべきだと言っています。

警察のほうは、最大限自分たちの持ち時間を活かし、そして警察から検察院へということで、大体いつも検察院のほうを受身的になっています。それと、ギリギリのところまで送致するというのでやむを得なく、ある意味では間接的ですけども、検察院が承認するように、批准するよということ、ギリギリのところまで渡してきます。

このように、49号の司法改革としては、具体的に勾留を制限するようにしたいです。この法律(校正者注:刑訴)によって、以下の者が勾留する決定をすることができます。各階級の捜査機関の長とその次長、いちばん下から上までのレベルです。ただし、あくまで命令を出す権限だけで、その命令を承認する、批准する権限は検察院の方にあります。検察院の方が、それを承認、批准しなければ、その命令は執行できなくなります。値打ちがありません。

もう1つは、各階級の検察院の長とその次長です。そうすると、検察院の長と次長は2つの機能があることとなります。それは、各捜査機関の長と次長が発布した命令の批准、承認です。もう1つは、直接対応するための令状を発布することができます。ただ、実態上思うには、批准、承認の方が多いです。直接命令を下すというのは、主には起訴段階です。

そして裁判所の場合は、裁判所長と次長、これは各階級のです。ただ、裁判官の場合は、裁判の準備段階にしかその権限はありません。

もう1つの機関としては、各階級の裁判官、例えば、期日において、被告人を逮捕する。例えば、裁判が終わった後、どうも逮捕する必要があって、直ちに執行する意味があるとしたらすぐに逮捕の命令を下します。被告人としては、最も恐れている措置です。裁判の合議体の代表としての裁判官が、直ちにそこで勾留の命令に署名し、執行します。

ここで、そういうことができる人間が7人になっているからあまりにも多すぎます。そういうふうに逮捕できるのは、日本の場合は裁判所だけだと伺っています。それだったら、日本の場合は裁判所の誰でしょうか、そしていつでしょうか。ベトナムの場合できるのは、裁判所長、裁判所次長、そして合議体もできる、裁判体もできます。裁判所長と次長の場合は裁判期日の前です。裁判体は期日のときです。

去年、韓国へ行ったのですが、実際に令状を発布できるのは裁判所だけでした。警察は、それを請求するだけでした。日本のように作っていくと、ベトナムの場合は逮捕できる権限、つまり逮捕・勾留できる権限者の数が減ります。我々もこのようなことを検討しようと思っているのですが、裁判所というのは刑罰を言い渡したりする場所でありまして、さらに裁判期日の前の勾留・逮捕もできます。そうすると、どうしても偏見が頭の中に入ってしまう、刑罰を与えがちになります。

要するに、勾留のための逮捕をしたので、刑務所入りの刑を言い渡さなければ賠償しなければならないのです。そこで、どうしても公平性が欠けるかもしれません。そして、いろいろな段階で請求を経なければならないということは、迅速な犯罪防止にも悪い影響を及ぼすだろうということです。あまりにも、いろいろな手続を経なければならないからです。警察から検察院、検察院から裁判所に請求する。それだけ長引くと、犯罪を犯すサイドは逃げてしまうおそれがあります。

(テー)

日本も勾留請求は受けるのですけれども、ベトナムと違って日本は何の記録も手にないわけですから、どうできるのですか。

(日本側)

裁判所が勾留請求を受けてその判断をするときには記録を見て被疑者に質問をしたりしてから必要とあれば勾留状を発布します。一応、システムとしては、勾留状を発布する裁判官と、実際に裁判を行う裁判官は違います。勾留するかどうかを判断する際には、勾留状を発布する裁判官が記録を見るわけです。

(テー)

それは、裁判を開くのですか。

(日本側)

裁判は開きません。裁判官が記録を見て、裁判所で勾留するかどうかを見て、これは勾留していいという判断をすれば、そのまま勾留状を発布することになります。

逮捕の最初から話しますと。警察が捜査をして、被疑者を逮捕したい場合、被疑者その人が犯人だということを示す書面について、記録ですとか証拠とかを裁判所に持っていきます。そういう場合は裁判官が直接犯人ともちろん話をすることはなく、記録だけを見て裁判官が

逮捕していいかどうかを判断します。そこで発布された逮捕状でそのまま逮捕を執行しましたと。その後は、今度は検察庁の方に記録と被疑者の身柄を付けて一緒に送致して、それで検察庁が勾留しようというときには、今度は検察庁から裁判所の方に記録を持っていき、被疑者の身柄も一緒に連れていって、それで裁判官が被疑者に勾留質問をして、それで記録も読んで勾留するかどうかを決めるのです。

(ドゥオン)

それは、勾留するためのちょっとした裁判を開くということではないですか。

(日本側)

法廷でやるような裁判はしません。

(ドゥオン)

逮捕状とか、勾留を認めた裁判官は、その事件の公判を担当する裁判官ではないということですね。というか、してはいけないということになりますね。例えば、大阪地裁には何人も裁判官がいるから、逮捕状を承認したのが A 裁判官であれば、A 裁判官ではなくて B 裁判官が今度はその事件に当たるわけですね。

(日本側)

基本的にはそうしています。

(ドゥオン)

ベトナムの場合は、捜査段階において裁判所は関係ないです。

(日本側)

日本の裁判所には令状係、令状部というのがあります。そういう方たちは、普通の裁判には関与していません。令状の審査を専ら仕事としています。原則として比較的若い裁判官がやっています。そして、その勾留の令状発布に異議があれば被告人側でも、検察官側でも抗告ができます。

(ドゥオン)

検察から、その令状に対する不服申立てがある場合にはどうなりますか。

(日本側)

高裁で合議体によって適否を判断します。不服申立てにより高裁で判断を受けますから、例えば若い方が 1 人で令状発布の判断をする立場にあっても、いい加減な判断はしません。

(テー)

その勾留の令状を出して、今度裁判になって、無罪になったときに令状を出した裁判官の責任は問われないのですか。

(日本側)

問われないです。要件がないのにあえて令状発布したなどの故意に基づくなどとみなされない限り。

(ドゥオン)

そこがちょっとベトナムの場合と違うと思います。また、なぜ、令状発布の審査を若い裁判官に当てるのですか。令状を発布するかどうかというのは大変重要なことです。

(日本側)

令状を出すかどうかというのは大変重要で大事な仕事ではあります。ただ、日本では先ほど言ったとおり、令状を出した裁判官は、原則としてその事件の本当の裁判、そちらをやらせないという規定になっているのです。そうすると、判事と判事補についてまず説明しなければならないのですが、任命されて10年までですと判事補、10年以上が判事。この若い方ですけれども、判事補は判事に比べて職権が制限されていて、本来は単独で本当の裁判はできないのです。そうすると、判事がやる仕事はたくさんあるけれど、若い裁判官はやらせる仕事が少ない。そこで、経験を積ませるという意味もあって、若い人を令状部などに配属することが多いということです。

(ドゥオン)

日本の場合は逮捕も勾留も、両方とも裁判官が発布するわけですね。

(日本側)

そうです。

(ドゥオン)

ベトナムの場合は、80条と88条で言っているように、捜査機関の逮捕や勾留の場合には両方検察院の承認が必要です。例えば、逮捕したときも、逮捕してから勾留するのも全部検察院の批准を要します、承認が必要です。その段階では裁判所は関係ないのです。

ほかに何かご質問はありますか。

(日本側)

先ほどの質問の再度の繰り返しになりますが、1回目の暫定留置で検察院の取消しは期間制限がないのですか。

(テー)

警察にいる場合には、逮捕して3日間身柄拘束できます。ただし、暫定留置の決定をしてから12時間以内に検察院へ知らせなければなりません。

(日本側)

それは、86条3項ですね。

(テー)

はい。そして3日間は、警察で最大限自分の権限として拘束できます。それを終えてから、さらに延期しようと思えば、検察院に対して暫定留置の延長を請求しなければならないわけです。

(日本側)

最初の3日間に関しては、取り消すかどうか検察院が決定することになっているのですが。それは、その3日間以内に考えればいいということですか。

(日本側)

ちょっと整理します。緊急逮捕とか現行犯で逮捕したら、その逮捕については捜査機関からの逮捕承認請求及び関連書類を受け取ってから12時間以内に検察院は承認するか否かを決定すると。ただ、その逮捕の承認をしまえば、暫定留置の通知は来るにせよ、検察院

のアクションなしにそのまま暫定留置が続いていって3日は被疑者を拘束することができるわけですね。その暫定留置について取り消すかどうかというのは、これは検察院が3日以内に考えることであって、別に時間制限はない。だから、その最初の暫定留置期間の3日はとりあえず続いていくということですか。

(ドゥオン)

暫定留置の場合は、緊急逮捕に関して検察院の承認を要するとしていて、承認がなく検察院が認めなければすぐに釈放しなければならないです。その承認があれば、取り消されない限り暫定留置が続いていくことになります。

(日本側)

逮捕状を承認することで、もう3日間は留置が続いて行くのですか。

(日本側)

逮捕の中にも、日本のようにそのまま引き続き勾留するというのはいないみたいです。逮捕したら身柄を引き渡すみたいなので、そこまでの承認を81条で読むんです。86条というのは、緊急逮捕した人、現行犯逮捕した人、それを仮に留置所へ入れますよ、ということが86条に出ていて、それを受けて3項で、承認すればいいのだけれども、不承認だったら必ず釈放しろと検察に言われます。だから、身柄を押さえる行為が81条、それに引き続く身柄拘束が86条と分けています。

86条3項があるから逮捕は認める、しかし、暫定留置は駄目ということはあるわけです。逮捕は承認した、しかし暫定留置までは必要ない、直ちに釈放しろ、というのはあり得るわけです。

(ドゥオン)

緊急逮捕は、検察院の承認は12時間の期限です。81条4項です。暫定留置の延期も、検察院が決定するわけですが、これは検察院が延長請求を受け取ってから12時間です。この12時間の間に承認される場合、さらに3日間の留置ができます。それが1回目です。1回目を終えて、さらに延長請求する。2回目の延期の請求を12時間の間に請求して、そうするとこの暫定留置は最初から終わりまで3日ごとで3回です。

緊急逮捕でも、12時間以内に承認するか、承認しないか。逮捕されても承認しなければ、直ちに釈放しなければなりません。暫定留置の延長の請求に対して認めない場合、これも直ちに釈放しなければなりません。この延長に関しても、検察院がそれを決定します。捜査機関としては、逮捕をしてからその権限を行使できるのは最初の3日間だけです。最初の3日間というのは、緊急逮捕に検察院が承認をし、その緊急逮捕により被疑者を拘束しているわけです。緊急逮捕に検察院は承認しましたが、この3日間の暫定留置を決定したのは警察、捜査機関のほうです。検察はその決定には関与できないのです。だから、承認するとかしないとかは関係ないのです。

(テー)

承認するにしてもしなくても、どちらにしても文面によって決定を下さなければなりません。承認するのも決定、承認しないのも決定で出さなければなりません。承認しない決定を

出したら、直ちに釈放しなければなりません。

(日本側)

逮捕状発布をした後で、3日間は拘束できる。警察が裁判官の発布した令状で逮捕した後で検察官送致するまでの48時間と同じ発想だと思いますよ。

(ドゥオン)

結局、緊急逮捕の承認だけ検察院がやりますが、その後の最初の3日間は警察が行っていることですから、あえて検察がそれを取り消すための期間までは設けていないわけです。

最初の3日間で、警察で刑事までの問題ではないと思っていけば、警察の方で行政処分まで済ませてすぐに帰させます。つまり、この3日間は、検察は全然関与しないです。

(日本側)

逆に86条3項で、暫定留置中に検察院が取り消せと言う場合はどういうことになるのですか。

(テー)

当然釈放しなければいけません。これは、検察の監督する行為、捜査段階での逮捕とか、暫定留置の行為を監督する。そこにどうも違法があるとしたら、検察院としてはそれを取り消す権限があります。実際にもそういう場合があると思います。そこが、この間言いました検察組織法の中の検察の任務というのは、逮捕、暫定留置、勾留などの監督です。だから、捜査機関も好き勝手に逮捕できるわけではないのです。緊急逮捕したら直ちに検察院に通知するとか、暫定留置決定後12時間以内に検察院に決定を通知しなければならないというのはそういう意味です。

(ドゥオン)

今お話したような意味で、捜査段階で逮捕して身柄拘束できるかどうかの決定権は、最終的には検察院にあるのです。

(日本側)

捜査機関とは独立した検察院が司法的チェックをするということですね。

(ドゥオン)

そうです。検察院は憲法上の機関で、独立しており、どこにも帰属しないです。

(テー)

それでない、警察はいつも恣意的に国民を苦しめて逮捕できるでしょう。「3日入れちゃうぞ」と脅したりして。一種の借金の取り立ての方法として使っているのです。

(ドゥオン)

貸し金の争いなどで、刑事化できないので、「返さなければ3日間豚箱へ入れるぞ」という感じで脅します。

(テー)

例えば、私が債務者で債権者の相澤さんにお金を返さない場合は、債権者の相澤さんが警察の伊藤さんに頼んで「3日間入れるぞ」と言ってもらえば、債務者の私は怖くてすぐに返します。このような恣意的な運用の仕方がされないように、検察院がそういう監督をするわけです。

(日本側)

わかりました。

それではドウオンさんの方でお話を続けてください。

(ドウオン)

刑事訴訟法 92 条の保証についてお話します。これは、勾留の代わりにの保証です。92 条と 93 条です。日本と違って 92 条の保証というのは、お金などではなくてその保証人の信用によるものです。今のところ、保証された人が逃げていってしまった場合に、保証した人の責任はまだ法律上明確になっていないです。法律では、勾留するために被告人や被疑者が逮捕されるとしか法律上は書いていないです。

この法律を改正する前は、保証人はある程度の保釈金を払いました。それで、保証された人が逃げてしまったら、そのお金は没収されて、国家予算に組み入れられます。こういう意見もあり、なかなかいい知恵ですので大いに勉強したいと思います。実際に保証という規定を利用して、逃げる人が結構います。

今、ベトナムでは保証金を積むというのは、主に経済犯です。または、お金を使って犯罪を起こしたり、またはお金のために犯罪を起こしたりしている場合には保証金が使われます。先ほども言いましたように、4種類の犯罪があり、それによって事件ごとに保証金が変わります。

例えば、重大でない犯罪の場合には、1件ごとに500万ドン以上と考えています。重大な犯罪の場合は3,000万ドン以上、極めて重大な犯罪というのは7,000万ドン、特に極めて重大な犯罪の場合は3億ドンです。大体そのぐらいの額で、具体的な金額はそれぞれの事件に沿って決定されます。

日本の場合、保証金の金額に関して何か規定はありますか。

(日本側)

具体的な明文規定はないです。

(ドウオン)

それは、裁判官が決めるわけですか。その保証金というのは、裁判所の方で決めるのですね。検察は関係ないのですね。

(日本側)

はい。

(ドウオン)

その外、日本の場合に、いろいろな強制的な措置というのは全部裁判所の方で承認などを行うのですか。例えば、家宅捜索とかも。

(日本側)

そうです。

(テー)

そうすると、検察の負担はベトナムよりも軽くていいですね(笑)。

(ドウオン)

今度は、立件とその後の捜査の現状と改革についてです。捜査の情報源とか、日本

と似ていると思います。刑事事件の立件については第2編の100条、刑事訴訟法の100条以下に規定があります。刑事事件立件の根拠となるものは、100条に書いてありますが、国民の告発、機関、組織からの通報、マスコミにある情報とか、直接捜査機関とか検察院がその犯罪を発見したとか、犯人の自首、あと現行犯はもちろんです。報道機関の情報は、ベトナムの汚職防止に大いに役立っています。世論の力はすごく大きいです。

日本と違っているところは、このように5つの情報の種類がある場合に、まずそれを特定するため、証明するための手続が必要です。これがあるからといって、直ちに捜査を開始することはできません。つまり、確かに犯罪の徴があったり、実際に犯罪が行われていたりというふうを確認できた後、捜査機関として事件の立件の決定を下すわけです。捜査機関は、事件の立件の決定を下した後24時間以内に事件記録を検察へ送らなければなりません。

立件する前にできる場合というのは限られています。例えば、緊急逮捕とか、現場検証などです。つまり、立件の前の被疑者の取調べ調査は、立件してから再びもう一回しなければなりません。確かに、このように規定しているのは、きちんと重点的に行ったほうがいいかもしれないのですが、あまりにも煩雑になっていると思っています。

ベトナムにおいては、捜査機関がすべての犯罪に対して捜査することができます。検察院は、犯罪を捜査しません<sup>22</sup>。検察院としては、犯罪の情報を確認することもしません。ただ、検察院としては、その情報の結果に対して監督することになっています。例えば、犯罪があるのに立件されていない場合には、検察側から立件するように請求するわけです。犯罪が起こっているのに、不立証の決定があるとしたら、その決定を破棄するように検察が請求するわけです<sup>23</sup>。

ただ、検察院は捜査に関して2つの権限があります。1つは、捜査段階において、検察院は自らいくつかの捜査活動を行う権限があります。例えば、緊急逮捕された者に会って話を聞くことができます。被疑者の取調べもできます。被害者も証人の尋問もできます。又は、いくつか簡単な捜査活動を試験的に行うこともできます。このような自らの捜査活動というのは、今後の承認又は不承認の決定を出すための根拠づくり、根拠を固めるためにあります。

もう1つの権限は、補足的な捜査のために記録を返すこともできます。その中で、記録を完備するための捜査のニーズや必要性、項目なども書いてあるようになります。この記録を返す場合というのは、訴追するまでに根拠が不十分、証拠が不十分な場合に限ります。又は、新しい犯罪行為、又は、捜査が必要な新犯人が発見される場合に限ります。その場合に限って、検察院が記録を捜査機関に返せます。

自ら証拠を固めるために、自ら調査ができる場合、つまり起訴に至るためにですけれども、そういう場合には検察院は補足的な捜査を自ら行うことができます。そういう場合は、記録を返す必要もありません。法律の規定の中にも、1つの事件で記録を返せる回数は2回までです。裁判所も同じく2回までしか返せません。やはり、事件処理を長くさせるための濫用

<sup>22</sup> 現在のベトナムでは下級検察院は捜査を担当する部署を有していない。最高人民検察院に検察官とは別に捜査官を擁する捜査機関が集中、残存している。

<sup>23</sup> ベトナム刑訴法第109条2項

を防ぐためであります。

(日本側)

それは刑事訴訟法 121 条の規定ですか。

(ドゥオン)

そうです。捜査機関としては、ほとんどの場合立件する決定を下す権利があります。96%の場合です。ただ、この立件の決定は、検察院の承認が必要です。被疑者の立件について 126 条にその規定があります。立件の決定を下してから 24 時間以内に、その決定と記録を同級の検察院へ送らなければなりません。それで、承認の検討がされるわけです。承認するかしないかについて、検察の方は 3 日間の期限があります。承認しなければ、立件の決定を取り消すという決定を下さなければなりません。その決定を直ちに捜査機関に送り、捜査機関が、被疑者に対して「もはやあなたは被疑者ではなくなります」ということを知らせなければなりません。

逮捕とか、暫定留置、又は保証金としてお金の積立てをしていた場合には、それらの措置は直に取り消されなければなりません。そこで、96%の被疑者が、捜査機関によって立件されるようになっているので、多くのベトナム人は、どうも捜査機関が公訴権を主に実施していると言っていますが、そういうことを言っても根拠はあるかもしれないのですが、最終的な決定は検察院にあります。

一連の手續として、その外に逮捕、勾留手續も司法改革の中でいろいろ考えております。例えば、手續の中でこのように多くの決定を下す必要があるかどうか、管轄する権限のある者との関連性もかなり多くいるし、経済性からいってもかなりコストが高いです。この決定を作るために、製紙工場をいくつも作らなければなりません。年間に 7 万件から 8 万件ですし、ある事件では被疑者が何十人もいます。そうすると、立件決定も何十万通、それから起訴の書類もいろいろあります。そうすると、手續が煩雑なだけでなく、経済の面でも負担になります。日本では、こんな手續はないと伺っています。

(日本側)

特別に事件や被疑者を立件するための手續というものは規定されていません。

(ドゥオン)

実際こちらの注釈で言いますと、その手續はベトナム語を漢字で書くと日本の起訴になります。要は、中国の立案が、日本語では立件になるみたいなものです。事件というのは文面が必要です。要するに、出発の号令みたいな感じです。1 つの文面によって事件が始まるという意味で、多分立件になるのだろうし、ベトナム語的には正に日本語の起訴です。そうすると、立件以外に、ベトナム語的には被疑者の立件というのがあります。被疑者を挙げるという手續もあります。日本ではどうですか。

(日本側)

こういう意味での被疑者の立件というのではない。

(ドゥオン)

立件というのは、何かそういう文言は法律上でないのですか。誰かがそれを証明したりするのでですか。

(日本側)

例えば、犯罪の端緒を警察が見つけて、そこから捜査をしていきますけれども、いちいち事件の立件とか、被疑者の立件ではなくて、捜査の中でこういう事件だということが分かり、その犯人はこういう人だというのが分かる。最終的に検察庁に送るときに、1つの事件記録、一件記録というのですが、それをまとめて検察庁に送るわけですが、その被疑者は誰だとか、事件をどのように立てるかということについて、特別に手続があるわけでもありませんし、検察庁が事件捜査に指導することはあっても立件や逮捕について法的に承認を与えるということはないです。

(ドゥオン)

いわゆる立件という言葉は法律で規定されていないのですね。

(日本側)

そうです。

(日本側)

ベトナム刑事訴訟法 107 条を見ると、こういう場合には立件しないという規定がありまして、ここに立件するかしないかを何を基準に判断するかが書いてあります。例えば、犯罪に当たるかどうかとか、法律上犯罪の成立を妨げるような犯罪性があるかどうかとか、いろいろなことが書いてあります<sup>24</sup>。

ベトナムではそういう判断を、事件が起きて、始めるそのスタートの時点で立件と称してそういう判断がされるわけですね。特に、日本でこういうことを判断する場合、この段階でやるのではなくて、これはこの捜査を進めていく警察が捜査をし、検事が捜査をして、最後に起訴するかどうかというところで一番重要な決定を下す。そのときに、こういうことも要素になります。

(ドゥオン)

要は、情報が来たら捜査をする。いろいろやって、そして起訴に持っていく。

(日本側)

起訴するかどうかは大前提です。逆にベトナムの場合は、起訴するかどうかというのは結構大事ではないのですか。1回立件すれば自然と流れるのですか。

(ドゥオン)

どちらも重要です。

(日本側)

日本でも実際には立件という言葉だけはあります。事件簿という帳簿がありまして、いまはコンピューター化されているのだけれども、事件簿という帳簿があるんです。そこに、当

---

<sup>24</sup> 立件しない根拠として、1. 犯罪の事実がない 2. 犯罪を構成する行為がない 3. 社会にとって危険な行為を犯した者が刑事責任を負う年齢に達していない 4. 犯罪行為を行った者について事件を中止する法的効力を有する判決又は決定がある 5. 刑事責任の追及の時効が完成した 6. 犯罪に恩赦が与えられた 7. 社会にとって危険な行為を犯した者が死亡した が挙げられている。

事者何々に対する何の事件とか、誰々に対する何の事件というのを、番号を付けて登録します。それは警察関係もそうだし、検事が自分で発見して始めるものもそうです。番号を付けて、帳簿に書くことを日本では言葉的に立件と言っています。

それで立件したからといって、犯罪になるかどうかわからない、証拠をよく調べてみましょうということで、これから始めますよというだけです。

(ドゥオン)

それは事件の始まりにすぎない。ベトナムの刑事訴訟の手続の一段階ではない。

(日本側)

ほとんど意味のない形式的なものです。

(休憩)

(ドゥオン)

立件の決定の後、捜査機関としては捜査活動を展開することになります。例えば、被疑者に対する供述を取ったり、証人の供述を取ったり、被害者とか、その公開的な捜査活動も行われます。第10章のところに来ています。いろいろな措置があるのですが、法律で具体的に規定している措置以外に、ほかの措置を採ってはいけません。

秘密捜査というのは、規定には入っていません。あくまでも業務的な手段であって、しかし、その秘密捜査によって得られた資料というのは証拠源としてみなされません。やはり証拠に変化させるためには、法律を介する捜査の方法にシフトしなければなりません。証拠を十分収集してから、捜査機関としては、捜査の結論を下すことができます。

162条のところです。この捜査の結論は2つの場合があります。相澤さんが言いました107条の立件しない根拠の十分な証拠があれば、そこで捜査機関としては捜査を中止する決定を下します。この中止の決定を検察院へ送らなければなりません。そして、中止決定を受領してから15日以内に、検察院としては、中止の決定が正しいかどうかを検討する時間があります。

例えば、記録などを見て比較し、犯罪がないという場合には、捜査機関が解決するために、検察から捜査機関へ記録を送らなければなりません。捜査機関としては、犯罪をしていない人に対しては行政処分、要するに犯罪が成立していない場合、ほぼ違法があった場合は、行政処分とか、没収していた資産もその人に返さなければなりません。今度は逆に、検察院が捜査機関の中止決定を検討した結果、犯罪として訴追する根拠が十分ある場合、検察院としては直ちに中止の決定を取り消す決定を出さなければなりません。そして、直ちにそこで起訴の決定を下します。

他方、捜査機関の捜査の結果、犯罪があると結論付けることができた場合、捜査機関としては起訴を提案する捜査結論書を作成し、起訴するように求めることができます<sup>25</sup>。そうい

---

<sup>25</sup> ベトナム刑訴法第162条

う場合は、すべての記録と捜査結論書を同級の検察院へ送ることになります。捜査結論書を発行してから2日以内に結論書と事件記録を検察院に送付しなければなりません。

そして、事件類型によって、検察院は20日か30日という期限の中で決定を下さなければなりません。この場合、検察は以下の3つの種類の決定を下します<sup>26</sup>。

1つ目は、起訴状をもって、裁判所へ訴追する決定です。2つ目は、証拠不十分の場合に、補充捜査のために記録を捜査機関に差し戻す決定です。3つ目は、どうも被疑者には犯罪をしたという根拠がないという場合に事件を中止又は停止する決定を下します。被疑者が逃げていない場合には、事件の仮中断を下します。そして、これら3つの決定のうちどれかを発した場合、3日以内に検察院は被疑者や弁護人に対してその旨を通知し、起訴の場合には起訴状を渡さなければなりません。さらに、起訴の場合、起訴状の形で起訴決定を発布してから3日以内に、検察院は、事件記録と起訴状を裁判所に送付しなくてはなりません。この場合、実務的には、起訴状を受け取ったという領収証に、被告の署名や弁護人の署名がなければ、裁判所としては送付された事件を受理しないことになっています。起訴状を渡したという領収証がなければ、裁判所は、検察からの記録やその事件を受理しないのです。

このような規定があるため、実際に決定を下して、例えば、起訴する場合に当たっては、かなり検察官の業務の負担になります。大変ハードになります。3日間しかないのに、起訴状を渡すために2日間もかけて被告人の所に行ったりすることもあります。実施可能性としてはあまりよくない規定です。

いまお話したのが、捜査、起訴又はその後の公判における手続等です。公判の手続に関してはかなり時間を使いました。

次に、この改正刑事訴訟法を1年間実施し、実行してどういうよい点があったのか、あるいは悪い点があったのかについて話をします。その弱点にも触れます。その前に、昨今の犯罪の傾向や背景について、全体像をお話します。年間6万から8万件の事件が起こっています。そこで、2003年以前の冤罪とか、間違った処分も複雑に起こりました。逮捕、勾留されている人員もかなりオーバーロードの状態になっていました。

例えば、最高裁判所による第二審の事件も、2002年の時点で何千件に上っていました。そのような状態が、ベトナムの指導者に対して緊迫感を与えるようになっていました。また、社会世論などにも影響を及ぼしました。

そのような背景で、この間テーさんが言った政治局第8号の決議が出たわけです。このような決議は非常に重要なポイントを提示したわけです。その思想をこの改正刑訴法の中で厳格にそれを表現しなければなりません。1つ目の思想の考え方としては、裁判所、検察院、捜査機関の責任を規定の上でより高めなければなりません。その中でも、捜査官、検察官または裁判官の責任です。

(ドゥオン)

---

<sup>26</sup> ベトナム刑訴法第166条

ベトナムの法律を読んでいただければ分かりますとおり、多くの条項の中に責任云々というのがいつも言及されています。例えば、賠償の責任だとか、26条、29条とか、あとは返還するという責任もあります。重大な場合には、刑事責任の追及とかも書いてあります。その中でも、司法活動を侵害することに関する罪なども、きちんとした特別の規定が入っています。

違法な法律決定を下した罪、例えば、拷問などによる供述の取り方とか、事件を故意に間違させた罪だとか、冤罪者の刑事責任追及に関する罪、また、身柄拘束などに関しては、検察官の責任はかなり重く規定しているのも特徴です。

その中で、間違っている地方を管轄している検察院は、その責任を取らなければならないことを法律の中で断言しています。この後で、損害賠償に関する共産党の388号の決議の中に、賠償する17のケースが挙げられています。その中で、捜査機関の責任が問われるのは、ケースとしては1つだけで、先ほど見ました3日間の暫定留置の間違ひがある場合に限るだけです。裁判所は、ケースとしては5つです。検察院だけで11ものケースの責任を取らなければなりません。ただ、捜査機関が一番楽でいいです。例えば、緊急逮捕の承認、あとは暫定留置の逮捕、勾留の逮捕の承認、起訴など間違ひがあれば、全部検察の責任になります。

8号の中で、被疑者と被告人自らの弁護の権利を拡大しようとしています。そこで改正法は、将来のことを考えて、弁護人の関与はすごく早い段階から認めるように規定されてまいりました。暫定留置の決定がある時点からです。弁護士が足りない状況を踏まえて、法律の中で組織団体の代表でも弁護人になれる、という規定が設けられるようになっています。また、検察の責任の強化も事件の最初の段階から、捜査段階から強化されるようになりました。やはり、検察院、公訴院の責任を決議49号で強化するようになりました。

それ以降としては、刑事訴訟における警察の権力濫用から守りたいというのが1つです。さらに、裁判における弁論主義の質的な向上も考えています。そこで、その罪に対する断罪と、弁護が明確にならなければならないからです。このように、この思想を刑事訴訟法として法典化されて2年実施されましたが、いくつかよい点があります。

多くの事件は、法律の規定の期限の間に迅速に、適時に処分されました。そこで立件、起訴、裁判の比率が高く、場合によっては99%に上ることもあります。つまり、立件がきちんと適法で、また、正確に人に対して行うことになっていました。そこで、基本的に冤罪を防止することが可能になったわけです。

以前は、冤罪や間違ひが年間何百件もありました。近年は減りつつありまして、最近では何十件に下がりました。最もいい点で国家からも、国民からも明確な変化を明示することができました。

このような基本的に優れている点がある反面、大きな弱点もあります。ベトナムは、経済発展とか地域統合を模索しているわけですが、犯罪の動態はかなり複雑に変化してきています。その中で、捜査機関の質的な面とか、施設的な面ではまだ整備されていません。反面、法律はあまりにも手続上厳格に規定していることになっていて、責任のところもかなり重い責任の規定もあります。そうすると、以前と比べて犯罪の漏れも多くなってきました。そこで49号の

目標の設定の中で修正があり、犯罪防止を一番上の目標に掲げることになりました。

もう1つの弱点は、訴訟手続は、まだあまりにも煩雑であります。いかなる事件、賠償の有無や複雑さ、重大性を問わず、すべて同じ手続を経なければなりません。また、訴訟に関する決定や書類があまりにも多く下されることになっているし、又は訴訟の期間もあまりにもきめ細かく、非現実的なものが多いです。

例えば、先ほど言いました12時間とか、3日間というのは多くの場合実現できないです。ですから、ほとんどの職員が大変だと言っています。それでも、強いてきちんと執行しています。そこで、立法者の我々としては、そうした現実性に乏しい規定の基準を少し下げて、それを実施する者の能率を少し上げるという意味で、どこかの地点で両者を調整して合わせたりすることになる。マッチさせることになります。訴訟手続は、あまり厳格すぎてもよくないです。あまりに厳格すぎますと、非現実的になります。かといって、あまりに安易すぎてもよくないです。例えば、逮捕、起訴、裁判というのが恣意的に行われるようになるからです。その調整は難しい問題です。

もう1つの弱点は、事件の訴訟期間、又は処理する期間があまりにも長いです。確かに職権主義の事件の解説法のせい、ある事件では3、4年もかかってしまいます。このように遅れた正義というのは、結局不正義になります。また、この法律の中で捜査官と検察官の権限もかなり制限されています。どちらかといいますと、今言いました捜査官とか検察官の機関の長のほうに帰属しています。

そうすると、直接事件に携わる捜査官とか検察官が受身的になってしまいます。そうすると、日ごろの仕事の流れも円滑に運ばれなくなります。例えば、長が会議などで忙しくて、1つの令状にサインするのに1日もかかったり、待っているのに1日もかかってしまったりします。こういうことがあるので、結局考えることに対しても怠けるようになってしまいます。事件の内容を上司に報告するだけで、具体的な内容は言及もせず、責任も取らない。将来的には、このような弱点については49号でも言及しているように克服しなければならないのであります。

本法典の中に、執行の部分も入っております。今のベトナムでは、本法典から執行の分離を単独法に移そうと思っています。私は、ある日本の専門家がおっしゃったことは非常に素晴らしい内容だと思いました。いわく、執行というアクションは訴訟活動ではない。つまり、証拠収集はありません、法律の適用もありません。端的に言いますと、確定した裁判所の判決並びに決定を執行するにすぎません。

今の改革の一環として、裁判所の執行段階における役割はあるみたいです。もちろん、そのとき検察は何をするのかも。今のベトナムの法律では、各種の事件の判決・執行を検察するのが検察官です。裁判は、刑事判決の執行の決定を下すことになっています。いわゆる刑務所の受刑の刑罰、仮停止の決定も裁判所が下します。刑罰を減免することをも検討する権利もあります。

日本の場合、検察官が刑事事件の執行に関する決定を下すわけですが、ベトナムの場合、司法省の中の執行機関が民事判決の執行の決定も下す所になっています。要するに、ベトナム

ムには刑事の中で民事の部分も、その執行はベトナム司法省の執行機関が担当しています。しかし刑罰、例えば、受刑や刑務所入りなどの決定は裁判所が出しています。繰り返しますが、司法省は、民事の執行を行います。だから、多くの場合刑務所に入れて、後は誰に対しても弁償しないようになっています。

そこで、期限前の仮釈放みたいな釈放の検討をする際には、まだ民事の部分を賠償していないにもかかわらず、期限前の釈放を受けることになった人もいましたが、これは違法です。多くの場合は、検察がこれをチェックし、それで警察に対して再逮捕するように請求することもありました。

そこで議論になっているのは、刑務所の統一的な管理の機関は誰にするのか。この間テ一さんが言いましたように、49号によると、司法省が民事問わず両方その執行を管理するようにすると。日本の場合は、法務省が刑務所を管理していますが、誰が警察を管理するのですか。例えば、アメリカや韓国では、司法省が警察を管理しています。治安部隊も司法省が管理しています。韓国やアメリカはそうですが、日本は誰が警察を管理しているのですか。

(日本側)

法務省及び検察庁と警察は基本的に別系列の役所になります。警察の仕事のうち、司法警察が仕事をするについては検察官からの指揮命令・監督を受けます。それ以外の部分で今言った治安部隊とかそれ以外のものは、検察官の監督は受けないし、指揮命令も受けません。

(ドゥオン)

司法警察に関しては、日本の法務省と警察との関係はどうなっていますか。

(日本側)

司法警察としての仕事については、検察官に指揮命令権があるんです。

(ドゥオン)

それは、法務省ですか。日本の法務省との関係です。

(日本側)

本来的な監督は、警察というのは大きく言えば内閣に所属しているわけです。内閣の中に内閣府というのがあって、内閣府の外郭に国家公安委員会という委員会があります。その国家公安委員会が、警察の活動全般についての監督機関になります。

(ドゥオン)

刑務官はどこですか。

(日本側)

刑務官は法務大臣が監督します。

(ドゥオン)

そうすると、研修はどこで受けるのですか。検察ではないのですね。

(日本側)

研修は、法務省に矯正研修所という専門の研修所があります。

日本の検察は執行そのものにはタッチしないのです。

(テー)

刑務官は検察ではないのですか。

(日本側)

違います。

(テー)

そうすると、民事公務員、いわゆる非武装公務員と考えていいのですか。

(日本側)

いや、武器の携帯使用权はあります。

(テー)

警察ではないですね。

(日本側)

警察ではないです。

(ドゥオン)

日本の法務省が採用し、研修し、武器まで与える。

(日本側)

そうです。

(ドゥオン)

分かりました。

私からの発表は終わりましたので、皆さんから質問をどうぞ。

(司会)

ドゥオンさん、どうもありがとうございました。質問がありましたらどうぞ。

(日本側)

ちなみに、日本で民事執行は裁判所が行います。

(ドゥオン)

ベトナムでは、司法省です。司法省が、民事判決の執行。公安省が、刑事判決の執行。刑務所は、公安省が管理しています。司法省の関係です。

(テー)

いま聞っています。全部司法省が握りたい。警察というのをベトナム語で言うと武装勢力になります。司法省は、どちらかというとな武装的な団体、組織です。そういう武装勢力を司法省が管理することができるかどうか疑問も呈されています。執行法は、今審議されている最中ですが、最終段階に入っています。

法律の中で、刑務所の扱いですが、経過措置として考えているのは、確かにやり方としては刑務所を管理するのは司法省できちっとするけれども、いわゆる刑務官を引き続き警察官が行い、職員は警察とか公安省が管理する。だから、ちょっと交錯した関係になってしまうという感じになります。

例えば、以前の司法省は、人事の面で簡易裁判所を管理していました。裁判の面は裁判所の管理です。日本の最高裁判所は、裁判系統を全部管理するわけですね。そういうふうに管

理系統の交錯状況がなくなった反面、執行とまた新しい交錯状況が生じてしまっています。このように改革の最中ですので、どの省も権力を握りたいのです。

例えば、法律文書を審査する能力は、まだ司法省にはないです。ないにもかかわらず、そういう手段、ツールが手に入る場合には、とりあえず手にして、あと実際に使えるかどうかは別ものと考えています。私たちは、「あなたたちは、何もかも好き勝手な王様だな」といつも司法省の人に言っていますよ。

(ドゥオン)

司法省の意図としては、日本と同じように検察院も司法省の下に置きたいのです。

(テー)

ただ日本と違って、ベトナム司法省は強くないです。アメリカと日本みたいにそんなに強い省ではないです。強い省であれば、そういうやり方が正しいかもしれないです。日本の法務省ほど、ベトナムの司法省は強くないです。

(ドゥオン)

ベトナムの司法省は、純粋な行政機関です。外国の司法省というのは、本当の司法であって、警察とか捜査とかは行わない。私の考え方は、刑務所を管理するというのは、犯罪人の軍人を管理しているみたいなものです。そして、刑務所を管理するのと、犯罪撲滅と3つがセット関係にあります。というのは、警察がいる所に、刑務所を置くと言っているところです。

(テー)

正直言いますと、情報を集めて捜査を進めていくという観点では、捜査機関である警察が刑務所を握っていることは一面でメリットがあります。ベトナムの麻薬犯罪の特別捜査官の捜査などで実際に有益な面もあります。麻薬犯罪の捜査というのはすごく大変です。

ともかく、国民を守るためには有益な点があります。

(ドゥオン)

どこの国でも、特別捜査員はいるのではないですか。ただ、殴ったりしてはいけないけれども。そのような秘密でやったりするのは、あくまで業務的な手段であって、法律に何ら影響は及ぼしていません。国民の権利にも、何ら影響を及ぼしていません。どこの国でも、特別捜査官が犯罪組織に潜入したりなどの捜査方法を使って、そのような犯罪を発見するでしょう。いつでも公開的な措置を使うと、多分犯罪は発見できないだろうと思います。

ただし、訴追するための証拠の収集は、やはり法律に基づいて公開的な証拠の取り方でなければなりません。

(司会)

他にご質問はありますか。

(日本側)

先ほど仮釈放の要件に、民事賠償ということがありましたが、何か刑務所の中でお金を稼ぐ方法というのはあるのですか。

(ドゥオン)

いくつかの刑務所で、そういう工場があります。例えば、材木、竹細工、砂糖きび栽培、れんが作りなど、いくつかあるのですが、それによって報酬がもらえます。出所する際には幾分かお金がもらえます。ただ、あまり多くないです。

(日本側)

日本でも報奨金という形で何千円というのは出るかもしれないが、そんなのは全然、賠償に足りるような額ではないので、もし賠償が済むまで釈放されないということになれば、貧乏な人というのは満期まで常に入っていなければいけないのですか。

(テー)

期限前の釈放というのは、例えば、きちんと刑務所の中で、すべての面でよくできた人には、時折の申請によって情状で刑が軽くなりまして、場合によってはより早い段階で釈放されることになります。

もう1つは、普通は、例えば、民事の部分の賠償とかはともかく、今麻薬犯罪の場合には、刑務所に入るのと同時に罰金も納めなければなりません。この人たちは大体お金がないのです。罰金を納められるような状態ではないのです。何千万ドンだから、結局近いうちにこれを免除するという政令が公布されるようになります。だから、いくら請求してもお金がないからどうしようもない。

今言いました、例えば、傷害などは刑事の責任を問われるし、その被害者に対しても賠償しなければいけない。例えば、汚職もそうですね。お父さんの時代で犠牲になって、お金を一杯取って、子供に残して、お父さんは刑務所に入るだけで済むのです。本当ですよ、諺になっているぐらいです。親の代を犠牲し、子供の代を良くするという。

(ドゥオン)

例えば、100億ドンの汚職で10年間の刑としますよね。10年間というのは、1年間刑務所にいれば10億ドンもらえることになるわけです。実際に土地や財産の名義人は息子や子供になっているのです。それが親の代を犠牲にして、子供の代を良くする。刑務所にいる間にお金で刑務所長を買収すると、ひょっとすると相澤部長や伊藤さんや私よりも楽な生活になります(笑)。実際、ベトナムの刑務所の中で元ミス、準ミスとかも一杯入っているのです。ベトナムの悪い代官といろいろ組んだりして、その代官たちが逮捕されているので、元ミスや準ミスも逮捕されて刑務所に入れられています。愛人か何か、そんな感じです。発展途上の最中ですので、良いことと悪いことがこのようになっています。

(日本側)

先ほどから20万ドンや30万ドンという数字が出ていますが、これは大体給料からすると何カ月分ですか。

(テー)

最低賃金が月に39万ドンです。だから、公務員の俸給から見ると、いちばん低いのが39万ドンです。それでドゥオンさんはその6.72倍です。私はもう少し高くて200ドルぐらいです。私の給料というのは、日本でいうところの地検の検事正よりもまして高いです。ベトナムの

公務員というのは金銭的に大変ですよ。

(日本側)

100億ドンで収賄した場合、罰金とか、あるいは没収というのはありますか。

(ドゥオン)

先ほどの話は例え話でして、実際には100億ドンも収賄した場合は死刑です。原則としてはお金を没収するのです。ただ、没収されるものがないのです。

(日本側)

例えば、もらった賄賂で物を買ったという場合も、買った物は没収できないのですか。

(ドゥオン)

その物は没収します。いろいろな段階を経て、不法利得資産の管轄下の財産と見なしているのです。例えば、10億ドンの車を買った場合には、それは不法利得なのです。

実際、PMU18事件でルイティンジュンという犯人がいるのですが、彼はいろいろなマンションを買いまして、全部没収されました。その買ったマンションや億ションを、恋人や愛人のモデルやミスにあげたのです。そういうものも全部没収です。海外の口座に入れる場合には、その財産を探し出すのをインターポールに頼んだりしています。

例えば、その財産を別の人の名義にした場合には、今度はやはり立証することになりまして、捜査機関や検察の方で、その財産が元々は賄賂などでできたお金で、名義だけが移転されてきて、実際はこの人の名義になったのだというように証明できれば、没収できます。

先ほど言いました、親の代を犠牲にして子供の代を良くするというのも、やはりそういうことを隠さなければならぬ。要するにその財産はこうなりましたよということを隠さなければいけないのです。

(テー)

だから、日本人にこういうやり方が分かるかどうかはよく分からないけれども、ベトナムの財産隠しといえば、あまり値打ちの高いものは買いません。ベトナムはまだ現金主義です。口座を使ったりして、決済はしないので、実際に資産を見つけ出しにくいのです。

例えば、私の月の給料は200ドルです。それ以外、例えば、農場を今経営しています。でも実際、私の財産は誰も把握できていないです。銀行口座もないし。

ベトナムでも、今公務員の資産を公開するのですが、公開されないものもあります。例えば、農場を作ったお金はどこから来ているのかというと、私はドイツに留学していた時代に貯めたお金です。証明しろと言われてたら、もう古い話ですから何の証明書もない。でも法律は、それで罰したりしないのです。やはり改革の最中ですので、金融の管理や財政の管理がまだ厳格になっていません。

もう1つベトナムでは、今高所得者向けの所得税を取っています。でも、ほとんど取れていません。つまり誰が高所得者なのか分からないからです。お手上げです。お金というか口座を管理できていないからです。

ベトナムの犯罪を防止、撲滅するためには、ベトナムの事情をきちんと理解しなければなりません。ベトナムも日本のように近代的になれば、日本での口座の把握による犯罪撲滅の

方法など同じ方法が適用できるようになると思います。

(司会)

今日は非常に詳細かつ分かりやすく、この2日間大変参考になりましたので、この参考になったことなどを、これから活かしていきたいと思います。大変有益な御講演をありがとうございました。

(日本側)

今日は丸一日かかってベトナム刑事司法の進め方について大変詳しく話してくださってありがとうございました。日本としては似た点もあり、また少し違う点もあって、大変興味深く、また、いろいろな犯罪捜査の実態であるとか犯罪現象について非常に実態的なお話を聞かせていただいて大変興味深く、先週金曜日と今日、非常に有益な2日間であったことを改めて感謝します。

(テー)

我々にとっても非常に良い協議になったと思います。また、我々としても多くの情報を得たと思いますし、本当に皆様の御協力を心から感謝します。

今後も両国の研究所が、より密接な協力をできるように願っています。是非ベトナムで、皆さんをお迎えできるように願っています。ベトナムは今改革されている最中の段階です。今のベトナムは非常に面白いです。でも、やはりその国に行かなければわからないこともありますので是非来てください。本当に皆さん、改めて感謝したいと思います。ありがとうございました。

(司会)

どうもありがとうございました。これで発表会を終わりたいと思います。

(終了)

以 上



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

### カンボジアの食事

プノンペンの街中には、あちらこちらに飲食店や屋台がありますが、中でも、クイティウ（米で出来たカンボジアの麺）屋・定食屋・ヌンパンパテ屋についてご紹介したいと思います。プノンペンでは、朝から外食する人が多く、早朝のクイティウ屋は大変賑わっています。「クイティウ」といっても、いろいろなスープ・麺・具があり、店によってかなり味が異なり、いろいろな店のクイティウを試してみるのも楽しみの一つです。また、私は、昼食時などには、定食屋でテイクアウトをすることがあります。バイサイチル（白いご飯の上に豚肉がのっているもの）や、魚・肉・野菜の煮物・炒め物、スープなどが、庶民的な店では1品 1,000 リエルから 3,000 リエルくらいで購入することができます（4,000 から 4,200 リエルが 1 ドル相当）。こういったお惣菜は、大抵ビニール袋や発砲スチロールに入れた状態で持ち帰ることになります。そのほか、ヌンパンパテ屋では、フランスパンの中にソーセージと野菜を挟んだヌンパンパテを購入することができます。フランスパン半分で、1,000 から 2,000 リエルで購入することができます。これも店舗によって、ソーセージや味付けが異なり、いろいろな店舗の味を試すのも楽しみです。

(JICA カンボジア長期派遣専門家 柴田 紀子)

## カンボジアの統治機構の概観

国際協力部教官

小林 俊彦

### 序説

#### 第1 カンボジアに対する法整備支援の経緯及び現状について

カンボジアでは、1970年にシハヌーク殿下が外遊中に、ロン・ノル将軍がクーデターを起こした以降、内戦状態となり、特に1975年から1979年まで続いたポル・ポト政権下では、それまでのカンボジアの法制度が否定された上、法曹を含む知識層が徹底的に粛清されるなどし、生き延びた裁判官は数名に過ぎなかったと言われている。

カンボジアでは、その後も長年内戦状態が続いていたが、1991年にカンボジア和平パリ協定の調印が行われ、1992年には UNTAC（国連カンボジア暫定統治機構）がカンボジアにおいて活動を開始し、1993年には UNTAC 監督下で民主的総選挙が実施され、カンボジアはようやく平和と再建へと歩み始めた。

#### 1 カンボジアに対する法整備支援の開始

このようにカンボジアは平和と再建へと歩み始めたものの、ポル・ポト政権下で知識層が徹底的に粛清されたことなどから、独力で法令や制度の整備を行える状況になかった。そこで、カンボジアからの要請に基づき、1996年から、ODA（政府開発援助）の一環として、ODA の技術協力事業の実施機関である JICA（国際協力機構）<sup>1</sup>による支援の枠組みで、カンボジアの司法関係者を対象として、日本の法制度を紹介・研究することなどを目的とした国別特設研修が実施されてきた。

#### 2 法制度整備支援プロジェクトの開始

その後、カンボジア司法省からの要請に基づき、1999年3月から、民法及び民事訴訟法の両草案の起草を中心とした法制度整備プロジェクトが JICA 重要政策中枢支援の一環として開始された。日本側は、支援方針を検討する機関として、森嶋昭夫（財）地球環境戦略研究機関理事長を委員長とする国内支援委員会を創設し、その下に上記森嶋氏を部会長とする民法起草作業部会、竹下守夫駿河台大学学長を部会長とする民事訴訟法起草作業部会の両作業部会を設置した。これら委員会及び作業部会には、民法学者及び民事訴訟法学者に加え、最高裁判所、日本弁護士連合会、法務省からも委員やオブ

<sup>1</sup> 文中の国際協力機構等の機関名、肩書きは現在のものである。

ザーバーとして参加し、法務省法務総合研究所も、教官が委員として参加したほか、本邦研修の企画、運営を行い、同プロジェクトの実施に関与してきた。

同プロジェクトの実施により、カンボジア民法及び民事訴訟法の草案が完成し、両草案は2003年3月にJICAからカンボジア司法省に引き渡された。

その後、カンボジア司法省から上記プロジェクトの継続の要請がなされたことから、2004年4月、JICAとカンボジア司法省との間で、法制度整備プロジェクト（フェーズ2）に関する議定書が締結され、両法案の立法化支援及び両法案の附属法令整備を中心とした支援が継続されることとなった。

その結果、民事訴訟法草案は、2006年5月26日に国民議会本会議で可決され、同年6月23日に上院でも可決され、同年7月6日にカンボジア国王が民事訴訟法を公布する勅令に審署を行った。これにより、民事訴訟法は、同年7月16日からプノンペンにおいて施行され、同月26日からカンボジア全土において施行され、民事訴訟法587条に、同法は施行の日から1年の期間普及した後に適用すると定められていることから、2007年7月から適用されることとなった。

また、民法草案は、2006年9月6日、閣僚評議会（日本の内閣に相当する）の省庁間会議が終了し、2007年2月末から始まる国民議会本会議の会期で審議が開始される見込みである。

なお、上記プロジェクト（フェーズ2）の実施期間は2007年4月までの予定だったが、民法及び民事訴訟法の普及等の支援を継続するため、実施期間が2008年4月まで1年間延長されることとなった。

### 3 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトの開始

カンボジアにおいては、2003年11月、裁判官及び検察官の養成を主たる目的とした王立裁判官・検察官養成校（以下、「養成校」という。）が開講し、第1期の研修生55名に対する研修が開始されたが、法務省は、カンボジア政府からの要請を受け、上記養成校における民事裁判教育に対する協力を行うこととし、2004年以降、法務総合研究所国際協力部<sup>2</sup>教官をJICA短期専門家として養成校に派遣するなどして、我が国が起草、立法化の支援を行った民法・民事訴訟法両草案に基づく民事裁判教育のカリキュラムの策定、教材の作成及び指導方法の改善等に資する支援を行ってきた。

そして、2005年11月に、養成校において、我が国が起草、立法化の支援を行った民法、民事訴訟法両草案に関する民事分野の教育が改善されるように支援を行う裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトが正式にJICAのプロジェクトとして発足した。

養成校においては、2006年5月に第2期の研修生に対する研修を開始する予定になっていたことから、第2期の研修生の教育に対する助言、情報提供などの支援活動を

---

<sup>2</sup> 国際協力部は、法務省が行う国際協力の一環として、アジア諸国を中心とする発展途上国等に対する法整備支援を行うため、2001年4月に法務総合研究所内に新設された。

行うため、国際協力部の教官だった柴田紀子氏が JICA 長期専門家として、2006年2月に王立司法学院<sup>3</sup>に派遣された。

上記柴田専門家は、第2期の研修生に対して民事分野の講義を行うカンボジア人教官が講義の際に使用する講義概要（シラバス）の作成についての助言、指導や、カンボジア人教官の民事分野の講義のモニタリングや、養成校の教官候補生の現職の裁判官に対する民法草案の講義等を行っているが、国際協力部では柴田現地専門家と連携を取りながら同専門家の後方支援を行うとともに、2006年8月には本職及び国際協力部教官関根澄子がカンボジアに JICA 短期専門家として約2週間赴き、第2期の研修生に対する民法草案の講義や上記教官候補生等に対する判決書セミナーや訴状の書き方セミナーを実施するなどして、同プロジェクトに基づく支援活動を実施している。

## 第2 カンボジアの統治機構の概観の目的

法務総合研究所及びその後法務総合研究所内に新設された国際協力部では、上記のとおり、カンボジアに対する法整備支援の活動に携わってきたが、カンボジアの統治機構についての調査、研究はカンボジアの法整備支援の今後の展開にとって有益な情報を提供するものと思われる。しかし、法務総合研究所及び国際協力部では、平成14年当時に裁判官等4名の研修員を日本に招へいた際に、カンボジアの統治機構等の概要について研修員から報告を受けたことがあったものの<sup>4</sup>、それ以外にはこれまで国内においてカンボジアの統治機構の調査、研究を行ったことがなかった上、カンボジアの実際の統治の状況を把握するためにカンボジア現地で調査活動を行ったこともないことから、カンボジアの統治機構に関する資料や情報がほとんど蓄積されていないのが実態である。

したがって、今回は、カンボジアの統治機構の調査、研究の出発点と位置付け、公刊物やウェブサイトで公開されているカンボジアの統治機構の概要を整理して紹介（前提としてカンボジアの基本情報も紹介する）を中心とし、それに加えて現時点で国際協力部に蓄積されている情報を紹介することとする。

---

<sup>3</sup> 2005年1月に、裁判所書記官の新規・継続教育を目的とする裁判所書記官養成校と、王立裁判官・検察官養成校及び上記裁判所書記官養成校などを統括する組織として王立司法学院が設立された。

<sup>4</sup> 平成14年8月29日から同年9月12日までの間、法務総合研究所がカンボジアの裁判官1名、検察官1名、司法省職員1名、弁護士1名の合計4名の専門家を日本に招へいし、カンボジアの司法制度について共同研究を行ったものである。その共同研究で上記カンボジアの専門家が報告した内容の概略は、同研究に講師として参加していただいた名古屋大学法政国際教育協力研究センター研究員コン・テイリ氏（現在は名古屋大学法政国際教育協力研究センター助教授）が「カンボジアにおける立法過程と司法改革について」と題する報告書にまとめられていることから、本稿の記載にあたっても参考にさせていただいた。また、同研究の際に招へいた上記カンボジアの専門家の発表及び質疑応答の内容を国際協力部の教官がまとめた「カンボジアの刑事司法手続について」（資料1）及び「カンボジアの民事司法手続について」（資料2）については本稿に資料として添付する。

## 第1 カンボジアの基本情報<sup>5</sup>

### 1 正式名称

カンボジア王国 (Kingdom of Cambodia)

### 2 地理, 面積

インドシナ半島に位置し, 北西はタイ, 北はラオス, 南東はベトナムの3か国と国境を接している。国土は北緯8度30分から北緯14度40分(約440km), 東経102度40分から107度37分(約560km)におよび, 国土面積は18万1,035平方キロメートル(日本の国土面積の約半分)である。

カンボジア国内には, メコン川及びインドシナ半島最大の淡水湖であるトンレサップ湖に源を發するトンレサップ川の二大河川が流れている。

### 3 気候

熱帯モンスーン気候である。主に雨季と乾季に分別することができ, 5月から10月が雨季, 11月から4月が乾季である。気温は12月と1月が最も低く, 3月から4月にかけて最も高くなり, 最高気温が40度に達することもある。

### 4 人口

約1,380万人(2005年現在)

### 5 首都

プノンペン(カンボジア王国憲法第6条にプノンペンが首都である旨が規定)(人口約101万人・2003年現在<sup>6</sup>)

### 6 民族

クメール人が圧倒的で90パーセントを占め, ほかにベトナム系5パーセント, 中国系が1パーセントを占め, 残りの4パーセントは多様な少数民族から構成される。

### 7 言語

クメール語(公用語・カンボジア王国憲法第5条にクメール語が公用語である旨が規定)

### 8 宗教

仏教の信奉者が95パーセントを占め, 一部少数民族はイスラム教を信奉している。なお, カンボジア王国憲法第43条で仏教が国教と規定されている。

### 9 通貨

リエル(1米ドルが約4,092リエル・2005年平均)

### 10 略史

- ・ 1953年11月9日, カンボジア王国としてフランスから完全独立

<sup>5</sup> 外務省の HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/data.html>, カンボジアEガバメントの HP <http://www.cambodia.gov.kh/unisql/egov/english/home.view.html>, 在カンボジア日本大使館の HP <http://www.kh.emb-japan.go.jp/>, CLAIR(財団法人自治体国際化協会)の HP <http://www.clair.or.jp/>, 安田信之「東南アジア法」日本評論社, 天川直子編「カンボジア新時代」アジア経済研究所, 「カンボジアへの投資(州別データ)」国際機関日本アセアンセンターによる。

<sup>6</sup> カンボジア政府のプノンペンに関する HP [http://www.phnompenh.gov.kh/english/PhnomPenh\\_Profile/E\\_PP\\_profile.pdf](http://www.phnompenh.gov.kh/english/PhnomPenh_Profile/E_PP_profile.pdf) による。

- ・ 1970年3月、ロン・ノル将軍が、シハヌーク殿下外遊中にクーデターを決行し、王政を廃して共和制のクメール共和国樹立  
その後、共産勢力であるクメール・ルージュとの間で内戦
- ・ 1975年4月、クメール・ルージュが内戦で勝利し、民主カンボジア政権（ポル・ポト政権）樹立  
同政権下で大量の自国民の虐殺が行われる。
- ・ 1978年12月、ベトナム軍がカンボジアに侵攻し、翌1979年1月にプノンペンを攻略し、ポル・ポト派を敗走させ、ベトナム軍に支援を受けたプノンペン政権（ヘン・サムリン政権）が樹立  
その後、民主カンボジア三派連合（ポル・ポト派、王党派、共和派）との間で内戦
- ・ 1991年10月、カンボジア和平パリ協定の調印
- ・ 1993年5月23日、UNTAC 監督下で制憲議会選挙が実施  
ラナリット第一首相（王党派フンシンペック党）とフン・セン第二首相（人民党・旧プノンペン政権）の2人首相制の連立政権が発足
- ・ 1993年9月24日、カンボジア王国憲法が公布され、ノロドム・シハヌーク殿下が国王に就任
- ・ 1997年7月、ラナリット第一首相陣営（フンシンペック党）とフン・セン第二首相陣営（人民党）の武力衝突が発生し、フン・セン第二首相陣営の軍隊がカンボジア全土を掌握し、ラナリット第一首相は失脚し、フン・セン第二首相が実権を掌握
- ・ 1998年7月26日、国民議会選挙実施  
フン・セン氏を単独首相とする人民党とフンシンペック党の連立政権が発足
- ・ 1999年4月、ASEAN（東南アジア諸国連合）正式加盟
- ・ 2003年7月27日、国民議会選挙実施  
フン・セン氏を単独首相とする人民党とフンシンペック党の連立政権が発足
- ・ 2004年10月、ノロドム・シハヌーク国王が退位し、子息のノロドム・シハモニ新国王が即位、WTO（世界貿易機関）加盟
- ・ 2006年1月22日、上院議員選挙実施

## 第2 カンボジアの統治機構の概要

カンボジアでは、上記のとおり、1993年9月24日にカンボジア王国憲法（the Constitution of the Kingdom of Cambodia）が公布、施行されたが、その後、1994年7月14日に第一次改正が行われ、1999年3月6日に第二次改正が行われて、現在に至っている。

そこで、1999年3月6日の第二次改正後の現行の憲法<sup>7</sup>を中心に、カンボジアの統

<sup>7</sup> 今後、単に「憲法」と記載する場合には、1999年3月6日に改正された後の現行の憲法のことを指している。

治機構について紹介することとする。<sup>8</sup>

カンボジアの統治機構に關与する憲法上の主な機関としては

- ① 国王<sup>9</sup>（憲法第2章）
- ② 国民議會（憲法第7章）
- ③ 上院（憲法第8章）
- ④ 王国政府（憲法第10章）
- ⑤ 司法（憲法11章）
- ⑥ 憲法院（憲法12章）
- ⑦ 国民大会（憲法14章）

が定められている。

これらの憲法上の機関の關係の概要を説明すると、まずカンボジアにおいては、「カンボジアは、国王が、憲法、自由な民主主義及び複数政党制の原理に基づいて、その職務を行う王国である。」（憲法第1条）という規定等があることから、君主たる国王の存在を前提に、憲法に従って政治が行われる立憲君主制の政体が採用されている。

したがって、カンボジアの統治機構上は、国王が君主として君臨することにはなるが、国王には統治権がないことが明言されている（憲法第7条）ことなどから、実質的にはその国王の下に組織される立法府としての国民議會・上院、行政府としての首相が率いる閣僚評議會、司法府としての裁判所に、立法権、行政権、司法権が分立された三権分立制が採用されている。

また、憲法上は、上記の三権の統治機関とは別に、国王の下に、法律等の違憲審査権を有する憲法院と、直接民主制の性格を有する国民大会という機関が定められている。

なお、憲法等に基づくカンボジアの統治機構図を資料3として添付する。<sup>10</sup>

以下、カンボジアの統治機構に主に關与する上記7つの憲法上の機関について概要をそれぞれ紹介する。

## 1 国王<sup>11</sup>

### （1）国王の地位

憲法では、国王の地位について、「国王は、終身、国家元首である。国王は、不可侵

---

<sup>8</sup> 現行の憲法を中心とする法規上のカンボジアの統治機構についての紹介であるため、カンボジアの実際の統治の状況とは異なっている部分があるものと思われる。カンボジアの実際の統治の状況については今後さらに調査、研究を行っていく必要がある。

<sup>9</sup> 憲法の日本語訳は、特に脚注で触れていない場合は、萩野芳夫、畑博行、畑中和夫編「アジア憲法集」赤石書店の127～148頁の「カンボジア王国憲法」四本健二訳による。

<sup>10</sup> 省庁については、カンボジアEガバメントのHP <http://www.cambodia.gov.kh/unisql1/egov/english/organ.ministry.html> で公表されている省庁に基づいて記載しており、和訳はその省庁の英語版を仮訳したものである。

<sup>11</sup> 本項の記載にあたっては、四本健二「カンボジア憲法論」勁草書房87～92頁、作本直行編「アジア諸国の憲法制度」アジア経済研究所231、232頁、安田信之「東南アジア法」日本評論者292、293頁、CLAIR（財団法人自治体国際化協会）のHP <http://www.clair.or.jp/> を参考にした。

である。」（憲法第7条）と定められているが、「カンボジア国王は、君臨するが、統治しない。」（憲法第7条）と定められ、国王には統治権がないことが明言されている。

また、憲法では、国王の地位について、「国王は、民族の統合と永続性の象徴である。」（憲法第8条）と定められている。

ただ、憲法では、国王の地位について、さらに「国王は、公権力の誠実な行使を確保するための調停者としての威厳のある任務に責任を負う。」（憲法第9条）と定められていることから、カンボジア国王には、公権力の誠実な行使を確保するための仲裁者としての役割が期待されているといえよう。

## （2）国王の権能

国王の権能としては、

- ① 憲法第 119 条の規定に基づいて、首相及び閣僚評議会<sup>12</sup>を任命すること（憲法第 19 条）
  - ② 閣僚評議会の提案に基づいて、高位の文官、武官、特命全権大使、特命全権公使の任命、異動及び任務の終了の勅令に署名すること（憲法第 21 条）
  - ③ 司法官職高等評議会の提案に基づいて、裁判官の任命、異動及び罷免の勅令に署名すること（憲法第 21 条）
  - ④ 国が危機に直面したときは、首相、国民議会議長及び上院議長の同意を経て、国土を非常事態におくこと（憲法第 22 条）
  - ⑤ 国民議会及び上院による承認を経て宣戦布告すること（憲法第 24 条）
  - ⑥ 国民議会及び上院の承認投票を経て、国際条約及び協定に署名し、批准すること（憲法第 26 条）
  - ⑦ 憲法公布法、国民議会が採択し、上院を通過した法律、閣僚評議会が提出する勅令に審署すること（憲法第 28 条）
  - ⑧ 閣僚評議会の提案に基づいて、国家勲章を制定し、授与すること（憲法第 29 条）
  - ⑨ 法律の定めにしたがって、文官及び武官に階級を授与すること（憲法第 29 条）
- など、広範に認められているが、基本的には、上記の憲法上の各規定からも明らかのように、国王がそれぞれの職務を行う以前に実質的な決定が既に行われていることが前提になっており、国王の政治権力からの隔離を保障している。

## （3）国王の地位の継承

国王の地位の継承について、憲法では、「30 歳以上で、かつアンドゥオン王、ノロドム王又はシソワット王のいずれか直系の子孫である王族から選任する。」（憲法第

---

<sup>12</sup> この「閣僚評議会」については、カンボジアEガバメントの HP <http://www.cambodia.gov.kh/unisq11/egov/english/organ.constitution.html> で公表されているカンボジア王国憲法では憲法第 19 条等で「the Council of Ministers」と英訳されている。この「the Council of Ministers」については、前掲「カンボジア王国憲法」四本健二訳では「大臣会議」と和訳されているが、これまで国際協力部では「the Council of Ministers」については「閣僚評議会」という和訳を使用していたことから、今後も「the Council of Ministers」は「閣僚評議会」という和訳を使用することとする。

14条)と定められていることから、カンボジアの国王の地位の継承については世襲制が採用されている。また、「国王の配偶者は、カンボジア王国王妃の称号を持つ。」(憲法第15条)と定められていることから、王位の継承者は事実上男子であることを前提にしている。

ただ、憲法では、「カンボジアの君主制は、選任制度に基づく。国王は、王位の継承者を指名する権限を有しない。」(憲法第10条)と定めていることから、国王の地位の継承者については国王の指名や法律の規定に基づいて決まるわけではなく、選任制が採用されている。

選任方法については、上院議長、国民議会議長、首相、モハニカイ派及びトアンマユット派<sup>13</sup>の大管長、上院の第1副議長、第2副議長、国民議会の第1副議長、第2副議長の9名によって構成される王国王位継承評議会が選任する旨が定められている(憲法第13条)。

現在の国王は、前記のとおり、シハヌーク前国王の子息のノロドム・シハモニ国王(2004年10月29日即位)である。

なお、憲法では、「国王は、終生、国家元首である。」と定められていることから(憲法第7条)、上記の国王の選任方法に関する規定は国王が崩御した場合の新しい国王の選任方法を定めるものであり、国王が退位した場合の新しい国王の選任方法については憲法で定められていなかったため、2004年にシハヌーク前国王が退位した際には、新法制定により対応した。

## 2 立法府<sup>14</sup>

### (1) 国民議会及び上院の地位

憲法では、「カンボジア王国は、自由な民主主義体制及び複数政党制を採用する。(略)すべての権力は、国民に属する。国民は、その権力を国民議会、上院、王国政府及び司法機関を通じて行使する。立法権、行政権及び司法権は、分立する。」(憲法第51条)と定めており、統治機構の基本原則として国民主権と三権分立の制度を採用していることを明らかにしている。

そして、この三権分立の制度の下、立法権を有しているのが国民議会(the National Assembly)(憲法第90条)及び上院(the Senate)(憲法第99条)である。

1993年9月24日にカンボジア王国憲法が公布、施行された際は、国民議会を立法権を有する唯一の機関と定め、一院制を採用していたが、1999年3月6日の第二次改正時に立法機関として上院を設置する旨が定められ、二院制を採用することとなった。

<sup>13</sup> カンボジアにおける主要な仏教教派のことである。

<sup>14</sup> 本項の記載にあたっては、前掲四本健二「カンボジア憲法論」140～150頁、前掲「カンボジア王国憲法」四本健二訳125頁、前掲作本直行編「アジア諸国の憲法制度」232～234頁、前掲安田信之「東南アジア法」293頁、CLAIR(財団法人自治体国際化協会)のHP <http://www.clair.or.jp/>を参考にした。

## (2) 国民議会及び上院の組織

### ア 概要

国民議会及び上院は、憲法によれば、それぞれ

- ・議員
- ・議長
- ・副議長
- ・常任委員会
- ・委員会

から構成される。

### イ 議員

#### (ア) 国民議会議員

国民議会議員は、自由、普通、平等、直接及び秘密投票により、選挙される（憲法第 76 条）。

選挙権は 18 歳以上の者に認められ（憲法第 34 条）、被選挙権は 25 歳以上の者に認められている（憲法第 76 条）。

選出された国民議会議員は、選挙区民のみならず、国民全体の代表としての性格を有し、選挙人による命令委任は否定されている（憲法第 77 条）。

国民議会議員の任期は、5 年間である（憲法第 78 条）。

国民議会は、王国政府が 12 か月の間に 2 度にわたって総辞職した場合を除き、任期満了以前に解散されない。国王は、首相の発議及び国民議会議長の承認に基づき、国民議会を解散する（憲法第 78 条）。

国民議会は、120 名以上の議員により、構成されるが（憲法第 76 条）、2003 年 7 月 27 日に実施された国民議会選挙においては、国民の投票による比例代表制の選挙が実施され、人民党が 73 議席、フンシンペック党が 26 議席、サム・レンシー党が 24 議席を獲得し、合計 123 名の国民議会議員が選出された。<sup>15</sup>

#### (イ) 上院議員

上院議員は、国王により勅任された 2 名の議員、国民議会の議決により選任された 2 名の議員及び選挙された議員により、構成される（憲法第 99 条、第 100 条）。

上院議員の任期は、6 年間である（憲法第 102 条）。

上院は、国民議会の半数を超えない議席数をもって構成される（憲法第 99 条）。

なお、上院は、1999 年の第二次の憲法改正による設立時に限り、移行措置（憲法第 157 条）として、その任期は 5 年間、61 名の議員により構成するとされ、選挙は行われず、国王が、議員 2 名及び議長、第 1 副議長及び第 2 副議長を選任し、その他の議員は、国民議会の議席数に応じて各政党に配分された議席数の候補者名簿を各政党に提出させ、上院議長及び国民議会議長の同意を経て、国王が指名した。

<sup>15</sup> 国民議会の議員名簿については、カンボジアの国民議会 HP [http://www.cambodian-parliament.org/members\\_mp.htm](http://www.cambodian-parliament.org/members_mp.htm) で公表されている。

その結果、人民党の議員が 31 名、フンシンペック党の議員が 21 名、サム・レンシー党の議員が 7 名、国王が選任した議員 2 名の合計 61 名が上院議員となった。

その後、上院は、2006 年 1 月 22 日に選挙が実施されたが、この選挙は国民の投票による選挙ではなく、コミュニン (Commune)・サンカット (Sangkat)<sup>16</sup>評議会の評議員 (11,382 名) 及び国民議会議員の投票による選挙であり<sup>17</sup>、その選挙の結果、人民党が 45 議席、フンシンペック党が 10 議席、サム・レンシー党が 2 議席を獲得し、その他に国王により 2 名の議員が勅任され、国民議会の議決により 2 名の議員が選任され、合計 61 名の議員により構成されるようになった。<sup>18</sup>

#### (ウ) 国民議会議員及び上院議員の権限や特権

国民議会及び上院の議員には、憲法上、様々な権限や特権が与えられている。

- ① 国民議会議員及び上院議員は、免責特権を有し、その職務遂行にあたって表明した意見を理由に起訴、逮捕又は拘禁されない (憲法第 80 条, 第 104 条)。
- ② 国民議会議員及び上院議員は、起訴、逮捕又は拘禁にあたっては、現行犯であるときを除いては、会期中には国民議会 (上院議員の場合は上院)、閉会中は常任委員会<sup>19</sup>の許可を要する (憲法第 80 条, 第 104 条)。

国民議会議員又は上院議員の拘禁又は起訴は、いかなるときにおいても、議員総数の 4 分の 3 の多数決によって停止される (憲法第 80 条, 第 104 条)。

- ③ 国民議会議員及び上院議員は、歳費を受ける (憲法第 81 条, 第 105 条)。
- ④ 国民議会議員及び上院議員は、法律案提出権及び法律修正案提出権を有する。但し、提案が国庫収入の減少又は国民の負担を増加させる目的を持つときには、当該提案は受け入れられない (憲法第 91 条)。
- ⑤ 国民議会議員は、王国政府に対して書面で質問を提出する権利を有する。

国民議会議員からの質問に対しては、大臣又は首相により、口頭又は書面によって答弁が行われる (憲法第 96 条)。

#### ウ 議長、副議長

##### (ア) 議長及び副議長の選出方法

国民議会及び上院は、それぞれ、審議に先立って、議員総数の 3 分の 2 の多数決をもって、議長、副議長を選出する (憲法第 82 条, 第 106 条)。

<sup>16</sup> コミュン (Commune)・サンカット (Sangkat) は、後記のとおり、2002 年に新しく誕生した地方自治体のことである。

<sup>17</sup> 前記の裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトの JICA 長期専門家森田隆業務調整員から御教示を受けた情報による。

<sup>18</sup> 上院の議員名簿については、カンボジアの上院の HP <http://www.senate.gov.kh/senator/english/ListSenatorEng.htm> で公表されている。

<sup>19</sup> この「常任委員会」については、カンボジア E ガバメントの HP <http://www.cambodia.gov.kh/unisq11/egov/english/organ.constitution.html> で公表されているカンボジア王国憲法では第 80 条等で「Standing Committee」と英訳されている。この「Standing Committee」について、前掲「カンボジア王国憲法」四本健二訳では「常務委員会」と和訳されているが、これまで国際協力部では「常任委員会」という和訳を使用していたことから、今後も「Standing Committee」については「常任委員会」という和訳を使用することとする。

(イ) 議長の権限・職責

首相の国民議会の解散の発議により国王が国民議会の解散する際には、国民議会議長の承認が必要とされている（憲法第 78 条）。

国民議会議長及び上院議長は、会議を主催し、議案及び各議会によって採択された決議を受理し、各議会の規則の実施を確保し、外国と各議会との関係を司る（憲法第 87 条、第 110 条）。

国民議会議長は、国民議会及び上院の秘密会の要求を行う権限があり（憲法第 88 条、第 111 条）、上院議長は、上院の秘密会の要求を行う権限がある（憲法第 111 条）。

国民議会議長は、選挙で勝利した政党に属する国民議会議員から高位の者 1 名を、王国政府形成を要請される者（首相）として、国王に推薦する（憲法第 119 条）。

国民議会議長及び上院議長は、法律案の公布前に、国民議会が採択した法律案を審査に付すために憲法院に送付する権限を有し（憲法第 140 条）、法律が公布された後は、憲法院に対し、当該法律の合憲性について審査を求める権限を有する（憲法第 141 条）。

(ウ) 副議長の権限・職責

国民議会及び上院議員の副議長は、それぞれ、国民議会議長又は上院議長が、疾病にあるとき、国家元首代行又は摂政としての職にあるとき、若しくは外国にあって職責を遂行できないときに、各議長の職務を代行する（憲法第 87 条、第 110 条）。

国王が、王国政府形成を要請される者（首相）として、選挙で勝利した政党に属する国民議会議員から高位の者 1 名を指名する際には、国民議会議長の推薦だけでなく、国民議会副議長の同意が必要である（憲法第 119 条）。

(エ) カンボジアの国民議会の HP 等によれば<sup>20</sup>、国民議会の議長は Samdech Heng Samrin 氏（人民党名誉党首）で、第 1 副議長は H.E. Mr. Nguon Nhel 氏（人民党）であり、第 2 副議長は H.E. Mr. You Hockry 氏（フンシンベック党）である。

カンボジアの上院の HP 等によれば<sup>21</sup>、上院の議長は Samdech Chea Sim 氏（人民党首）で、第 1 副議長は H.R.H samdech Sisowath Chivanmonirak 氏（フンシンベック党）で、第 2 副議長は H.E. Tep Ngorn 氏（人民党）である。

エ 常任委員会

常任委員会は、国民議会においても、上院においても、各議会の議長、副議長、各委員会の委員長により構成される（憲法第 84 条、第 108 条）。

この常任委員会の責務・権限として、憲法上、

① 各議会の閉会期間中、各議会の職務にあたること（憲法第 84 条、108 条）

<sup>20</sup> カンボジアの国民議会の HP の [http://www.cambodian-parliament.org/members\\_mp.htm](http://www.cambodian-parliament.org/members_mp.htm)、外務省の HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/data.html> による。

<sup>21</sup> カンボジアの上院の HP の <http://www.senate.gov.kh/senator/english/ListSenatorEng.htm>、外務省の HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/data.html> による。

② 国王、首相、議員総数の3分の1以上のいずれかの要求があったときに各議会の臨時会を招集すること（憲法第83条、第107条）

③ 各議会の閉会中に各議會議員の起訴、逮捕又は拘禁の許諾の決定を行うこと（憲法第80条、第104条）

が定められているが、その権限はラオス<sup>22</sup>やベトナム<sup>23</sup>の常任委員会の権限に比べるとかなり弱いものである。

#### オ 委員会

国民議会及び上院は、それぞれ必要な委員会を設置する（憲法第94条、第114条）との規定に基づいて、国民議会及び上院には、それぞれ上記エの常任委員会とは別に、

- ① 人権・不服申立委員会
  - ② 金融・財務委員会
  - ③ 経済・計画・投資・農業・農村開発・環境委員会
  - ④ 内務・国防・調査・反汚職委員会
  - ⑤ 外務・国際協力・宣伝・情報委員会
  - ⑥ 立法委員会
  - ⑦ 教育・宗教・文化・観光委員会
  - ⑧ 保健・社会・女性問題委員会
  - ⑨ 公共事業・運輸・通信・郵政・産業・エネルギー・通商委員会
- の9つの委員会の設置が定められている<sup>24</sup>。

### (3) 国民議会及び上院の活動

#### ア 会期

国民議会及び上院は、それぞれ、毎年2回、3か月以上の会期の常会を開催するほか、国王、首相、議員総数の3分の1以上のいずれかの要求があるときには、臨時会を開催することができる（憲法第83条、第107条）。

#### イ 公開

国民議会及び上院の会議は、それぞれ、公開される。ただし、国民議会及び上院は、それぞれ、議長、議員総数の10分の1以上、国王、首相のいずれかの要求によって秘密会を行う（憲法第88条、第111条）。なお、上院の秘密会については上院議長だけではなく、国民議会議長も要求を行うことができる（憲法第111条）。

#### ウ 定足数

国民議会及び上院の会合は、それぞれ、議員総数の10分の7の出席がなければ無効である（憲法第88条、第111条）。

<sup>22</sup> ICD NEWS 第3号の9、10頁参照。

<sup>23</sup> ICD NEWS 第28号の9、10頁参照。

<sup>24</sup> 国民議会の委員会の和訳は、国民議会の HP <http://www.cambodian-parliament.org/#> で公表されている1993年10月28日採択のカンボジア国民議会規則（the Internal Regulations of the National Assembly of the Kingdom of Cambodia）第6条の英語版を仮訳したものである。上院の委員会の和訳は、上院の HP <http://www.senate.gov.kh/senator/english/CommitteeEng.htm> で公表されている9つの委員会の英語版を仮訳したものである。

#### (4) 国民議会の権限

##### ア 法律等の議決権

国民議会は、

- ① 法律を議決すること<sup>25</sup>
- ② 国家予算、国家計画、借款、貸付、租税の創設、修正、廃止を承認すること
- ③ 行政費を承認すること
- ④ 恩赦法案を承認すること
- ⑤ 国際協定及び国際条約を承認し、又は廃棄すること
- ⑥ 宣戦布告法案を承認すること

の権限を有し、これらの議案については、議員総数の過半数により議決される（憲法第 90 条）。

ただし、国民議会によって採択された法律で、国の独立、主権、領土保全に抵触し、国の政治的統一又は統治を害するものは無効とされ、この法律の無効の決定は憲法院が行う（憲法第 92 条）。また、後記のとおり、憲法院は、国民議会が採択した公布前の法律案等及び公布後の法律の違憲審査権を有しており（憲法第 136 条、第 140 条、第 141 条）、憲法院が違憲とした条文は、公布せず、施行しない（憲法第 142 条）と定められている。したがって、国民議会及び上院の立法権は憲法院から抑制を受けるシステムになっている。

##### イ 行政府に対する権限

国民議会は、王国政府に対する信任投票を議員総数の 3 分の 2 の多数決によって通過させる権限を有する（憲法第 90 条）。

また、国民議会は、議員総数の 3 分の 2 の賛成をもって、大臣を罷免し、又は政府不信任動議を議決する権限も有する（憲法第 98 条）。

ただし、政府不信任動議は、議員 30 名以上によって、国民議会の本会議に提案される必要がある（憲法第 98 条）。

##### ウ 憲法改正・修正権

国民議会は、議員総数の 3 分の 2 の賛成によって、憲法の改正又は修正を可決する権限を有する（憲法第 151 条）。

ただし、憲法の改正又は修正は、国王、首相又は国民議会議員総数の 4 分の 1 の提案に基づいて国民議会議長が発議する必要がある（憲法第 151 条）。

また、憲法の改正又は修正は、憲法第 86 条に規定する非常事態に国がおかれている下では、禁止される（憲法第 152 条）。

さらに、自由な民主主義及び複数政党制並びに立憲君主政体を害する憲法の改正及び修正も、禁止されている（憲法第 153 条）。

なお、憲法の改正又は修正の手續として、日本国憲法のような国民の承認（日本

---

<sup>25</sup> カンボジアの立法手續については ICD NEWS 第 11 号 173, 184~193 頁参照。

国憲法第 96 条) は必要とされていない。

#### (5) 上院の権限

上院は、先に国民議会議が採択した法律案及びその外の議案を審議する権限を有する(憲法第 113 条)。

ただし、憲法上、上院は、先に国民議会議が採択した法律案及びその他の議案を送付の日から 1 か月以内に審議する必要があると定められており、緊急のときは、この審議期間は、7 日間に短縮されると定められている(憲法第 113 条)。

ア 国民議会議と上院の意見が対立した場合

(ア) 上院が上記審議期間を徒過した場合

上院が上記の審議期間を過ぎて否決した場合は、国民議会議が採択した法律案を公布する(憲法第 113 条)。

(イ) 上院が国民議会議の送付案を修正した場合

上院において国民議会議の送付案を修正したときは、これを再審議のために国民議会議に回付する。国民議会議は、修正された回付案を審議し、過半数をもって議決する(憲法第 113 条)。

(ウ) 上院が国民議会議の送付案を否決した場合

上院において国民議会議の送付案を否決したときは、国民議会議は、その返付案を 1 か月間は審議することができない。ただし、この期間は、予算又は財政の場合には 7 日間に短縮され、緊急の場合には 2 日間に短縮される(憲法第 113 条)。

国民議会議は、返付案を過半数をもって議決する(憲法第 113 条)。

#### (6) 国民議会議と上院の関係

国民議会議及び上院は、国家の重要事項を決定するために両院協議会を行うことができる(憲法第 116 条)と定められている。

### 3 行政府<sup>26</sup>

#### (1) 行政権と閣僚評議会

行政権に関して、憲法は第 10 章に「王国政府」という章を設け、同章の冒頭の憲法第 118 条で、閣僚評議会をカンボジア王国政府と定めた。これにより行政権を担う行政機関として閣僚評議会が設置されることとなった。

なお、この閣僚評議会が担う行政権の範囲については、憲法第 127 条の「閣僚評議会の組織及び権限は、組織法律で定める。」との規定に基づいて定められた閣僚評議会の組織及び権限に関する法律(1994年7月19日採択)第1条において、「王国政府は、国民議会議が採択する国家政策を決定する義務を有し、立法府又は司法府の

---

<sup>26</sup> 本項の記載にあたっては、前掲四本健二「カンボジア憲法論」150～167, 275～278 頁、前掲作本直行編「アジア諸国の憲法制度」235～237 頁、前掲安田信之「東南アジア法」293, 294 頁、CLAIR(財団法人自治体国際化協会)のHP <http://www.clair.or.jp/>を参考にした。

権限に属する事項を除く国家の一般国務を管轄し、法律の適用を確保する執行機関である。」と定められた。したがって、王国政府すなわち閣僚評議会が担う行政権の範囲は、すべての国家作用のうちから、立法作用と司法作用を除いた残りの作用であることが明らかにされた。

## (2) 閣僚評議会の組織

### ア 閣僚評議会の構成

閣僚評議会は、副首相に補佐される1名の首相が指導し、国務大臣、大臣、政務長官により構成される（憲法第118条）と定められている。<sup>27</sup>

### イ 王国政府（閣僚評議会）の形成過程

憲法の定めに基づくと、王国政府（閣僚評議会）の形成過程は以下の順序になる。

- ① 国民議会は、選挙ののち60日以内に最初の会期を国王の詔勅によって開会する（憲法第82条）。
- ② 国民議会は、審議に先立って、議員総数の3分の2の多数決をもって、議長、副議長（憲法第119条の定めにより副議長は2名）を選出する（憲法第82条）。
- ③ 上記で選出された国民議会議長の推薦及び2名の副議長の同意に基づいて、国王は、選挙で勝利した政党に属する国民議會議員から高位の者1名を指名し、王国政府形成を要請する（憲法第119条）。
- ④ 上記で指名を受けた者（首相）は、国民議會議員又は政党を代表する者を率い、国民議会に、王国政府（閣僚評議会）の信任投票を求める（憲法第119条、第90条）。
- ⑤ 国民議会は、王国政府（閣僚評議会）に対する信任投票を議員総数の3分の2の多数決によって通過させる（憲法第90条）。
- ⑥ 国王は、国民議会が上記の投票による信任を与えたのちに、閣僚評議会の全閣僚を任命する勅令を発する（憲法第119条）。

## (3) 王国政府（閣僚評議会）の権限

### ア 首相の権限

首相の権限については、前記の閣僚評議会の組織及び権限に関する法律（以下「同法」という。）に規定されており、首相は

- ① 閣僚評議회를主宰し、一般国務について王国政府を指揮、監督すること（同法第10条）
- ② 外国との合意、協定の交渉を指揮し、署名すること（同法第12条）
- ③ 王国政府官房長官、各省事務次官・官房長、州知事・特別市市長及び国軍司令官等の高位の文官及び武官の勅令による任命、異動及び罷免を提案すること（同法第14条）

---

<sup>27</sup> カンボジアEガバメントのHP <http://www.cambodia.gov.kh/unisq11/egov/english/organ.constitution.html> で公表されているカンボジア王国憲法第118条では上記の国務大臣は「State Ministers」、大臣は「Ministers」、政務長官は「State Secretaries」と英訳されている。

④ 特別の場合又は不可抗力による場合の必要に応じ、緊急の歳出であって、国民議会議会が指定した国家予算外の支出を命令すること（同法第 16 条）

など広範な権限を有している。

現在の首相は、人民党のフン・セン（Samdech Hun Sen）氏である。

#### イ 副首相の権限

副首相は、首相による直接の権限の委任により、首相の職務の遂行を補佐する（同法第 19 条）。

現在の副首相は、①ソック・アン（H.E. Sok An）氏（人民党）、②ハオ・ナムホン（H.E. Hor Namhong）氏（人民党）、③ソー・ケーン（H.E. Sar Kheng）氏（人民党）、④ティア・バニユ（H.E. Tea Banh）氏（人民党）、⑤ルー・ライスレン（H.E. Leu LaySreng）氏（フンシンベック党）の 5 名である。<sup>28</sup>

#### ウ 国務大臣、大臣、政務長官

国務大臣、大臣、政務長官については、

① 各省の行政事務を分担管理しない大臣及び国務大臣は、首相により指定された職務に関してのみ責任を負うこと（同法第 20 条）

② 省に大臣及び政務長官をおく場合は、大臣は、主任の大臣として当該省を代表し、政務長官は、次官として大臣により指定された職務を行うこと（同法第 24 条）。

などが定められている。

#### エ 閣僚評議会の権限

同法は、首相及び閣僚評議会の構成員の権限については上記のとおり規定をおいているが、閣僚評議会の権限については特に触れられておらず、閣僚評議会の合議体としての権限はあいまいである。

#### (4) 王国政府（閣僚評議会）と国民議会の関係

王国政府（閣僚評議会）と国民議会の関係については、憲法上、

① 王国政府形成を要請される者（首相）を国王が指名する際に、国民議会副議長の同意に基づく国民議会議長の推薦を要すること（憲法第 119 条）

② 王国政府の形成に当たっては、国民議会の議員総数の 3 分の 2 の信任投票が必要とされていること（憲法第 90 条）

③ 「王国政府（閣僚評議会）の構成員は、王国政府の政策全般に関して、国民議会<sup>29</sup>に対して連帯責任を負う。王国政府（閣僚評議会）の構成員各人は、その職務に関して、首相及び国民議会に対して個別の責任を負う。」こと（憲法第 121 条）

<sup>28</sup> 副首相の英訳名はカンボジア E ガバメントの HP <http://www.cambodia.gov.kh/unisq11/egov/english/organ.ministry.html> による。副首相のカタカナ表記、所属政党は CLAIR（財団法人自治体国際化協会）の HP <http://www.clair.or.jp/> による。

<sup>29</sup> カンボジア E ガバメントの HP <http://www.cambodia.gov.kh/unisq11/egov/english/organ.constitution.html> で公表されているカンボジア王国憲法第 121 条では、責任を負う議会について「the National Assembly」と英訳されていることから、憲法第 121 条の議会については「国民議会」と和訳した。

④ 国民議会には、議員総数の3分の2の賛成をもって、大臣を罷免し、又は政府不信任動議を議決する権限が認められていること（憲法第98条）

が定められている上、前記の閣僚評議会の組織及び権限に関する法律（以下「同法」という。）で、

① 首相は国民議会議員でなければならないこと（同法第5条）

② 首相の高位の文官及び武官の勅令による任命、異動及び罷免の提案は国民議会の承認を要すること（同法第14条）

③ 首相の国民議会が指定した国家予算外の支出を命令する権限についても、首相は、その支出に関して、国民議会に報告することを要すること（同法第16条）

などが定められていることから、同法や憲法の規定上は、王国政府（閣僚評議会）に対する国民議会の優位が保たれているといえよう。

#### （5）中央行政機関

行政権は、閣僚評議会の統括の下でそれぞれの行政機関によってその所管の事務が執行されている。

中央行政機関としては、閣僚評議会官房のほか、閣僚評議会の構成員である副首相兼大臣、上級大臣、大臣、政務長官を長とする省庁としては25省2庁が存在する。<sup>30</sup>

25省2庁については資料3のとおりである。

これら省庁の1つとして司法省が存在する。

司法省の組織及び機能については、2000年4月19日に発令された司法省の組織及び機能に関する政令（Anukret<sup>31</sup>）（以下「同政令」という。）に定められており（司法省の組織及び機能に関する政令の和訳の仮訳<sup>32</sup>を資料4として添付する）、同政令第3条によれば、司法省の機能及び任務は

- ・ 裁判官の職務執行中における独立を保護すること
- ・ すべての人々に対して法による正義を実施すること
- ・ 裁判所の行政手続を組織し、監視すること
- ・ 司法省の職員の人事を管理すること
- ・ 裁判所及び全検察官の機能を保障し、これらの機関を管理する各種法律を起草すること
- ・ 司法に関する法律について教育し、普及させること
- ・ 全審級の裁判所及び検察官の命令及び判決の適正な執行を保障すること
- ・ 法執行の目的のために、判決の執行、特に拘置所及び刑務所の検査を監視すること

<sup>30</sup> カンボジアEガバメントのHP <http://www.cambodia.gov.kh/unisql1/egov/english/organ.ministry.html> による。

<sup>31</sup> 「Anukret」の英訳が「Sub Decree」である。前掲四本健二「カンボジア憲法論」153頁によると、「Anu Kret, Sub Decree」は「大臣会議令」と和訳され、この大臣会議令は大臣会議（本稿では上記のとおり「閣僚評議会」と和訳している。）の承認を経て、首相が署名し、公布するものである旨が説明されている。本稿では「Anu Kret, Sub Degree」については「政令」と仮訳する。

<sup>32</sup> 資料4の和訳は、法律家委員会（Council of Jurists）のHP [http://www.bigpond.com.kh/Council\\_of\\_Jurists/a00-Anukret/ANK00\\_04\\_19\\_E.htm](http://www.bigpond.com.kh/Council_of_Jurists/a00-Anukret/ANK00_04_19_E.htm) で公表されている「ANUKRET on The Organization and Functioning of the Ministry of Justice」の英語版を仮訳したものである。

- ・ 判決の抜粋を作成し、管理し、発行すること
- ・ 法手続に従って、恩赦、大赦を受理し、その準備を行い、管理すること
- ・ 司法分野及びそれに関係する法律についての国際協力を行うこと
- ・ 王国政府に委任されたその他の任務を実施すること

と定められている。

そして、司法省では、これらの機能及び任務を担当するため、同政令第4条で司法省の各局の設置を定め、同条によれば、司法省は

- ・ 大臣官房
- ・ 司法監査局
- ・ 総務局
- ・ 人事・研修局
- ・ 民事局
- ・ 刑事・恩赦局
- ・ 検察局
- ・ 国際局

で構成される（2006年11月23日現在の司法省の組織については資料5<sup>33</sup>参照）。

#### (6) 地方行政機関

カンボジア王国の国土は、州（Province）及び特別市（Municipality）に区画割りされる（憲法第145条）。

カンボジアには、現在、20の州があり、4の特別市（プノンペン、シアヌークビル、ケップ、パイリン）が存在している。<sup>34</sup>

州は、郡（District/Srok）に区画割りされ、さらに郡は村（コミューン）（Commune/Krum）に区画割りされる（憲法第145条）。

特別市は、区（District/Khan）に区画割りされ、さらに区は街（サンカット）（Sangkat）に区画割りされる（憲法第145条）。

村（コミューン）と街（サンカット）の下には、行政組織ではないが、集落（Phum）と呼ばれる自然村が存在する。

地方行政は、国の出先機関である州（Province）・特別市（Municipality）、郡（District/Srok）・区（District/Khan）と、2002年に地方自治体となった村（コミューン）（Commune/Krum）と街（サンカット）（Sangkat）により運営されている。

なお、前記の閣僚評議会の組織及び権限に関する法律第14条によれば、州知事及び特別市市長は、首相の提案及び国民議会の承認により任命、異動及び罷免が行われる。

郡（District/Srok）と区（District/Khan）の長については、内務大臣の指名に基づき

<sup>33</sup> 資料5の次官、次官補、監査長官の英語版の氏名及び人員配置については、司法省をカウンターパートとする前記の法制度整備プロジェクト（フェーズ2）のJICA長期専門家である坂野一生氏から御教示を受けた情報による。

<sup>34</sup> 州及び特別市の詳細についてはカンボジアEガバメントのHP <http://www.cambodia.gov.kh/unisql1/egov/english/organ.admin.html>, 前掲「カンボジアへの投資（州別データ）」参照。

首相が任命をする。

内務省は、州・特別市、郡・区の長に内務省から職員を派遣し、州・特別市、郡・区での行政を統括している。

#### 4 司法府<sup>35</sup>

##### (1) 司法権と裁判所

憲法では、「司法権は、最高裁判所並びに下級裁判所のすべての部門及び審級に付与する。」(憲法第 128 条)と定められ、司法権は裁判所に属することとなった。

また、司法権の範囲については、「司法は、行政訴訟を含むあらゆる訴訟を司る。」(憲法第 128 条)と定められていることから、司法は、行政事件の裁判を含め、すべての訴訟を管轄することとなった。

##### (2) 司法権の独立と司法官職高等評議会

###### ア 司法権の独立

憲法では、「司法権は、独立の権力である。司法は、不偏不党である。」(憲法第 128 条)、「裁判官のみが、判決を言い渡す権限を有する。裁判官は、厳正に法律を遵守し、誠実かつ良心に従い、その職責を果たす。」(憲法第 129 条)、「司法権は、立法機関及び行政機関に付与しない。」(憲法第 130 条)などと定められ、司法権の独立が定められている。

###### イ 司法官職高等評議会

司法権の独立については、「国王は、司法の独立の擁護者である。」(憲法第 132 条)と定められていることから、憲法上は、国王が司法権の独立の擁護者であるが、政治性の強い立法権及び行政権から加えられるおそれのある侵害から司法権の独立を実質的に保障する機関として、憲法で「司法官職高等評議会」という機関を設けることが定められた(憲法第 132 条)。

憲法では、この司法官職高等評議会が、すべての審級の裁判官及び検察官の指名を国王に提案する権限を有することが定められた(憲法第 134 条)

また、憲法では、この司法官職高等評議会が、裁判官及び検察官の懲戒を、最高裁判所長官又は最高裁判所所属検事総長の主宰の下で会合し、決定する権限を有することが定められた(憲法第 134 条)。

###### (ア) 司法官職高等評議会の構成

憲法第 134 条は、「司法官職高等評議会の構成及び権限は、組織法律で定める。」と定めていたことから、この規定に基づいて、司法官職高等評議会の組織及び権限に関する法律(以下「同法」という。)が 1994 年 12 月 22 日に採択された。

同法によれば、司法官職高等評議会は、国王が議長となり、司法大臣、最高裁

---

<sup>35</sup> 本項の記載にあたっては、前掲四本健二「カンボジア憲法論」167～173, 282～284, 289～295 頁、前掲作本直行編「アジア諸国の憲法制度」237～240 頁、前掲安田信之「東南アジア法」294 頁、前掲コン・テイリ氏作成の「カンボジアにおける立法過程と司法改革について」と題する報告書、CLAIR(財団法人自治体国際化協会)の HP <http://www.clair.or.jp/>を参考にした。

判所長官，最高裁判所所属検事総長，控訴裁判所長官，控訴裁判所所属検事長及び互選により選挙された3名の裁判官が委員となり，合計9名によって構成される（同法第2条）。

ただ，司法大臣がその職務を両立できないときは，司法省高官に上記委員の職務を行わせることができる（同法第2条）。

また，国王も，司法官職高等評議会の議事を主宰させるために，代理人を任命することができる（同法第3条）。

(イ) 司法官職高等評議会の権限

a 裁判官及び検察官の任命，異動等

司法官職高等評議会は，すべての裁判官及び検察官の任命，異動，解任，停職，降格又は罷免若しくは昇格を国王に提案する（同法第11条）。

司法大臣は，この司法官職高等評議会の決定に基づいて裁判官または検察官の異動等に関する勅令草案を起草し，裁可を求めるため国王に提出する（同法第11条）。

b 裁判官及び検察官の懲戒

① 裁判官又は検察官は，まずは最高裁判所長官又は最高裁判所所属検事総長<sup>36</sup>が主宰する司法官職高等評議会の懲戒会議により，懲戒する（同法第12条）。

国王及び司法大臣は，この懲戒会議に出席しない（同法第12条）

ただ，最高裁判所長官又は最高裁判所所属検事総長は，国王又は国王の代理人が主宰する懲戒会議により懲戒する（同法第12条）。

② その後，懲戒会議は，裁判官又は検察官に対する懲戒処分の決定を，司法官職高等評議会に送付し，承認を求める必要があり，司法官職高等評議会による懲戒の決定が最終決定となる（同法第15条）。

(ウ) 司法官職高等評議会の予算

司法官職高等評議会の委員に対する報酬の金額は，司法省と経済・財務省の合同省令に基づき定められ（同法第18条），その報酬は司法省の予算より支出する（同法第19条）。

(3) 裁判所の組織及び権限

憲法が移行措置として定めた憲法第158条では「カンボジアの国有財産，権利，自由及び合法的私有財産を保護し，国益に一致する法律その他の法令は，憲法の精神に反しない限り，新しい規定により改正され，又は廃止されるまで効力を有する。」と定められている。

したがって，裁判所の組織及び権限に関しては，現段階では新法又は改正法が制定

<sup>36</sup> 「最高裁判所長官又は最高裁判所所属検事総長」の和訳は，法律家委員会（Council of Jurists）の HP [http://www.bigpond.com.kh/Council\\_of\\_Jurists/a00-Anukret/ANK00\\_04\\_19\\_E.htm](http://www.bigpond.com.kh/Council_of_Jurists/a00-Anukret/ANK00_04_19_E.htm) で公表されている司法官職高等評議会の組織及び権限に関する法律「Kram du 22 Décembre 1994 Sur L'organisation et le Fonctionnement du Conseil Supérieur de la Magistrature」の仏語版を仮訳したものである。

されていないことから、カンボジア王国憲法が施行、公布された以前の1993年1月25日に採択された裁判所法（以下「同法」という。）が現在も効力を有している。

同法によれば、カンボジアの裁判所は、州裁判所・特別市裁判所、軍事裁判所、控訴裁判所及び最高裁判所により構成される（同法第1条）。

#### ア 州裁判所・特別市裁判所

カンボジアでは、第1審裁判所の普通裁判所として、州裁判所及び特別市裁判所が存在する。

州裁判所及び特別市裁判所は、当該州及び特別市内の刑事、民事、商事、行政及び労働事件について管轄を有している。

裁判は、裁判官1名の単独制が採用されている。

#### イ 軍事裁判所

第1審の特別裁判所として、軍事裁判所が設けられ、軍事裁判所は、軍人の規律違反を審理するが、軍人が関与する通常の刑事事件は、州裁判所及び特別市裁判所が審理する。軍事裁判所はプノンペンに設置されている。

その地理的範囲の管轄はカンボジア国内全域に及ぶ（同法第2条）。

軍事裁判所は国防省の管轄下に置かれ、軍事裁判所に委ねられたすべての事件が国防省に通知される。<sup>37</sup>

#### ウ 控訴裁判所

第2審裁判所として、控訴裁判所がプノンペンに設置されており、第1審の州裁判所及び特別市裁判所並びに軍事裁判所の判決に不服のある場合に、控訴を受理して審理を行う。

その地理的範囲の管轄はカンボジア国内全域に及ぶ（同法第2条）。

裁判は、裁判官3名で構成される合議制が採用されている。

#### エ 最高裁判所

第3審裁判所として、最高裁判所がプノンペンに設置されており、控訴裁判所の判決に不服のある場合に、上告を受理する。

その地理的範囲の管轄はカンボジア国内全域に及ぶ（同法第2条）。

最高裁判所は、原則として事実認定の審理は行わず、法令違背の有無についてのみ審理を行い、裁判では、5名の裁判官によって構成される小法廷が開廷される。最高裁判所が原判決を破棄して、事件を控訴裁判所に差し戻したにもかかわらず、控訴裁判所が最高裁判所の判決に示された判断に従わず、従前の控訴裁判所の判断を維持して変更しなかったときに、当事者が2度目の上告をしてきた場合には、最高裁判所は、法令違背の有無についてのみならず、事実認定の審理も行うことができ、その場合の裁判では、9名の裁判官によって構成される大法廷が開廷される。ただ、最高裁判所の裁判官の定員は9人に限られていない。

<sup>37</sup> プノンペン大学法経学部出版部出版の「Introduction au droit Cambogien」（仏語版）の125頁による。

なお、上記の各裁判所は、効力を有する法律に基づいて裁判を行うが、同法第4条に、民事訴訟において法律に明確な規定がない場合又は全く規定がない場合には、慣習、伝統、良心又は衡平の原則に基づいて審理を行うと定められている。

#### (4) 検察機関

カンボジアでは、検察機関は、州裁判所・特別市裁判所、控訴裁判所、最高裁判所にそれぞれ検事局が置かれるという形で存在している。

したがって、各州裁判所及び特別市裁判所には検事及び検事補1名で構成される検事局が設置され<sup>38</sup>、控訴裁判所には検事長、検事補各1名及び複数の検事で構成される控訴審検事局が設置され、最高裁判所には検事総長、検事総長補佐各1名及び複数の検事で構成される最高裁判所検事局が設置されている<sup>39</sup>。

刑事手続における検察官の権限及び責務については、資料1を参照していただきたい。また、検察官は、民事手続においても、裁判に立ち会っている。<sup>40</sup>

さらに、検察官は、民事裁判の強制執行についても担当し、検事正自ら又は検事正が選任した検事補が、警察等の協力を得ながら執行を行うことになっている。<sup>41</sup>

#### (5) 法曹の養成制度

##### ア 裁判官・検察官の養成制度

###### (ア) 王立裁判官・検察官養成校の設置

前記のとおり、カンボジアでは、1970年以降、内戦状態となり、特に1975年から1979年まで続いたポル・ポト政権下では、法曹を含む知識層が徹底的に粛清されるなどしたため、生き延びた裁判官は数名に過ぎなかったと言われている。そこで、カンボジアでは、裁判官の不足を補うため、書記官や教員などを裁判官に任命していたが、1993年のカンボジア王国憲法制定後もしばらくは裁判官・検察官の組織的な法曹教育は行われていなかった。

しかし、2002年2月5日に司法官職養成校の設置に関する政令（Sub Decree）が公布され、王立裁判官・検察官養成校（Royal School for Judges and Prosecutors）（以下、「養成校」という。）が設置されることになった。

そして、養成校は、新規裁判官及び検察官の養成、現職裁判官及び検察官の継続教育を実施することなどが目的とされ、今後は養成校を卒業した者のみが新規の裁判官及び検察官として任命されることとなった。

###### (イ) 養成校の選抜試験の受験資格

<sup>38</sup> なお、2000年9月7日から9月19日までの間、JICAのカンボジア法整備第2次事前調査団としてカンボジアに派遣された矢吹公敏氏、三澤あずみ氏、坂野一生氏の調査結果によると、通常、州又は特別市裁判所においては、検事正1名と検事補数名が配置されているが、州によっては検事正1名のみが配置されているとの報告がなされている。

<sup>39</sup> プノンペン大学法経学部出版部出版の「Introduction au droit Cambodien」（フランス語版）の134、135頁の記載を参考にして記載した。

<sup>40</sup> 資料1の注釈12、資料2の3（3）参照。

<sup>41</sup> 前記の法制度法整備支援の一環として、2001年8月27日から同年9月7日までの間、カンボジアの裁判官及び司法省職員8名を日本に研修員として招いて実施した本邦研修の際に、カンボジアの研修員が、カンボジアの民事執行制度について報告した内容による。

養成校の研修生になるためには、養成校の選抜試験に合格する必要があるが、その選抜試験には受験資格がある。その受験資格は2種類に分けられている。

第1は、大学の法学部の卒業生で、30歳以下である者、又は法学大学院の卒業生で、35歳以下である者である。

第2は、38歳以下の大学の法学部の卒業生で、公務員として勤務している者である。なお、この第2の場合、もし公務員としての勤務経験が5年を超えていれば、試験の得点に10パーセントの追加点が自動的に加算される。

いずれの受験者も選抜試験を受験する機会は3回与えられる。

ただ、政府に推薦される5名までの上位官吏は選抜試験を受験せずに養成校の研修生になることができる。その推薦対象となる者は、法学士の学位を持ち、勤務業績が良いものとなっている。

#### (ウ) 養成校の第1期の研修状況

養成校では、第1期の研修生55名（選抜試験により選抜された者が50名、政府推薦者が5名）に対する研修が2003年11月から開始された。

研修期間は2年間であり、8か月間の前期研修、1年間の実務研修、4か月間の後期研修によって構成された。前期及び後期研修は、養成校<sup>42</sup>において講義等が中心に行われ、実務研修は、15か所の州裁判所に研修生を分散配置し、裁判実務教育が行われた。第1期の研修生55名は、2005年11月に卒業し、卒業生のうち36名が裁判官に、19名が検察官に任命された。

なお、2006年12月現在の司法省の最新のリストによれば、カンボジアにおける裁判官と検察官の人数は、裁判官が153名（うち女性19名）、検察官が74名（うち女性2名）である。裁判官、検察官の配属先は、以下の表のとおりである。

	裁判官 (うち女性数)	検察官 (うち女性数)	合計 (うち女性数)
司法省付 (国会議員含む)	9名(2名)	1名(0名)	10名(2名)
裁判所	142名(17名)	71名(2名)	213名(19名)
王立司法学院	1名(0名)	1名(0名)	2名(0名)
クメールルージュ 特別法廷事務局 <sup>43</sup>	1名(0名)	1名(0名)	2名(0名)
合計	153名(19名)	74名(2名)	227名(21名)

#### (エ) 養成校の第2期の研修生の選抜試験の状況

養成校では、第2期の研修生55名（選抜試験により選抜された者が50名、政府推薦者が5名）に対する研修が2006年5月から開始されたが、それに先立って、第2期の研修生になるための選抜試験が実施された。

<sup>42</sup> 教室等の施設は、プノンペン所在の王立行政学院の右翼部分を貸与されている。

<sup>43</sup> ECCC (Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia) を仮訳したものである。

養成校の選抜試験には、1次試験と2次試験がある。

1次試験は、筆記試験であり、受験生の能力及び意見の表現力を見るためのものである。

2次試験は、口頭試験であり、受験生の考え方、技術的な知識及び口頭陳述能力を見るための試験である。

第2期の研修生の選抜試験の1次試験の筆記試験は、2006年3月29日から同月31日までの3日間の日程で行われた。1日目が一般教養で、2日目が民事科目で、3日目が刑事科目で、全て論述式の試験であった。276名がこの1次試験を受験し、同年4月12日に1次試験の合格発表が行われ、78名が合格した。

2次試験の口頭試験は、同年4月18日から同月21日までの3日間の日程で行われた。口頭試験は、語学、法律、一般の3科目があった。語学については、英語又はフランス語を受験生が選択した。法律については、受験生のくじ引きにより、労働法、商法、行政法・憲法のうちのいずれかに受験分野が決められた。一般科目については、試験官が受験生に対して自由に質問を行った。

同年4月24日に最終合格者の合格発表が行われ、50名（うち女性2名）の合格者が発表された。

#### (オ) 養成校の第2期の研修状況

第2期の研修は、2006年5月から開始されたが、研修期間も第1期と同様の2年間であり、第1期と同様に8か月の前期研修、1年間の実務研修、4か月の後期研修によって構成される予定である。

2006年5月から同年12月までの前期研修の民事教育分野においては、前記の裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトの支援活動の一環として、国際協力部が中心となって策定支援を行ったカリキュラムに基づいて、前記の法制度整備プロジェクトにおいて我が国が起草支援を行った民法草案の講義・事例演習及び民事訴訟法に基づく第一審手続の解説・判決起案の講義が行われている。

養成校は、2007年5月に第3期の研修を開始することを計画している。

#### イ 弁護士養成制度

カンボジアにおいては、UNTACの暫定統治期間前には、資格を要する弁護士制度は整備されず、UNTACの暫定統治期間中に組織された人権NGOのいくつかが刑事「弁護士」団体としての活動を開始していたにすぎなかった。

しかし、1995年6月に弁護士法（以下「同法」という。）が採択され、弁護士は弁護士会への入会と弁護士名簿への登録が義務づけられるとともに（同法第8条）、弁護士登録の要件として、原則として、クメール国籍を有するもので、法学士の学位を有し、弁護士養成校の認定（試験）を受け、かつ軽罪又は重罪で有罪判決を受け若しくは懲戒又は行政処分を受け、若しくは裁判所から破産宣告を受けたことのない者と定められた（同法第31条）。

そこで、2002年10月から新規弁護士を養成するための弁護士養成校（Center

for Lawyers Training and Professional Improvement of the Kingdom of Cambodia) の第 1 期の研修が開始された。研修期間は 11 か月で、最初の 8 か月は弁護士養成校<sup>44</sup>での講義及びリーガルクリニック<sup>45</sup>での研修を中心とし、次の 2 か月は弁護士事務所、NGO 事務所などでの実務研修を行い、最後の 1 か月は卒業試験準備である<sup>46</sup>。弁護士の資格を得るためには、弁護士養成校を卒業後、さらに 1 年間、弁護士事務所において、研修弁護士 (Trainee Lawyer) として勤務する必要がある。

2006 年 11 月現在は、弁護士養成校において、第 7 期の研修生に対する研修が行われている。

なお、2006 年 12 月現在のカンボジアにおける弁護士の人数は 513 名 (95 名の Trainee Lawyer を含む。) である。<sup>47</sup>

## 5 憲法院

憲法第 150 条で「この憲法は、カンボジア王国の最高法規である。法律及び国家機関の決定は、憲法と厳格に一致しなければならない。」と定められているが、この憲法の最高法規性を保障する機関として、憲法の第 12 章に「憲法院」に関する 9 か条の条文がおかれ、この憲法院に違憲審査権を与えている。

### (1) 憲法院の構成

憲法院は、9 年間を任期とする 9 名の評議官により構成され、その 9 名の構成員は、国王が 3 名の評議官を指名し、国民議会が 3 名の評議官を指名し、司法官職高等評議会が 3 名の評議官を指名すると定められている (憲法第 137 条)。

このように、カンボジアの違憲審査制は、通常の裁判所でも、憲法裁判所でもない、国王、国民議会、司法官職高等評議会が指名した 9 名の評議官によって構成される憲法院という特別の機関に違憲審査権を与えているという特徴を有している。

### (2) 憲法院の権限

憲法院は、後記のとおり、違憲審査権を有するほか、国民議会議員及び上院議員の選挙に関する争訟を調査し、決定を下す権限を有すると定められており (憲法第 136 条)、憲法のあらゆる修正提案に関して、国王と合議を行う権限も有すると定められている (憲法第 143 条)。

憲法院の違憲審査権については、公布前の法律案の合憲性と公布後の法律の合憲性のどちらの段階についても違憲審査権を有しているという特徴を有している。

#### ア 公布前の法律案等の違憲審査権

<sup>44</sup> プノンペン大学法経済学部から教室及び事務室を無償で借りている。

<sup>45</sup> 法律扶助と弁護士養成校の研修生の訓練の双方を目的とする法律相談室である。研修生は弁護士の指導の下、市民から寄せられた実際の相談事案を検討する。

<sup>46</sup> JICA の小規模開発パートナーシップ事業及び開発パートナーシップ事業の枠組みで実施した日本弁護士連合会の弁護士養成校に対する支援の状況については、ICD NEWS 第 5 号 4～83 頁、2003 年 11 月発行の日本弁護士連合会の「カンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト・JICA 開発パートナー事業中間報告書」参照。

<sup>47</sup> 前記 JICA 長期専門家坂野一生氏が 2006 年 12 月現在、カンボジア現地で確認された情報による。

公布前の法律案の合憲性の審査については、国民議会が採択した法律案の場合には、国王、首相、国民議会議長、国民議会議員総数の10分の1の議員、上院議長、上院議員総数の4分の1の議員の請求により、法律案が憲法院に送付される（憲法第140条）。

国民議会規則、上院規則及びその他の組織法律案の場合には、上記請求権者からの請求がなくとも、公布前に憲法院に送付される（憲法第140条）。

憲法院は、法律案、国民議会規則案又は上院規則案が合憲か否かを30日以内に決定する（憲法第140条）。

#### イ 公布後の法律案等の違憲審査権

公布後の法律の合憲性の審査については、国王、首相、国民議会議長、国民議会議員総数の10分の1の議員、上院議長、上院議員総数の4分の1の議員又は裁判官の請求により、憲法院は当該法律の合憲性を審査する（憲法第141条）。

また、市民も、国民議会議員、国民議会議長、上院議員又は上院議長を通じて、法律の合憲性の審査を憲法院に求める権利を有すると定められている（憲法第141条）。

なお、1998年3月18日に採択された憲法院の組織及び権限に関する法律第19条には「裁判の当事者は、その基本的権利又は自由が侵害されると確信したときは、法律の条項又は国家機関の決定について、その違憲性を裁判所に対して主張することができる。裁判所は、前項の主張に根拠があると認めたときには、10日以内に当該事件を最高裁判所に送付する。最高裁判所は、請求を審議し、不相当と決定するときを除いて、15日以内に請求を憲法院に送付する。」と定めている。

したがって、国民は、具体的な訴訟事件の裁判の際には、上記のように国民議会議員等を介さずに、直接裁判所を通じて憲法院に法律の条項又は国家機関の決定の違憲性を主張することができるものと考えられる。

ただ、上記の憲法第141条により、裁判所は、公布後の法律の合憲性の審査の請求権者になっていることから、裁判所は、具体的な訴訟事件の裁判の際に、当事者から法律の合憲性の審査についての申立てがなくとも、職権により当該法律の合憲性の審査を憲法院に請求することができるものと考えられる。

#### ウ 憲法院が違憲と決定した場合の効果

憲法院が違憲と決定した場合の効果については、「憲法院が違憲とした条文は、公布せず、施行しない。憲法院の決定は、最終決定とする。」（憲法第142条）と定められており、憲法院が違憲と決定した法律案及び法律等の条文はそれ以降は効力がなくなり、その決定が最終決定であることが明らかにされている。

### (3) 憲法院の設立

憲法で「憲法院の組織及び活動は、組織法律で定める。」（憲法第144条）と定められていたことから、上記のとおり、1998年3月18日に憲法院の組織及び権限に関する法律が採択され、その後の1998年6月に憲法院は設立された。

## 6 国民大会

憲法では、第14章に「国民大会」に関する3か条をおき、直接民主制の性格を有する機関として国民大会という機関を設けた。

憲法では、クメール市民は、性別を問わず、この国民大会に参加する権利を有すると定められた（憲法第147条）。

この国民大会で、国民は、国益に関する事項について直接に情報を受け、問題を提起し、問題解決のために国家機関に対して、請願を行うことができると定められた（憲法第147条）。

また、この国民大会は、国民議会及び上院並びに政府の検討に付すために、勧告を採択すると定められた（憲法第149条）。

この国民大会は、年に1度会合し、首相が、12月初旬に召集すると定められている（憲法第148条）。

しかし、この国民大会は、1994年に1回会合が開催されたものの、その後は法律が整備されていないという理由で<sup>48</sup>、現在まで開催されていない。

---

<sup>48</sup> 前掲コン・テイリ氏作成の「カンボジアにおける立法過程と司法改革について」と題する報告書による。

## 資料 1

### カンボジアの刑事司法手続について

以下は、平成14年8月29日（木）から9月11日（水）までの間、法務総合研究所国際協力部が実施したカンボジア司法制度共同研究における研究員の発表及び質疑応答の内容をまとめたものである。

- (日 時) 平成14年9月4日（水）  
10:00～12:30, 14:00～17:00
- (場 所) 大阪中之島合同庁舎4階セミナー室
- (発表者) Mr. Meas Sopeak（ミアス・ソピアック氏）  
Deputy Prosecutor, Sihanoukville Court  
（シアヌークビル裁判所付置検察局次席検事）
- (日本側) 法務総合研究所国際協力部教官 山下輝年  
法務総合研究所国際協力部教官 黒川裕正（記録担当）
- (概 要) 以下のとおり。

#### 1 根拠法

カンボジアの刑事訴訟手続は、1993年1月29日に採択されたカンボジア刑事訴訟法<sup>1</sup>（以下、「法」という。）に規定されている。

また、国連カンボジア暫定統治機構<sup>2</sup>の後押しで、カンボジア最高国民評議会<sup>3</sup>が1992年9月10日に採択した「暫定統治期間中のカンボジアに適用する刑事及び刑事手続に関する規定」（以下、「UNTAC法」という。）<sup>4</sup>が適用されている。

<sup>1</sup> 1993年カンボジア刑事訴訟法の全体構成は、以下のとおり。なお、同法は、2002年7月に改正されたということである。

第1章 総則 (General Provision)	1～34条
第2章 司法警察 (Judiciary Police)	35～48条
第3章 プロビンス検察局 (Provincial Public Prosecutor Department)	49～67条
※ 各プロビンス裁判所にそれぞれ検察局が付置されている。	
第4章 調査裁判官 (The Investigating Judge)	68～95条
第5章 プロビンス裁判所, 市裁判所 (Provincial or Municipal Tribunals)	96～155条
第6章 控訴裁判所 (The Appeal Court)	156～205条
第7章 最高裁判所 (The Supreme Court)	206～236条
最終規定 (Final Provision)	237～238条

<sup>2</sup> UNTAC: the United Nations Transnational Authority in Cambodia

<sup>3</sup> SNC: the Supreme National Council

<sup>4</sup> Provisions Relating to the Judiciary and Criminal Law and Procedure Applicable in Cambodia during the Transnational Period

## 2 手続概要 I

逮捕から公訴に至る手続の流れは、以下のとおりである。

### ① 逮捕

司法警察<sup>5</sup>は、告訴・告発を受理し、証拠を収集（法 38 条）するとともに、被疑者を逮捕する。

逮捕には、現行犯逮捕（f.d: *flagrant delicto*）と令状による逮捕に分かれる。

犯罪は、重罪、軽罪及び微罪に大別される<sup>6</sup>。

司法警察は、重罪及び軽罪の現行犯逮捕をすることができる（法 47 条）。

また、司法警察は、検察官が発する令状による逮捕をすることもできる（UNTAC 法 19 条）。

司法警察が容疑者を拘束することができる期間は、48 時間以内（最低限必要な移送期間を除く。法 47 条）。ただし、2002 年 7 月の法改正後は、必要があれば、24 時間延長することができることとなった（合計 72 時間）。

### ② 司法警察が検察官に書類送検する（法 48 条）。

### ③ 検察官は、一般人、司法警察などからの告訴、告発を受理し、予備調査（preparatory investigation）をする責務がある（法 56 条）。

微罪については、捜索（search）する必要はないが、裁判所（penal court）が微罪について審理した場合は、求刑してもよい（法 57 条）。

なお、被疑者が裁判所の管轄外に逃亡した場合は、逃亡先の裁判所から、管轄の裁判所へ移送される（法 102 条参照）。

### ④ 検察官は、告訴、告発又は書類送検を受けてから、犯罪にあたらないと判断した場合は、2 か月以内に意見を告訴状等に付記するとともに、告訴人に通知する（法 59 条）。犯罪にあたる場合は、直ちに裁判所における調査（judicial inquiry）を開始するため、裁判所へ導入的に起訴（introductive charge）する（法 60 条）。

なお、検察官は、刑期が 1 年以下と考えられる事件については、直接、公判裁判所へ手続を進める（法 67 条）。

### ⑤ 調査裁判官は、検察官からの請求があった場合にのみ、調査を行う（法 69 条）。

調査を行った裁判官は、公判に加わることはできない（法 68 条）。

### ⑥ 調査裁判官は、事前に検察官に知らせた上で、現場検証をすることができる（法

---

<sup>5</sup> 司法警察（J.P: Judiciary Police）として活動できる者は、14 種類ある（法第 36 条）。

なお、改正後の刑事訴訟法では、コミュニティの長も司法警察として活動できる（コミュニティはカンボジアの最小行政区画で、概ね 3,000 世帯〔1 世帯は 10 名程度〕が居住している。）。

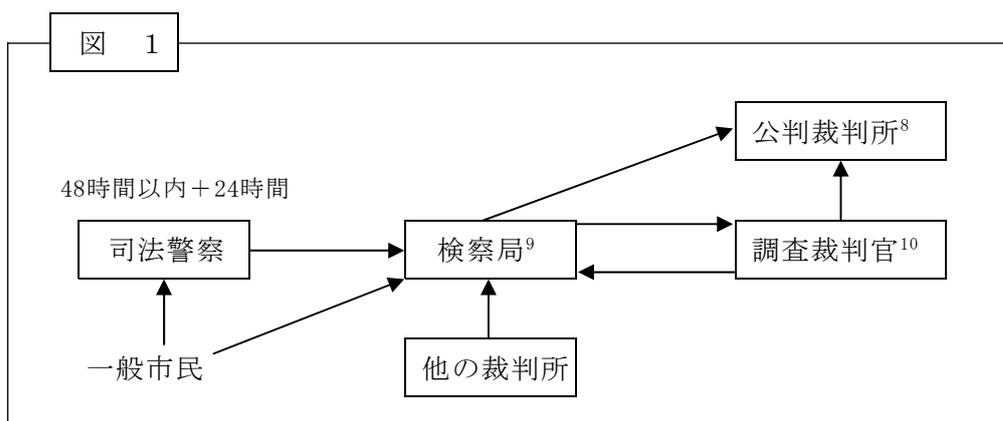
① 検察官、調査裁判官（義務のみ）、② 司法及び経済警察の部長又は副部長、③ 対テロリズム部の部長又は副部長、④ 市警察及びプロビンス警察の長官又は捜査官、⑤ 刑事及び経済警察署長、⑥ 対テロリズム署長、⑦ 治安警察署長、⑧ ディストリクト、プロビンス又はカン（khan: ディストリクトなどと同じレベルの地方組織）の捜査警察官、⑨ 行政警察委員長（刑事犯について）、⑩ 交通警察又は交通違反課の長（交通違反について）、⑪ 軍事警察の長又は係官（軍事犯について）、⑫ 国境警察官、⑬ 関税捜査官（関税をめぐる違反について）、⑭ 森林・漁業事務官

<sup>6</sup> A. 重罪（felony, crime）刑期 5 年以上、B. 軽罪（misdemeanours）刑期 7 月以上 5 年未満、C. 微罪（minor offences）刑期 7 日以上 7 月未満

72 条)

- ⑦ 調査裁判官は、被疑者を審問（法 75 条以下）するとともに、告訴状に名前の書かれた人物や、証人その他真実の発見に資すると思われる人物を召喚し、事情聴取する（法 81 条以下）。
- ⑧ 調査裁判官が「調査は完了した」と判断した場合は、一件書類を検察官へ送り、検察官は、書類を受け取ってから 24 時間以内に、調査裁判官へ起訴状（a charge in writing）を送付するとともに一件書類を返送する（法 89 条）。
- ⑨ 証拠不十分の場合、調査裁判官は不起訴相当との命令を出すことができる。この命令と一件書類は直ちに検察官に送付され、検察官は、24 時間以内に控訴裁判所へ異議申し立てをすることができる（法 90 条）。
- ⑩ 罪状が重罪又は軽罪にあたる場合、調査裁判官は、起訴状の送付を受けた後に、被疑者の身柄を裁判所に送る。調査裁判官は、自由に、求刑の変更を命じることができる。変更命令は 48 時間以内に検察官へ送付され、検察官は控訴裁判所に不服を申し立てることができる（法 92 条）<sup>7</sup>。

手続の流れは、以下の図 1 のとおりである。



<sup>7</sup> 検察官は、被疑者が勾留されている場合は 2 か月以内、釈放されている場合は 24 時間以内に控訴することができる。

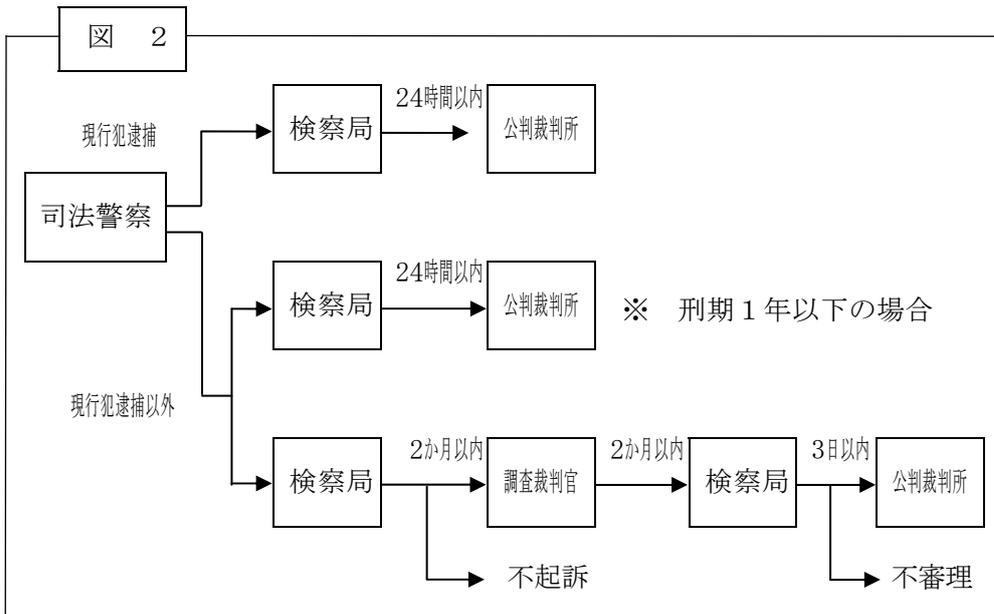
<sup>8</sup> Trial Court

<sup>9</sup> PPO:Public Prosecutors Office

なお、各プロビンス裁判所に 1 つずつ検察局がある。検察局は、1 人の検察官と 1 人の補助検察官からなる（法 49 条）。

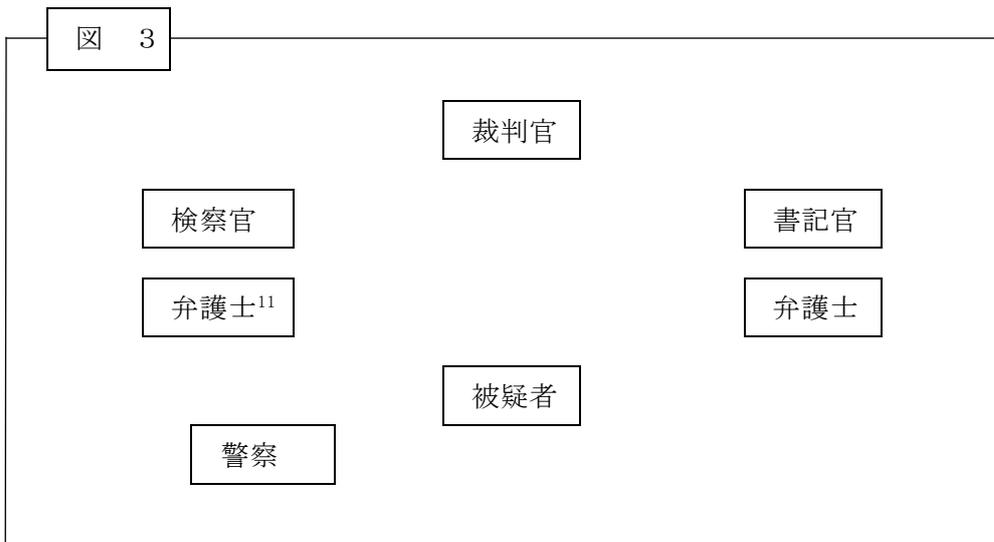
<sup>10</sup> I.P:Investigating Police

これを、現行犯逮捕とそれ以外とに分けて整理すると、以下のとおりとなる。



### 3 手続概要 II

法廷内の配置は、以下のとおりである。



手続は以下のとおり。

まず、公判期日の3～5日前に通知される。

公判では、最初に、開廷が宣言される。

次に、被疑者の権利及び義務が告げられる。

被疑者の権利及び義務は次のとおりである。

- ① 真実を発言する義務
- ② 答えられないときは、弁護士に助けを求める権利
- ③ 裁判官の変更の申立てをする権利

<sup>11</sup> 付帯私訴の場合に、被害者（原告）の訴訟代理人として弁護士が出廷する場合がある。

④ 被疑者による加害が何であったかを述べる権利  
次に、裁判長は、自ら被疑者に質問する。  
その後、検察官<sup>12</sup>に対して、質問してよいと言う。  
被疑者、証人、コミュニケーションの長の順番で発言する。

#### 4 その他

期間制限について、UNTAC 法で以下のように規定されている。

##### 第 21 条（期間制限）

- 1 被告人は、勾留されているか否かにかかわらず、逮捕後遅くとも必ず 6 か月以内に判決を受ける。
- 2 被告人の弁護人は、公判日を、少なくとも 15 日前までに必ず知らされる。

---

<sup>12</sup> 民事事件であっても、検察官は、参加者として法廷に出て、意見を述べることができる（法 53 条）。民事事件のうち、公共の利益に関する事件の場合は、検察官は、当事者として法廷に出る（法 54 条）。もし、結果的に、公共の利益に関する事件ではなかった場合は、検察官は意見はないと発言する。

## 資料2

### カンボジアの民事司法手続について

以下は、平成14年8月29日（木）から9月11日（水）までの間、法務総合研究所国際協力部が実施したカンボジア司法制度共同研究における研究員の発表及び質疑応答の内容をまとめたものである。

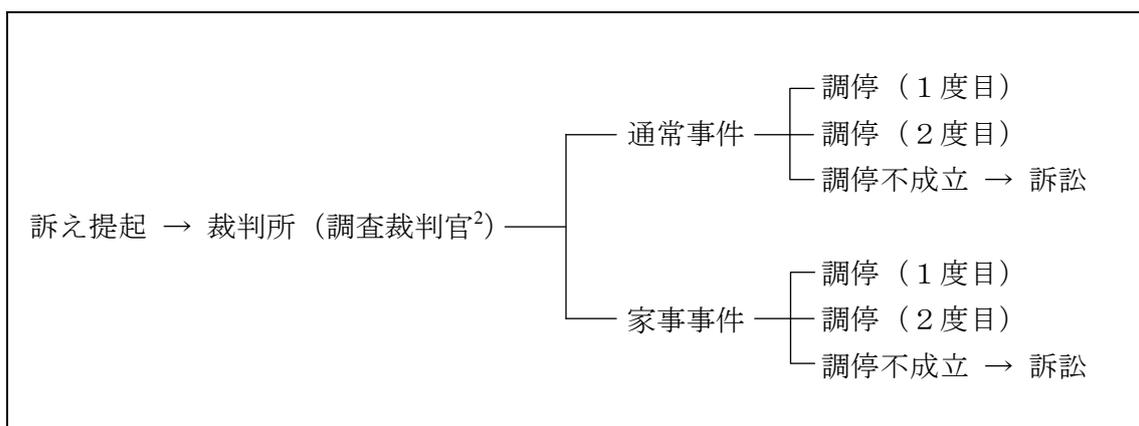
- (日 時) 平成14年9月5日（木）10:00～12:30  
(場 所) 大阪中之島合同庁舎4階セミナー室  
(発表者) Mr. In Bopha（イン・ボーパー氏）  
Judge, Kondal Province Court（カンダル州裁判所判事）  
(日本側) 法務総合研究所国際協力部教官 山下輝年  
法務総合研究所国際協力部教官 黒川裕正（記録担当）  
(概 要) 以下のとおり。

#### 1 根拠法

カンボジアの民事訴訟手続に関する根拠法令としては、1984年9月8日付けの民事訴訟に関する通達（以下「通達」という。）<sup>1</sup>及び1993年の民事判決執行手続に関する法律がある。

#### 2 手続概要 I

訴訟に至るまでの手続は、以下のとおりである。



<sup>1</sup> "Introduction of the CAMBODIAN JUDICIAL PROCESS" Koy Neam, The Asian Foundation 44ページ

<sup>2</sup> Inquiring Judge

訴えが提起されると、まず、調停<sup>34</sup>を行う。

通達によれば、民事訴訟における最初の手続として考えられるのは、以下の5段階である。<sup>5</sup>

- (1) 訴えの提起
- (2) 調停
- (3) 訴えの登録と手数料
- (4) 調査
- (5) 裁判官の忌避

### 3 手続概要Ⅱ

訴訟における手続は、以下のとおりである。

- (1) 訴訟前
  - ・ 裁判所書記官が法廷を準備
  - ・ 法廷内規則を朗読
  - ・ 関係当事者の出席を確認
- (2) 開廷
  - ・ 書記官が参加者を法廷内へ案内
  - ・ ベルが3回鳴らされる
  - ・ 裁判担当裁判官が法廷に入る
  - ・ 裁判担当裁判官が参加者に起立・着席を命じる
  - ・ 裁判担当裁判官が開廷を宣言する
  - ・ 書記官が、訴えの目的及び訴訟当事者を読み上げる
- (3) 調査
  - ・ 事件の事実関係を明らかにするため、裁判官は、当事者尋問において重要な役目を果たす。
    - ア・ 原告
      - ・ 被告
      - ・ 他の参加者（証人、真実を知っている者）
    - イ・ 弁護士
      - ・ 検察官
      - ・ 手続内の質疑応答を書記官が記録する

---

<sup>3</sup> 調停においては、両当事者が呼ばれ、原告、被告の順に話を聞かれる。証拠書類を15日間で見つけるためにいったん返された後、1～2か月たったところに、また調停が行われる。その際、審問裁判官が原告に条件を提示する。原告が、その条件に応じれば事件は終了する。また、証拠がそろっている場合は、15日以内に裁判所が判断を下す。

<sup>4</sup> 調停は、裁判のどの段階でも行うことができる。なお、最高裁判所への上告は、法令違背の場合だけでなく、事実審理のためにも行うことができる。

<sup>5</sup> 前掲書44ページ以下

(4) 対面

- ・ 裁判官が争いについて聞いている間、訴えの相手方は互いに向き合う位置にいる
- ・ 書記官は、当事者が対面している間の記録をとる

(5) 判決の宣告

- ・ 判決は以下の事項を含まなければならない

ア 参加者の地位

- ・ 裁判所の構成
- ・ 当事者の氏名，年齢，職業，住所などの身元確認
- ・ 弁護士の身分証明
- ・ 訴えの目的物

イ 判決文

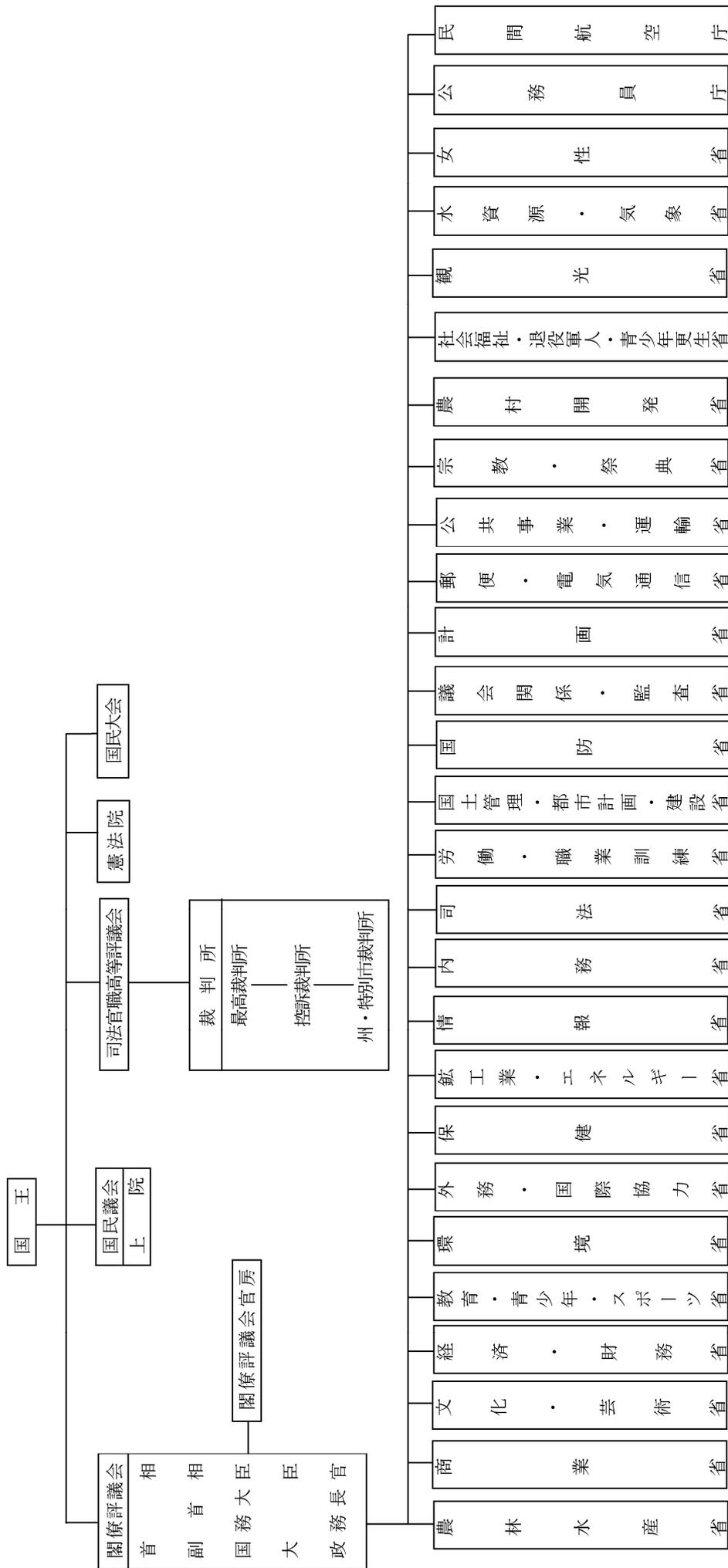
- ・ 当事者及び証人によって示された事件の事実
- ・ 判決の根拠（理由）
- ・ 事実と適用法に基づく判決

ウ 署名

- ・ 裁判担当裁判官の署名
- ・ 裁判所書記官の署名

# カンボジア統治機構図

資料 3



## 資料4 カンボジア司法省組織規定

### カンボジア王国 国家－宗教－国王

王国政府  
19/ANKr-BK

#### 司法省の組織及び機能に関する ANUKRET

王国政府は

- －カンボジア王国憲法を参照し、
- －カンボジア王国政府の任命に関する1998年11月30日付 Kret NS/RKT/1198/72 を参照し、
- －閣僚評議会の組織及び機能に関する法律を公布する1994年7月20日付 Kram 20/NS/94 を参照し、
- －司法省設立に関する1996年1月24日付 Kram NS/0196/RKM/04 を参照し、
- －司法官職高等評議会の組織及び機能に関する1994年12月22日付 Kram 09/NS/94 を参照し、
- －閣僚及び国家事務局の組織及び機能に関する1996年4月30日付の Anukret 20/ANK/BK を検討し、
- －2000年2月25日総会における閣僚評議会承認に基づき、

以下を決定する。

#### 第1章：総則

##### 第1条

この Anukret は、司法省諸機関の組織、並びに本省及びその他の局の任務を確定する。

#### 第2章：任務及び構成

##### 第2条

司法省は、カンボジア王国の司法に関する指導及び運営の任務を実施する権限を王国政府から委任されている。

### 第3条

司法省は、以下の機能及び任務を有する。

- －裁判官の職務執行中における独立を保護すること
- －全ての人々に対して法による正義を実施すること
- －裁判所の行政手続きを組織し、監視すること
- －司法省の職員の人事を管理すること
- －裁判所及び全検察官の機能を保障し、これらの機関を管理する各種法律を起草すること
- －司法に関する法律について教育し、普及させること
- －全審級の裁判所及び検察官の命令及び判決の適切な適用を保障すること
- －法執行の目的のために、判決の執行、特に拘置所及び刑務所の検査を監視すること
- －判決の抜粋を作成し、管理し、発行すること
- －法手続きに従って、恩赦、大赦を受理し、その準備を行い、管理すること
- －司法分野及びそれに関係する法律についての国際協力を行うこと、及び
- －王国政府が指定するその他の任務を実施すること

### 第4条

司法省は、以下で構成する。

- －大臣官房
- －司法監査局
- －総務局
- －人事・研修局
- －民事局
- －刑事・恩赦局
- －検察局、及び
- －国際局

司法省の組織表は、この **Anukret** に添付されている。

## 第3章：大臣官房

### 第5条

大臣官房は、上記の閣僚及び国家事務局の組織及び機能に関する1996年4月30日付 **Anukret 20/ANK/BK** の規定に定められている任務を担当する。

## 第4章 司法監査局

### 第6条

司法省司法監査局は、司法省の一機構として、以下の活動を実施する。

- －各部署，機関の行政的機能について定期的に検査を行うこと
- －裁判所，検察機関及び司法省管轄下の組織に対し行政監査を実施すること
- －司法官職高等評議会の機能について，個人又は法人から訴えが出された場合に，事件を解決すること
- －大臣に対し，検査を受けた裁判所，機関の行政機能について報告書を作成し，それらの機能の改善措置について大臣に提案すること
- －司法省職員所管の行政紛争を検討し，調停すること，及び
- －大臣が指定するその他の任務を実施すること

司法監査局は，監査長官1名，副長官，及び補佐として多数の監査官が指揮する。

## 第5章 総務局

### 第7条

総務局は，以下の活動のために省の一機関として機能する。

#### a) 管理及び企画

- －中央レベル及び所轄の地方機関の管理運営を調整すること
- －省の行政文書を管理し，回覧させること
- －省の運営効率，安全性及び社会的事項を保障すること
- －司法，検察統計を作成し，普及させること
- －省のデータシステムを構築し，管理し，発展させること
- －司法に関連する施行中の全法律文書，規則文書を公開すること
- －省内で会議，セミナー，式典を開催すること
- －司法省に関連する外国支援を調整し，支援の実施を監視すること

#### b) 財政管理及び後方支援

- －ニーズを評価し，出費計画を立て，機材及び資材を管理し，修繕，修復及び建設を手配すること
- －動産，不動産，資材在庫を管理し，財産目録を作成すること
- －機材を受け取り，各地方の裁判所及び検察官に配布すること
- －雇用形態及び職員数を維持すること
- －財政活動及び運営費に関する情報技術を体系化すること
- －省の公共調達実施に関する技術事項を検査すること

#### c) 会計及び財政管理

- －省の予算計画を提案し，その実施を監視すること
- －財政法に基づき，資金を適切に収集すること
- －省の全経費を結合し，調整すること
- －公共調達のための会計適用を管理すること

局長 1 名及び多数の代理が補佐として、総務局を指揮する。

## 第 6 章 人事・研修局

### 第 8 条

人事研修局は、以下の活動について省の一機構として機能する。

- －法律に定めるとおり、省の採用、任命、昇進、免職及び退職に関する方針を策定すること
- －国家公務員事務局と協力し、司法省に勤務する職員全員を管理すること
- －司法省に勤務する職員全員の研修を実施すること
- －裁判所の組織及び機能に関する法律文書を起案すること
- －各裁判所の機能及び職員数を定め、裁判所の活動に関する情報を収集すること
- －裁判官及び書記官の法令に係る規則を策定し、当該規則の実施を保障すること
- －経歴管理の事務ファイルを作成すること
- －人事管理統計及び運営計画を策定すること
- －裁判所の要望に基づき、裁判官採用の方針を定めること、及び
- －指導陣が指定するその他の任務を実施すること

人事研修局は、局長 1 名及び必要に応じて多数の代理が補佐として指揮する。

## 第 7 章 民事局

### 第 9 条

民事局は、以下の活動について省の一機構として機能する。

- －民法及び民事訴訟に関する法律及び規則を起草すること
- －法律に定めるとおり、民事訴訟に関連する上訴を受理し、措置を取ること
- －各省庁及び機関による私法、公法関連法の起草に参加すること
- －私法、行政法、商法、社会法、特許、文学芸術知的財産に役立つ国際法について協議、交渉に参加し、協定を締結すること
- －民事を管轄する国際裁判所との適切な協力を保障し、民事に関する外国告発の執行を保障すること
- －裁判所の裁判費用の帳簿を検査すること
- －民法、労働法及び行政法に関して、閣僚に提言すること、及び
- －指導陣が指定するその他の任務を実施すること

局長 1 名及び必要であれば多数の代理が補佐として、民事局を指揮する。

## 第8章 刑事・恩赦局

### 第10条

刑事・恩赦局は、以下の活動について省の一機関として機能する。

- －刑法及び刑事訴訟に関する法律及び規則を起草すること
- －刑事処罰を規定する各省庁及び機関の起草した法案，規則案全てを検討し，提言すること
- －犯罪に関する協定について交渉するに当たり，外務・国際協力省と協力すること
- －犯人引渡しに関する外国政府及びカンボジア人検察官の提案を検討し，刑事訴追に関する外国告発の適用を保障すること
- －短文（文字）で刑法に関する啓蒙，普及を実施すること
- －関係省庁及び社会組織と協力し，犯罪防止措置を策定し，実施すること
- －法律に定める刑罰，措置及び大赦のための行為の実施に関する訴えを受理し，処理すること
- －各省庁及び機関作成の刑法関連法律文書の起案に参加すること
- －中央政府及び地方政府の国家予算の年間決裁に関する法案を起草すること
- －刑事関連事項を検討し，提言すること
- －刑事事項の統計，業績報告書を作成すること
- －処罰を管理し，判決抜粋を発行すること，及び
- －指導陣が指定するその他の任務を実施すること

局長1名及び必要であれば，多数の代理が，刑事大赦局を指揮する。

## 第9章 検察局

### 第11条

検察局は，以下の活動について省の一機構として機能する。

- －検察機関及びその機能実施手続に関する法律を起草すること
- －各省庁及び機関が作成する検察に関する法律文書の起案に参加すること
- －検察に関して各省庁及び機関が作成した法案，規則案を全て検討し，それについて提言すること
- －拘留所及び地方刑務所の監視報告書を検討すること
- －検察機関と協力し，犯罪防止措置を策定し，実施すること
- －検察機関に関連した訴えの準備を支援すること
- －検察統計及び業績報告書を作成すること
- －検察及び人権分野において国際機関と関係を構築すること
- －検察事項について検討し，提言すること，及び
- －指導陣が指定するその他の任務を実施すること

検察局は，局長1名及び必要であれば多数の代理が指揮する。

## 第 10 章 国際局

### 第 12 条

国際局は、以下の活動について省の一機構として機能する。

- －司法に関連する国際問題全てを調整すること
- －司法に関連する国際法を研究し、調査すること
- －諸外国と司法関係を確立すること
- －麻薬及び不正資金浄化との闘いにおいて、国際機関、省庁と協力すること
- －ASEAN の司法分野を担当すること
- －諸外国、国際組織との協力プログラム、司法共助規約を策定し、閣僚陣及び諸外国からの訪問客との会議議定書を作成すること
- －検察に関する統計及び業績報告書を作成すること、及び
- －指導陣が指定するその他の任務を実施すること

国際局は、局長 1 名及び必要であれば、多数の代理が指揮する。

## 第 11 章 財政監査機関

### 第 13 条

財政監査機関は、省庁予算経費を監査する財政監査機関設立に関する 1995 年 11 月 16 日付 Anukret No.81 に定める条件及び規則の下で、経済財務省により設立された。

## 第 12 章 最終規定

### 第 14 条

司法省の中央行政、部署又はそれ以下のレベルの組織及び機能は、司法省 Prakas により定める。

### 第 15 条

他の機関の権限に関する任務について、司法省は、司法省及び当該機関長の共同 Prakas を通じて、活動の責任及び実行を割り当てるため、当該局長と協力する。

### 第 16 条

この Anukret に反する規定は、いずれも無効である。

### 第 17 条

閣僚評議会担当大臣、司法大臣、並びに全関連機関の大臣及び国家事務局は、署名日からこの Anukret を履行する。

第18条

この Anukret は、署名日から施行される。

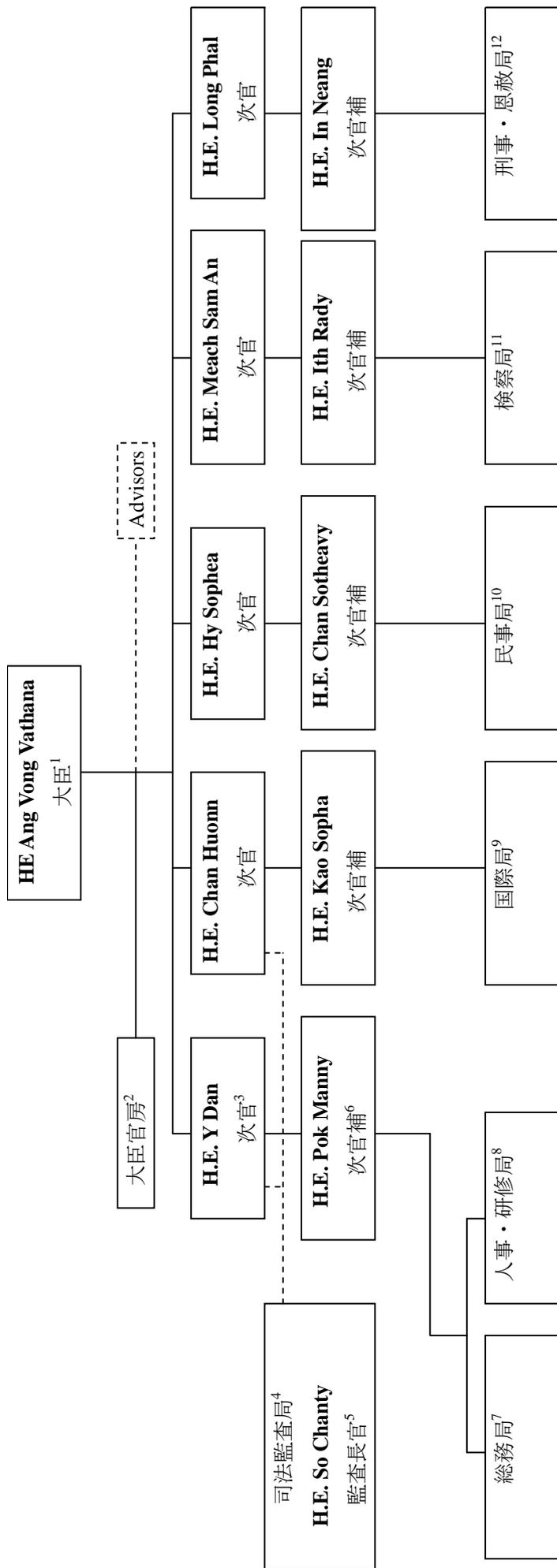
2000年1月20日 プノンペン

首相：フン セン

首相閣下に提出済み

司法大臣：オウク ヴィツン

カンボジア司法省組織図



<sup>1</sup> Minister  
<sup>2</sup> Cabinet of Minister  
<sup>3</sup> Secretary of State  
<sup>4</sup> Judicial General Inspectorate  
<sup>5</sup> General Inspector  
<sup>6</sup> Undersecretary of State  
<sup>7</sup> Department of Administration and General Affairs  
<sup>8</sup> Department of Personnel and Training  
<sup>9</sup> Department of International Affairs  
<sup>10</sup> Department of Civil Affairs  
<sup>11</sup> Department of Prosecution Affairs  
<sup>12</sup> Department of Criminal Affairs and Amnesty



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

### 路線バスからの風景

ハノイの路線バスは安く（市内はどこまで行っても約 20 円）、清潔ですし、市内中路線が張り巡らされていて便利です。時々利用するのですが、面白いもので、同じ道でも、乗用車やタクシーで走ると、バスに乗るとでは、風景が随分異なって見えます。多分視界の広い狭いや、視線の高い低いのせいでしょう。また、バスはあちこちの停留所で止まるので、その度に今まで気づかなかったお店などを見つけ、「へえ～、こんな所に新しい店ができたんだ」などと思いながら外を眺めているのも楽しいものです。ハノイもやたらと高層ビルが増え、おしゃれなレストランやブティックなどがあちこちにでき、都会としての発展の速さに感心させられることもしばしばです。しかし、目抜き通りのかっこいいフランスワイン専門店の前を、三角傘をかぶり、天秤棒を担いだトラディショナル・ベトナムミーズ・オババがすたこら歩いていく姿は、今後も変わらないでしょうね。

（JICA ベトナム長期派遣専門家 森永 太郎）

## ～国際協力の現場から～

### ウズベキスタン出張を通して

国際協力専門官 尾 世 智 浩

法務省法務総合研究所国際協力事務部門に着任して早7か月が経ちました。本年3月までは広島法務局民事行政部戸籍課において、戸籍関係の業務に携わっていました。近年、国際結婚や国際養子縁組をされる方が増え、「〇〇人と結婚したいのですが、どうしたらいいのでしょうか。」「妻の子（〇〇国籍）を私の養子にしたいのですが、どのようにしたらよいのでしょうか。」といった相談が多く、外国の方と接する（外国の法令を調べる）機会は何度かありましたが、国際協力部が行っている開発途上国への法整備支援とはまったく異なる業務であり、毎日聞きなれない言葉にドキドキしながらですが、充実した毎日を過ごしています。

私は、ウズベキスタン共和国の研修に関する事務をすることが多く、4月から、第6回（5月実施）、第7回（8月実施）、第8回（9月実施）、第9回（11月実施）ウズベキスタン共和国法整備支援研修の事務に携わってきました。また、本年6月末には、9日間のウズベキスタン出張（ウズベキスタン共和国倒産法注釈書作成支援プロジェクトの一環としてセミナーを現地において開催しました。）に同行させていただきました。

今回は、私にとって初めての海外出張となったウズベキスタン出張で印象に残っていることを書かせていただきます。

#### あまりの重さにびっくり！

ウズベキスタン出張に持参する書類を教官に確認し、毎日少しずつスーツケースに詰めていました。出発日が近づくにつれ、その量はどんどん増えて出張前日の夜に詰め終わったスーツケースは、今まで経験したことの無い重さになっていました。「これが海外出張なんだ」と思いながら空港に向かいました。

#### 飛行機の中で

ウズベキスタン共和国へは、関西国際空港を出発後、仁川国際空港（大韓民国）でトランジットして、タシケント国際空港（ウズベキスタン）に向かいました。

タシケント国際空港に向かう約7時間のフライト中、同行させていただいた伊藤隆教官は一睡もせず、現地で行うセミナーの準備（勉強）をしていました。朝早く家を出発していた私は睡魔と戦いながら教官が勉強しているのだからと、持参した資料をひたすら読んでいました。海外に行くことで少し浮かれていましたが、気持ちが引き締められました。

## 現地セミナー（協議）

毎日朝9時30分から JICA ウズベキスタン事務所のセミナー室において、ウズベキスタン倒産法の注釈書草案の内容について協議を行うというのが、本セミナーの主目的でした。国民性、言語、考え方等いろいろな障害があり、協議において日本側の意見が取り入れられない場面が多くありました。それを解決するため、協議終了後、毎日、日本側だけで、ウズベキスタン側の理解を得るためにはこういう方法で説明した方がいいのではないか、このような資料を作成すれば彼らが理解しやすいのではないか、と明日の協議に向けて打合せを行う日々でした。

考え方や言語の異なる外国の人々と協同して1つのプロジェクトを進めていく難しさを感じることができ、貴重な体験をさせていただきました。

## フリータイム

忙しい出張でしたが、1日だけ午後5時ころホテルに戻り、晩御飯まで休憩という日がありました。

その時間を利用して一人でホテルの近くにあるスーパーに買い物に行きました。スーパーの店員にウズベキスタンの特産は何かと聞いたのですが、店員への説明に時間がかかり、そのうちに周囲にいた子供達が集まってきました（ウズベキスタンでは、ロシア語とウズベク語が主として使われており、英語はほとんど通じません。）。子供達と店員は、必死に私のつたない英語と身振り手振りを理解しようと努力をしてくれ、しばらくして、スーパーのかご一杯にウズベキスタン産の紅茶、お菓子、ワインなどを入れて持ってきてくれました。どうやら、私が **Made in Uzbekistan** の物を欲しがっていると思ったようでした（大体思いは通じたようです）。少しでよかったです。彼らの優しさが嬉しくて、それらを全部買って帰りました。確か全部で3,000円ぐらいだったような気がします。

ウズベキスタンの人々の温かさに触れ、いい思い出になりましたし、お土産として、とても重宝しました。

前号にて、吉川勉前統括専門官が「各専門官が担当する国に実際に赴くことにより、一層その国に対する思い入れのようなものを抱くようになり、それ以前にも増して積極的に関わっていくこととなります。」と書いていました。正しくそのとおりでと思います。ウズベキスタンを訪れて、その国の空気や人に触れることによって彼らの役に立ちたいと思いましたが、特にスーパーで私の買い物を手伝ってくれた子供達が、将来、私たちが行っている法整備支援事業によって少しでも良い環境で生活ができればと思っています（倒産法の注釈書の作成は直接的には彼らの生活の向上にはつながらないかもしれませんが・・・）。

現在、ウズベキスタン倒産法注釈書草案作成支援プロジェクトは最終段階にきております。本プロジェクトに関わっている日本国内の注釈書作成支援委員会の先生、松嶋希

会長期専門家を始めとする関係各位，そして何よりウズベキスタンのワーキンググループの皆さんの努力が実り，素晴らしい倒産法注釈書が完成するようお願いながら，また，その一端を担えることに誇りを感じながら，微力ですが精一杯努力していきたいと思っています。



【協議中の様子】



## E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

### カンボジアの果物

プノンペンの市場や屋台では、あらゆる種類の果物が売られています。色とりどりの果物が並べられている様子は、見ているだけでも楽しいものです。バナナ、オレンジ、スイカといった日本でもおなじみの果物のほか、マンゴー・パパイヤ・マンゴスチン・ランブータン・ドラゴンフルーツなど、東南アジアならではの果物が並んでいます。どれも日本ではとても高い果物ですが、プノンペンではとても安く購入でき、キロ単位で購入するのが普通のようなのですが、私は、食べきれないので、500グラム購入することが多いです。これらの果物は、市場や屋台の果物屋で購入するほか、飲食店や屋台でも切って皿に盛り付けてもらったり、フルーツシェイク（各種果物・練乳・氷をシェイクしたもの。1杯 2,000 リエルくらい。）にしてももらったりして楽しむことができます。ところで、果物といえば、個人的には、ドリアンとの出会いが、特筆すべきです。日本では「おいしいらしいけれどもくさい」と思われているドリアンですが、カンボジアでは「良い香りのするおいしい高級な果物」です。ドリアンの味を私なりに表現すれば、「香りのついたカスタードクリーム」といったところでしょうか。何度か市場で購入してホテルの部屋で食べてみましたが、しばらくの間は冷蔵庫や部屋の中が強烈な香りに包まれます。そういえば、以前は、私も、ドリアンの香りを「(くさい) におい」と思っていたのですが、最近では、「ドリアンのおいしそうないい香り」と感じるようになりました。

(JICA カンボジア長期派遣専門家 柴田 紀子)



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

### 雨の日のバラ

春先のこと。雨が降って少し寒かったある日、近くの市場に出かけていた家内が、好きなバラの花をたくさん買ってきました。ベトナムの人は花が好きで、近所の路上でも自転車の荷台に色とりどりの花を積んだ花売りの女性を見かけます。家内はアパートの前にいた花売りの女の子から買って来たとのこと。それを見たアパートの清掃係のお姉さんが「あらら、そんなに買って来たの。今日は高かったでしょうに」と言うのです。家内いわく、「そう言えば、いつもより少し高かったような気がする。」なぜ？と聞いてみますと、何でも、晴れて気温が高い日は、バラは活けてもすぐに開いて散ってしまうが、雨で気温が低いと開くのが遅く、長持ちする。2～3日は散らない。長く楽しめるからその分晴天の日のバラよりも価値がある。だから値段も高いのだ、とのこと。うむ。なるほど、理に叶っていますな。社会主義国ベトナムでも、巷はしっかり市場経済になっているようです。

(JICA ベトナム長期派遣専門家 森永 太郎)

— 編 集 後 記 —

某テレビ番組で、『イギリス BBC と米メリーランド大が共同して、世界 33 か国 4 万人を対象に行った「主要各国の影響力調査」で、「世界に今、最も良い影響を与えている国」として第 1 位に日本が選ばれた。』と報道されていました。詳細について調べたところ、日本が世界に「好影響」を与えているとの回答は、33 か国中 31 か国で「悪影響」を上回っていました。具体的に何が判断材料となったかについては触れられていませんでしたが、各国約 1,000～1,500 人の不特定多数の一般の人々に対して、面前または電話により調査を行ったものでした。なぜか世界の日本に対する良い報道を目にすることがあまりなく、私自身、日本は世界の人々からあまり良く思われていないような、勝手な想像をしていたので、にわかには信じがたいところもあったのですが、このような良いニュースは素直に喜ぶべきことだろうと思います。この調査結果は、日本の ODA 貢献や新旧日本文化の紹介などが、世界の人々に良い印象を与えているからではないでしょうか。きっと、法整備支援の活動も、「好影響」の一因となっていることでしょう。ちなみに、33 か国中、「好影響」の回答が最も多かったのは、ICD も法整備支援を行っているインドネシアでした。近い将来、某テレビ番組で、「世界で活躍するニッポン人」として、ICD を始め法整備支援に携わる人々が取り上げられる日が来ればいいですね。

さて、今号の「特集」ではベトナム司法制度等に関して、伊藤文規教官がその概要を紹介するとともに、ベトナム最高人民検察院からの招へい専門家、レ・フー・テー最高人民検察院検察理論研究所長及びド・ヴァン・ドゥオン同副所長の講演録を掲載させていただきました。この日越交換プログラムを通じて、両国の良い友好関係が今後も続くことを願っております。

次に、「国際研究」では、小林俊彦教官が、「カンボジアの統治機構の概観」について執筆いたしました。カンボジアの基本情報など、同国を知るための格好の資料となるのではないのでしょうか。

「国際協力の現場から」は、尾世智浩国際協力専門官が、ウズベキスタン出張の際の現地の人々との心温まる出来事などを執筆いたしました。法整備支援事業が次の世代のためのより良い環境を作る一助となることを私も願います。

また、しばらく掲載のお休みをいただいていた現地長期派遣専門家からのお便り「E-MAIL」が今号から復活致しました。今回は森永太郎専門家及び柴田紀子専門家から現地生活に関するお便り（お話）をいただきました。ありがとうございます。次号から毎号掲載していく予定としておりますので、現地長期派遣専門家の皆様、御協力をよろしく願います。

主任国際協力専門官 島 崎 幸 英